判例関係の資料集

最判昭和６２年２月６日集民 150 号 75 頁・・・・・・・・・・・・・・・4 頁

損害賠償請求権者が訴訟上一時金による支払を求めている場合には、定期金による支払を命ずる判決をすることはできないとされた事例

最判昭和６２年５月２９日民集 41 巻 4 号 723 頁・・・・・・・・・・・・・・・・6 頁

一部保険（※車両保険である。）の保険者が第三者の行為によつて生じた保険事故に係る損害の一部を被保険者に填補した場合において、被保険者が第三者に対して有する債権の額が損害額を下回るときは、右保険者は、右債権のうち填補した金額の損害額に対する割合に応じた債権を取得する。

最判昭和６２年 ７月１０日民集 41 巻 5 号 1202 頁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 頁

労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは傷病補償年金又は厚生年金保険法（昭和六〇年法律第三四号による改正前のもの）による障害年金は、被害者の受けた財産的損害のうちの積極損害又は精神的損害から控除すべきでない。

最判平成元年４月１１日民集 43 巻 4 号 209 頁・・・・・・・・・・・・12 頁

労働者がいわゆる第三者行為災害により被害を受け、第三者がその損害につき賠償責任を負う場合において、賠償額の算定に当たり労働者の過失を斟酌すべきときは、右損害の額から過失割合による減額をし、その残額から労働者災害補償保険法に基づく保険給付の価額を控除するのが相当である。（反対意見がある。）

最大判平成５年３月２４日民集 47 巻 4 号 3039 頁・・・・・・・・・・・・20 頁

不法行為と同一の原因によって被害者又はその相続人が第三者に対して損害と同質性を有する利益を内容とする債権（※地方公務員共済組合法に基づく遺族年金）を取得した場合は、当該債権が現実に履行されたとき又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるときに限り、これを加害者の賠償すべき損害額から控除すべきである。（反対意見がある。）

最判平成８年４月２５日民集 50 巻 5 号 1221 頁・・・・・・・・・・・31 頁

交通事故の被害者が後遺障害により労働能力の一部を喪失した場合における逸失利益の算定に当たっては、事故後に別の原因により被害者が死亡したとしても、事故の時点で、死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、死亡の事実は就労可能期間の認定上考慮すべきものではない。

最判平成８年５月３１日民集 50 巻 6 号 1323 頁・・・・・・・・・・・・33 頁

交通事故の被害者がその後に第二の交通事故により死亡した場合、最初の事故の後遺障害による財産上の損害の額の算定に当たっては、死亡の事実は就労可能期間の算定上考慮すべきものではない。

最判平成１１年１２月２０日民集 53 巻 9 号 2038 頁・・・・・・・・・・35 頁

交通事故の被害者が事故のため介護を要する状態となった後に別の原因により死亡した場合には、死亡後の期間に係る介護費用を右交通事故による損害として請求することはできない。（補足意見がある。）

最判平成２０年２月１９日民集 62 巻 2 号 534 頁・・・・・・・・・・・・38 頁

交通事故の被害者が、老人保健法（平成一七年法律第七七号による改正前のもの。以下同じ。）二五条一項に基づく医療の給付を受けてもなおてん補されない損害について自賠法一六条一項に基づく請求権を行使する場合は、他方で、医療の給付を行った市町村長が、老人保健法四一条一項により取得した上記請求権を行使し、被害者の上記請求権の額と市町村長が取得した上記請求権の額の合計額が自動車損害賠償責任保険の保険金額を超えるときであっても、被害者は市町村長に優先して自動車損害賠償責任保険の保険会社から上記保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができる。

最判平成２２年９月１３日民集 64 巻 6 月 1626 頁・・・・・・・・・・・・・・45 頁

被害者が、不法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合において、労働者災害補償保険法に基づく保険給付や公的年金制度に基づく年金給付を受けたときは、これらの各社会保険給付については、これらによるてん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきである。

最判平成２２年１０月１５日集民 235 号 65 頁・・・・・・・・・・・・・・・・49 頁

被害者が、不法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合において、労働者災害補償保険法に基づく保険給付を受けたときは、この社会保険給付については、これによるてん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきである。（補足意見がある。）

最判平成２４年２月２０日民集 76 巻 3 号 350 頁・・・・・・・・・・53 頁

人身傷害条項に基づき被害者が被った損害に対して保険金を支払った保険会社は、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得することはない

人身傷害条項の被保険者である被害者に過失がある場合、保険金を支払った保険会社は、上記保険金の額と過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る額の範囲で損害賠償請求権を代位取得する

最大判平成２７年 3 月 4 日民集 69 巻 2 号 178 頁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58 頁

被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、損害賠償額を算定するに当たり、上記の遺族補償年金につき、その塡補の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきである。

最判平成３０年９月２７日民集 72 巻 4 号 432 頁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62 頁

被害者の行使する自賠法１６条１項に基づく請求権の額と労働者災害補償保険法１２条の４第１項により国に移転して行使される上記請求権の額の合計額が自動車損害賠償責任保険の保険金額を超える場合、被害者は国に優先して損害賠償額の支払を受けられる

最判令和２年７月９日民集 74 巻 4 号 1204 頁・・・・・・・・・・・・・・・・・65 頁
交通事故の被害者が後遺障害逸失利益について定期金賠償を求めている場合に、同逸失利益が定期金賠償の対象となるとされた事例

最判令和４年３月２４日民集 76 巻 3 号 350 頁・・・・・・・・・・・・・・・・69 頁
人身傷害保険の支払による保険代位の範囲及び人傷一括払いの合意の効力に関する判例（人身傷害保険のアマウント内の支払の事案）

最判令和５年１０月１６日裁時 1825 号 7 頁・・・・・・・・・・・・・・・・・74 頁
人身傷害保険の支払による保険代位の範囲及び人傷一括払いの合意の効力に関する判例（人身傷害保険のアマウントを超えて支払った事案）

裁判年月日　昭和62年 2月 6日　裁判所名　最高裁第二小法廷

（要旨）
◆損害賠償請求権者が訴訟上一時金による支払を求めている場合には、定期金による支払を命ずる判決をすることはできないとされた事例

（本文）
主　　文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理　　由

一　上告代理人猪狩庸祐の上告理由第一及び上告代理人小川善吉、同瀬沼忠夫の上告理由第四点一、二について
　国家賠償法一条一項にいう「公権力の行使」には、公立学校における教師の教育活動も含まれるものと解するのが相当であり、これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。
二　上告代理人堀家嘉郎の上告理由第二点、上告代理人猪狩庸祐の上告理由第二並びに上告代理人小川善吉、同瀬沼忠夫の上告理由第一点、第二点及び第四点三、四について
　学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務があることはいうまでもない。本件についてこれをみるに、所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯することができ、右の事実関係によれば、松浦教諭は、中学校三年生の体育の授業として、プールにおいて飛び込みの指導をしていた際、スタート台上に静止した状態で頭から飛び込む方法の練習では、水中深く入ってしまう者、空中での姿勢が整わない者など未熟な生徒が多く、その原因は足のけりが弱いことにあると判断し、次の段階として、生徒に対し、二、三歩助走をしてスタート台脇のプールの縁から飛び込む方法を一、二回させたのち、更に二、三歩助走をしてスタート台に上がってから飛び込む方法を指導したものであり、被上告人今野良彦は、右指導に従い最後の方法を練習中にプールの底に頭部を激突させる事故に遭遇したものであるところ、助走して飛び込む方法、ことに助走してスタート台にあがってから行う方法は、踏み切りに際してのタイミングの取り方及び踏み切る位置の設定が難しく、踏み切る角度を誤った場合には、極端に高く上がって身体の平衡を失い、空中での身体の制御が不可能となり、水中深く進入しやすくなるのであって、このことは、飛び込みの指導にあたる松浦教諭にとって十分予見しうるところであったというのであるから、スタート台上に静止した状態で飛び込む方法についてさえ未熟な者の多い生徒に対して右の飛び込み方法をさせることは、極めて危険であるから、原判示のような措置、配慮をすべきであったのに、それをしなかった点において、松浦教諭には注意義務違反があったといわなければならない。もっとも、同教諭は、生徒に対して、自信のない者はスタート台を使う必要はない旨を告げているが、生徒が新しい技術を習

得する過程にある中学校三年生であり、右の飛び込み方法に伴う危険性を十分理解していたとは考えられないので、右のように告げたからといって、注意義務を尽くしたことにはならないというべきである。したがって、右と同旨に帰する原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

三　上告代理人堀家嘉郎の上告理由第一点一について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、原審の付添看護費用に関する損害額の算定方法は、正当として是認することができる。また、損害賠償請求権者が訴訟上一時金による賠償の支払を求める旨の申立をしている場合に、定期金による支払を命ずる判決をすることはできないものと解するのが相当であるから、定期金による支払を命じなかった原判決は正当である。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

四　その余の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきょう、原審の専権に属する事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　林　藤之輔　裁判官　牧　圭次　裁判官　島谷六郎　裁判官　藤島　昭　裁判官　香川保一）

裁判年月日　昭和 62 年 5 月 29 日　裁判所名　最高裁第二小法廷

（要旨）
◆一部保険の保険者が第三者の行為によつて生じた保険事故に係る損害の一部を被保険者に填補した場合において、被保険者が第三者に対して有する債権の額が損害額を下回るときは、右保険者は、右債権のうち填補した金額の損害額に対する割合に応じた債権を取得する。

（本文）
主　　文

一　原判決中、上告人・附帯被上告人の被上告人・附帯被上告人シルバーフエリー株式会社に対する請求のうち、金四五万円及びこれに対する昭和五三年一一月一日から完済に至るまで年五分の割合による金員の支払を求める部分につき、原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。
同被上告人・附帯被上告人は、上告人・附帯被上告人に対し、金四五万円及びこれに対する昭和五三年一一月一日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。
二　原判決中、被上告人日産火災海上保険株式会社の上告人・附帯被上告人に対する遅延損害金請求のうち、年五分の割合を超えて請求を認容した部分につき、原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。
右部分につき、同被上告人の請求を棄却する。
三　原判決中、上告人・附帯被上告人の被上告人・附帯上告人同和火災海上保険株式会社に対する本件上告及び附帯上告人・被上告人同和火災海上保険株式会社の附帯被上告人・被上告人シルバーフエリー株式会社に対する請求のうち、金五六三万〇五四〇円に対する昭和五五年二月二九日から同年三月一九日までの遅延損害金請求を棄却した部分に係る本件附帯上告をいずれも却下する。
四　その余の本件上告及び本件附帯上告をいずれも棄却する。
五　訴訟の総費用は、上告人・附帯被上告人と被上告人・附帯被上告人シルバーフエリー株式会社との間に生じたものはこれを四分し、その一を同被上告人・附帯被上告人の、その余を上告人・附帯被上告人の負担とし、被上告人・附帯上告人同和火災海上保険株式会社と上告人・附帯被上告人及び被上告人・附帯被上告人シルバーフエリー株式会社との間に生じたものはこれを五分し、その一を同被上告人・附帯上告人の、その余を上告人・附帯被上告人及び同被上告人・附帯被上告人の負担とし、上告人・附帯被上告人と被上告人日産火災海上保険株式会社との間に生じたものはこれを三分し、その一を同被上告人の、その余を上告人・附帯被上告人の負担とする。

理　　由

一　上告代理人笠井真一の上告理由及び附帯上告代理人藤内博の上告理由について
原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、上告人・附帯被上告人（以下「上告人」という。）の側にも過失があつたとして過失相殺を施した原審の判断は、正当として是認することができ、原判決

に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、いずれも採用することができない。

二　上告人は、原判決中、被上告人・附帯上告人同和火災海上保険株式会社（以下「附帯上告人」という。）に対する本件上告について、上告理由を記載した書面を提出しないし、附帯上告人は、原判決中、附帯被上告人・被上告人シルバーフエリー株式会社（以下「被上告人シルバー」という。）に対する請求のうち、認容金額の内金である五六三万〇五四〇円に対する昭和五五年二月二九日から同年三月一九日までの年五分の割合による遅延損害金請求を棄却した部分に係る本件附帯上告について、上告理由を記載した書面を提出しない。

三　職権によつて調査するに、原判決は、次のとおり法令の解釈適用に誤りがあり、一部破棄を免れないものというべきである。

1　原審は、（一）　上告人は、太洋産業株式会社から、同社所有の冷凍イカ二万五三四四キログラムを岩手県大船渡市から北海道釧路市まで運送することを依頼されてこれを引き受け、右冷凍イカを上告人所有の保冷車（最大積載量八〇〇〇キログラム。以下「本件車両」という。）に積み込み、従業員の足沢晴信運転手をしてその運送を担当させた、（二）　上告人は、昭和五三年五月三〇日、足沢運転手を介し、被上告人シルバーとの間で、前記の冷凍イカを積載した本件車両を青森県八戸港から北海道苫小牧港まで被上告人シルバー所有のフエリーボート「シルバークイーン号」で海上運送する旨の本件運送契約を締結した、（三）　右フエリーボートは、同日一二時、八戸港を出港したが、同日一六時三〇分ころ、尻屋崎沖海上において、天候の急変に遭遇し、これに起因する船体の大きな動揺により船首部分に保管中の本件車両がその場に横転し、その際の本件車両の反復移動、接触等の衝撃により、本件車両の周囲に保管中の車両六台に接触してこれらを毀損させるとともに、本件車両も車体、運転席、荷台等が破損し全損となるという本件事故が発生した、（四）　本件事故による本件車両の車両損害は三九〇万円である、（五）　本件事故の発生については、被上告人シルバー側には、船長による車両の転倒防止装置の装着作業の遅滞及び本件車両の異常な過積状態の看過の点に過失があり、上告人側には、足沢運転手による異常な過積をした車両の運送申込とその使用者である上告人によるその容認の点で過失がある、（六）　附帯上告人は、昭和五六年三月二七日、上告人に対し、本件車両について、上告人を被保険者として締結していた自動車保険契約に基づき、本件車両の損害填補として、保険金三〇〇万円を支払つた、（七）　本件事故における過失割合は、右過失の程度にかんがみ、上告人五割、被上告人シルバー五割と認めるのが相当である、との事実関係を適法に確定したうえ、本件車両の全損により上告人の被つた損害は前記三九〇万円の五割の一九五万円になるところ、附帯上告人から本件車両損害の保険金として支払を受けた前記三〇〇万円を損益相殺としてこれから控除すると、右損害はすべて填補されたことになる、と判断して、上告人の本件運送契約の債務不履行を理由とする本件車両損害に関する賠償請求を棄却すべきものとしている。

しかしながら、原審の右の判断を是認することはできない。その理由は次のとおりである。

損害保険において、保険事故による損害が生じたことにより、被保険者が第三者に対して権利を取得した場合において、保険者が被保険者に損害を填補したときは、保険者は、その填補した金額を限度として被保険者が第三者に対して有する権利を代位取得する（商法六六二条一項）ものであるが、保険金額が保険価額（損害額）に達しない一部保険の場合において、被保険者が第三者に対して有する権利が損害額より少ないときは、一部保険の保険者は、填補した金額の全額について被保険者が第三者に対して有する権利を代位取得することはできず、一部保険の比例分担の原則に従い、填補した金額の損害額

に対する割合に応じて、被保険者が第三者に対して有する権利を代位取得することができるにとどまるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、前記の事実関係によれば、本件車両の損害は三九〇万円であるのに、附帯上告人が上告人に対し支払つた保険金額は三〇〇万円であり、上告人の被上告人シルバーに対する損害賠償請求権は過失相殺により一九五万円であるというのであるから、一部保険の保険者である附帯上告人は、前記の説示に照らし、被保険者である上告人の被上告人シルバーに対する一九五万円の請求権を、保険金額三〇〇万円の本件車両の損害額三九〇万円に対する割合に応じて、すなわち一五〇万円の限度で代位取得するにとどまるものというべきであつて、上告人は、その反面として、右金額の限度で被上告人シルバーに対する請求権を喪失するものの、残額の四五万円については、なお右請求権を保有しているものということができる。そうすると、上告人の被上告人シルバーに対する請求のうち、本件車両の損害として右四五万円及びこれに対する同被上告人に対する訴状送達の翌日であること記録上明らかな昭和五三年一一月一日から完済に至るまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める請求部分は認容すべきものといわなければならない。したがつて、前記理由により右部分の請求をも棄却すべきものとした原判決には法令の解釈適用を誤つた違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかというべきであるから、右部分につき、原判決は破棄を免れず、第一審判決は取り消すべきものであり、前記の説示に照らし、上告人の右請求は認容すべきである。

2　原審は、前記事実のほか、(一)　被上告人日産火災海上保険株式会社（以下「被上告人日産火災」という。）は、昭和五三年四月一〇日、被上告人シルバーとの間で、被保険者を同被上告人とし、前記フエリーボートの運送に際し発生することあるべき事故により生ずる損害を填補するため、自動車運送船賠償責任保険契約を締結した、(二)　本件事故により、第一審判決別表記載の各被害者に対し、同表被害額欄記載のとおりの損害が発生した、(三)　被上告人日産火災は、右保険契約に基づき、右各被害者に対し、本件事故によつて生じた損害の填補として同表支払保険金欄記載のとおり各保険金合計一五一七万七三一七円を支払つた、との事実を適法に確定している。右事実関係によると、被上告人日産火災は、被保険者である被上告人シルバーが上告人に対して求償し得べき範囲内において取得した、前記被害者らの上告人に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を保険代位により取得したものということができるから、右支払保険金合計額の五割に相当する金額の限度で被上告人日産火災の上告人に対する請求を認容すべきものとした原審の判断は、結論において是認することができるところ、原審は、右の認容額に対する遅延損害金として、昭和五四年一一月二日から完済に至るまで年六分の割合による金員の支払を命じている。

しかしながら、本訴において認容された被上告人日産火災の請求債権は、同被上告人が保険代位により取得した不法行為に基づく損害賠償請求権にほかならないのであるから、これをもつて商行為によつて生じた債権ということはできず、したがつて、これに対する遅延損害金の利率につき商法五一四条を適用すべき根拠に欠けるものであり、結局前記金員に付すべき遅延損害金は、民法所定の年五分の割合の限度で認められるにとどまるものというべきである。そうすると、被上告人日産火災の上告人に対する遅延損害金請求のうち、年五分の割合を超える部分の請求をも認容すべきものとした原判決には、法令の解釈適用を誤つた違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかというべきであるから、右部分につき、原判決は破棄を免れず、第一審判決は取り消すべきものであり、前記説示に照らし、被上告人日産火災の前記請求部分は棄却すべきである。

四　よつて、民訴法四〇八条、三九六条、三八六条、三八四条一項、三九九条の三、三九九条一項二号、九六条、九三条、九二条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　牧　圭次　裁判官　島谷六郎　裁判官　藤島　昭　裁判官　香川保一　裁判官　林　藤之輔）

裁判年月日　昭和 62 年 7 月 10 日　裁判所名　最高裁第二小法廷

（要旨）

◆労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは傷病補償年金又は厚生年金保険法（昭和六〇年法律第三四号による改正前のもの）による障害年金は、被害者の受けた財産的損害のうちの積極損害又は精神的損害から控除すべきでない。

主　　文

原判決中、金二四九万三〇五〇円及びこれに対する昭和四九年一二月二〇日から完済に至るまで年五分の割合による金員の支払請求に係る部分につき、原判決を破棄する。

右部分につき本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理　　由

上告代理人松村正康の上告理由について

原審は、（一）　被上告会社の被用者である被上告人伊東は、昭和四九年一二月一九日、被上告会社の事業の執行の過程において、上告人に対し暴行を加え、頚部捻挫、左胸部挫傷の傷害を負わせた（以下「本件事故」という。）、（二）　上告人は、本件事故により、入院雑費一万五五〇〇円、付添看護費一〇九万六〇〇〇円、休業補償費一〇五四万五四六五円及び慰藉料一八〇万円、以上合計一三四五万六九六五円相当の損害を被つた、（三）　上告人は、本件事故による傷害を原因として、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業補償給付二三九万五九八〇円、同法による傷病補償年金六七二万〇三八四円、厚生年金保険法（昭和六〇年法律第三四号による改正前のもの。以下同じ）による障害年金（原判決中に「健康保険障害年金」とあるのは、記録に照らし、厚生年金保険法による障害年金の誤記と認める。）四九四万六〇二二円、以上合計一四〇六万二三八六円を受領した、との事実を確定したうえ、（四）　右治療関係費（入院雑費、付添看護費）、休業補償費及び慰藉料は、本件事故により上告人に生じた同一の身体傷害を原因とする損害の費目にすぎず、これらの各費目について計上される金額は、上告人が被つた右の損害を金銭的に評価するための資料となるにすぎないから、労災保険法ないし厚生年金保険法に基づく保険給付は、いかなる給付名義をもつてされたものであつても、それが本件事故による身体傷害を原因とする損害の填補の実質を有するものである限り、右損害に対する填補がされたものとして、前記損害の合計額から右保険給付額の合計額を一括して控除すべきものである、（五）　そうすると、上告人が本件事故によつて被つた損害は全額填補されたことになり、また、右損害の填補が本訴提起とは関係なくされたものである以上、上告人主張の弁護士費用相当の損害も本件事故によつて生じたものとはいえないとして、上告人の本訴請求を全部棄却すべきものと判断している。

しかしながら、右の判断は、本件事故によつて上告人が被つた損害のうち、休業補償費に相当する損害が右各保険給付を受領したことによつて填補されたことになるとした点を除いては、これを是認することができない。その理由は次のとおりである。

労災保険法又は厚生年金保険法に基づく保険給付の原因となる事故が被用者の行為により惹起され、右被用者及びその使用者が右行為によつて生じた損害につき賠償責任を負うべき場合において、政府が被害者に対し労災保険法又は厚生年金保険法に基づく保険給付をしたときは、被害者が被用者及び使用者に対して取

得した各損害賠償請求権は、右保険給付と同一の事由（労働基準法八四条二項、労災保険法一二条の四、厚生年金保険法四〇条参照）については損害の填補がされたものとして、その給付の価額の限度において減縮するものと解されるところ（最高裁昭和五〇年（オ）第四三一号同五二年五月二七日第三小法廷判決・民集三一巻三号四二七頁、同五〇年（オ）第六二一号同五二年一〇月二五日第三小法廷判決・民集三一巻六号八三六頁参照）、右にいう保険給付と損害賠償とが「同一の事由」の関係にあるとは、保険給付の趣旨目的と民事上の損害賠償のそれとが一致すること、すなわち、保険給付の対象となる損害と民事上の損害賠償の対象となる損害とが同性質であり、保険給付と損害賠償とが相互補完性を有する関係にある場合をいうものと解すべきであつて、単に同一の事故から生じた損害であることをいうものではない。そして、民事上の損害賠償の対象となる損害のうち、労災保険法による休業補償給付及び傷病補償年金並びに厚生年金保険法による障害年金が対象とする損害と同性質であり、したがつて、その間で前示の同一の事由の関係にあることを肯定することができるのは、財産的損害のうちの消極損害（いわゆる逸失利益）のみであつて、財産的損害のうちの積極損害（入院雑費、付添看護費はこれに含まれる。）及び精神的損害（慰藉料）は右の保険給付が対象とする損害とは同性質であるとはいえないものというべきである。したがつて、右の保険給付が現に認定された消極損害の額を上回るとしても、当該超過分を財産的損害のうちの積極損害や精神的損害（慰藉料）を填補するものとして、右給付額をこれらとの関係で控除することは許されないものというべきである。労災保険法による保険給付を慰藉料から控除することは許されないとする当裁判所の判例（昭和三五年（オ）第三八一号同三七年四月二六日第一小法廷判決・民集一六巻四号九七五頁、同五五年（オ）第八二号同五八年四月一九日第三小法廷判決・民集三七巻三号三二一頁。なお、同三八年（オ）第一〇三五号同四一年一二月一日第一小法廷判決・民集二〇巻一〇号二〇一七頁参照）は、この趣旨を明らかにするものにほかならない。

これを本件についてみるに、上告人が本件事故によつて被つた損害の内容及びこれに伴い上告人が受領した労災保険法及び厚生年金保険法に基づく保険給付が前記のとおりであるというのであるから、前記の説示に照らし、右保険給付は、上告人の被つた前記損害のうち、休業補償費についてのみ同一の事由についてされたものとして填補関係を生じるにとどまり、前記の入院雑費、付添看護費及び慰藉料との関係では填補関係を生じるものではなく、したがつて、右各損害につき前記の保険給付額による控除をすることは許されないものというべきである。そうすると、前記損害の合計額から保険給付額の合計額を控除し、その結果、上告人の損害は全額填補されたことになるものとし、ひいて弁護士費用相当の損害も認められないとした原判決には、右の点において法令の解釈適用を誤つた違法があるものというべきであり、右違法は判決に影響するものであることは明らかというべきであるから、この違法をいう論旨は理由がある。しかるところ、上告人は、自らが被つた損害につき三割の限度で過失相殺がされるべきことを自認し、前記損害のうち、入院雑費、付添看護費及び慰藉料の合計額二九一万一五〇〇円に弁護士費用六五万円を合算した三五六万一五〇〇円の七割に相当する二四九万三〇五〇円及びこれに対する昭和四九年一二月二〇日から完済に至るまで年五分の割合による金員の支払請求の限度で原判決の破棄を求めているので、右の範囲で原判決を破棄するにとどめることとする。そして、本件については更に審理を尽くさせる必要があるから、右部分につきこれを原審に差し戻すのが相当である。

よつて、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　島谷六郎　裁判官　牧　圭次　裁判官　藤島　昭　裁判官　香川保一）

裁判年月日　平成元年 4 月 11 日　裁判所名　最高裁第三小法廷

（要旨）
◆いわゆる第三者行為災害に係る損害賠償額の算定に当たつての過失相殺と労働者災害補償保険法に基づく保険給付額の控除との先後
◆労働者がいわゆる第三者行為災害により被害を受け、第三者がその損害につき賠償責任を負う場合において、賠償額の算定に当たり労働者の過失を斟酌すべきときは、右損害の額から過失割合による減額をし、その残額から労働者災害補償保険法に基づく保険給付の価額を控除するのが相当である。（反対意見がある。）

（本文）
主文
　本件上告を棄却する。
　上告費用は上告人の負担とする。

理由
　上告代理人佐藤真理、同坪田康男、同吉田恒俊、同相良博美の上告理由第一について
　労働者災害補償保険法（以下「法」という。）に基づく保険給付の原因となった事故が第三者の行為により惹起され、第三者が右行為によって生じた損害につき賠償責任を負う場合において、右事故により被害を受けた労働者に過失があるため損害賠償額を定めるにつきこれを一定の割合で斟酌すべきときは、保険給付の原因となった事由と同一の事由による損害の賠償額を算定するには、右損害の額から過失割合による減額をし、その残額から右保険給付の価額を控除する方法によるのが相当である（最高裁昭和五一年（オ）第一〇八九号同五五年一二月一八日第一小法廷判決・民集三四巻七号八八八頁参照）。けだし、法一二条の四は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が先に保険給付をしたときは、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権は右給付の価額の限度で当然国に移転し（一項）、第三者が先に損害賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができると定め（二項）、受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付義務とが相互補完の関係にあり、同一の事由による損害の二重填補を認めるものではない趣旨を明らかにしているのであって、政府が保険給付をしたときは、右保険給付の原因となった事由と同一の事由については、受給権者が第三者に対して取得した損害賠償請求権は、右給付の価額の限度において国に移転する結果減縮すると解されるところ（最高裁昭和五〇年（オ）第四三一号同五二年五月二七日第三小法廷判決・民集三一巻三号四二七頁、同五〇年（オ）第六二一号同五二年一〇月二五日第三小法廷判決・民集三一巻六号八三六頁参照）、損害賠償額を定めるにつき労働者の過失を斟酌すべき場合には、受給権者は第三者に対し右過失を斟酌して定められた額の損害賠償請求権を有するにすぎないので、同条一項により国に移転するとされる損害賠償請求権も過失を斟酌した後のそれを意味すると解するのが、文理上自然であり、右規定の趣旨にそうものといえるからである。右と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。
　同第二について
　原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原審の裁量に属する過失相殺の割合の不当をいうものにすぎず、採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官伊藤正己の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官伊藤正己の反対意見は次のとおりである。

私は、上告理由第一についての多数意見に同調することができず、原判決は破棄を免れないと考える。その理由は次のとおりである。

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、併せて業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とするものであり（法一条）、労災保険事業に要する費用に充てるための保険料は事業主から徴収されるが（法二四条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律一五条等）、国庫は右費用の一部を補助することができることとされている（法二六条）。そして、法一二条の二の二第一項は、労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、保険給付を行わないこととし、同条二項は、労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により、右のような負傷等又は事故を生じさせるなどしたときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができるとし、もって、保険給付を制限する場合を限定している。すなわち、法においては、使用者の故意・過失の有無にかかわらず、同項の定める事由のない限り、事故が専ら労働者の過失によるときであっても、保険給付が行われることとし、できるだけ労働者の損害を補償しようとしているということができる。以上の点に徴すれば、労災保険制度は社会保障的性格をも有しているということができるのである。政府が労災保険給付をした場合に、右保険給付の原因となった事由と同一の事由について、受給権者の第三者に対して取得した損害賠償請求権が右保険給付の価額の限度において国に移転するものとされるのも、同一の事由による損害の二重填補を認めるものではない趣旨を明らかにしたにとどまり、第三者の損害賠償義務と実質的に相互補完の関係に立たない場合についてまで、常に受給権者の有する損害賠償請求権が国に移転するものとした趣旨ではないと解することも十分可能であるから、当然に法一二条の四第一項の規定を多数意見のように解さなければならないものではないというべきである。

もとより、労災保険制度が社会保障的性格を有することなどから、直ちに、事故により被害を受けた労働者に過失がある場合に国が受給権者の第三者に対して有する損害賠償請求権のうちのいかなる部分を取得するかという問題を解決することはできない。しかし、労災保険制度が社会保障的性格を有し、できるだけ労働者の損害を補償しようとしていることは、法一二条の四第一項の解釈にも反映させてしかるべきである。右の観点からすると、政府が保険給付をした場合においても、第三者に対する損害賠償請求権の額と右保険給付の額とが相まって、右保険給付の原因となった事由と同一の事由による労働者の損害が全部填補される結果にならない限り、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権は国に移転しないと解することも考えられないではないが、そこまで徹底することには躊躇を感ずる。私は、労働者に過失がある場合には、政府のした保険給付の中には労働者自らの過失によって生じた損害に対する填補部分と、第三者の過失によって生じた損害に対する填補部分とが混在しているものと理解し、第三者の損害賠償義務と実質的に相互補完の関係に立つのは、右のうち第三者の過失によって生じた損害に対する填補部分であり、したがって、国が取得する受給権者の第三者に対する損害賠償請求権も、第三者の過失によって生じた損害に相当する部分であると解するのが相当であると考える。このように解すべきものとすれば、法に基づいてされた保険給付の原因となった事由と同一の事由による損害の賠償額を算定するに当たっては、右損害の額から右保険給付の価

額を控除し、その残額につき労働者の過失割合による減額をする方法によるべきことになる。法一二条の四第一項が事故の発生につき労働者に過失があるため第三者に対する損害賠償請求権が損害額よりも少ない場合をも念頭において規定されたものであるとは思われない。以上のような見解に対しては、損害賠償の理論からすれば、たまたま労災保険給付があったからといって賠償の総額が増えるのはおかしいとの批判がある。しかし、労災保険が純然たる責任保険と異なることは前記のとおりであるから、労災保険が給付される場合とこれが給付されない場合とで、受給権者の受領することのできる金額に差が生ずるのは当然のことであり、右の非難は当たらないというべきである。

以上のとおりであるので、私は、多数意見に同調することができない。本件において、国は、休業給付のうち、上告人の過失によって生じた損害に相当する部分については損害賠償請求権を取得する余地がなく、第三者である被上告人田辺浩之の過失によって生じた損害に相当する部分について損害賠償請求権を取得するにすぎないから、上告人の休業損害の額から減縮すべき額は後者に相当する部分にとどまるというべきである。

なお、不法行為による被害者に過失がある場合において、被害者の加害者に対する損害賠償額を定めるにつき、被害者の過失を斟酌するか否か、斟酌するとしてもどの損害につきどの程度斟酌するかということは、裁判所が具体的事案において諸般の事情を考慮し公平の観念に基づいて決定すべきものであり、裁判所の裁量に委ねられているというべきであるが（最高裁昭和二七年（オ）第七二二号同三〇年一月一八日第三小法廷判決・裁判集民事一七号一頁、同昭和三二年（オ）第八七七号同三四年一一月二六日第一小法廷判決・民集一三巻一二号一五六二頁、同昭和三九年（オ）第三二八号同年九月二五日第二小法廷判決・民集一八巻七号一五二八頁参照）裁判所が被害者の過失を一定の割合で斟酌すべきであると判断した以上、過失相殺と労災保険給付の価額の控除の順序の誤りは法令の解釈適用の誤りに当たるというべきである。したがって、原判決には法令の解釈適用を誤った違法があり、右の違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであるので、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れないところ、原審は上告人の未填補損害が皆無であるとして、弁護士費用相当の損害額につき判断しておらず、右の点について更に審理を尽くさせる必要があるので、本件を原審に差し戻すのが相当であると考える。

（裁判長裁判官伊藤正己　裁判官安岡満彦　裁判官坂上壽夫　裁判官貞家克己）

上告代理人佐藤真理、同坪田康男、同吉田恒俊、同相良博美の上告理由

第一、原判決が労災保険からの給付額を過失相殺の対象に含めた点は、判決に影響を及ぼす法令違反であり、破棄を免れない。

一、上告人は本件交通事故に関し、一〇、六七二、八二九円の労災保険給付（休業給付）を受けている。この労災保険給付額が過失相殺の対象となるかどうかについて、第一審判決と原判決は見解を異にしている。

第一審判決は損害総額から労災保険給付額を控除した後の金額につき過失相殺している（以下「控除後相殺説」という。）のに対し、原判決は損害総額につき過失相殺した後で労災保険給付額を控除している（以下「控除前相殺説」という。）。

ところで、被害者に過失がある場合の保険給付の控除の問題は、単に過失相殺の順序ないし先後の問題ではなく、保険者（国）の求償権ないし代位の範囲の問題と表裏の関係にある。即ち、被害者、加害者、保険者（国）の三者の関係をどう位置づけ、調整すべきかということが問題なのである。これに対し、加害者が

負担すべき損害総額自体（加害者に対する賠償額＋国から求償を受ける額）は、被害者の損害総額に加害者の過失割合を乗じて算出され、この額自体は固定したものである。

この点については、次の三つの立場が考えられる。例えば、損害額を一〇〇〇、被害者の過失割合を三〇%、保険給付額を五〇〇と仮定しておく。

第一は、社会保険者が給付した額を限度として、社会保険者の求償権に優先権を認める方式であり、損害全額につき過失相殺した額から社会保険の給付額を控除するという控除前相殺説である。この説では、被害者が加害者に賠償を求めうる額は、1000×0.7−500＝200 となる。

第二は、加害者である第三者に対する国の求償権は被害者の過失割合に対応した額に限られるとするものであり、被害者にはその残額の賠償が認められることになる。従って、(1000−500）×0.7＝350 というより、むしろ 1000×0.7−500×0.7＝350 とすべきであって、これが控除後相殺説に対応する。

第三は、差額説ともいうべき考え方で、全損害から給付額を差し引いた差額につき被災者に優先権を認めるものである。すなわち過失相殺の結果得られた損害額から被災者が右の差額を優先的に取得し、その残額につき社会保険者が求償権をもつというものである。この説では、被災者が損害総額一〇〇〇と給付額五〇〇の差額の五〇〇を、過失相殺により得られた額 1000×0.7＝700 から優先的に弁済を受け、残り二〇〇を国が取得することになり、控除前相殺説とちょうど逆の結果になる（西村健一郎「社会保障給付と損害賠償」民商創立五〇周年記念論集Ⅱ四二三頁）。

二、控除後相殺説が妥当である。以下、その理由を述べる。

この説に立つ札幌地判昭和四八年二月一六日訟務月報一九巻一〇号一〇頁は次のように判示する。

(1)　まず、第三者行為災害に際し、被害者に対する第三者の賠償額が被害者の過失を斟酌して定められるべき場合、被害者が既に労災保険給付を受けているときは、当該第三者と被害者の間においては被害者の過失相殺前の損害額から右給付額を控除した差額について過失相殺がされるべきである。

例えば被害者の過失相殺前の損害額一〇〇、既に支払われた労災保険給付額六〇、被害者の過失割合三割のとき被害者は第三者に対し残四〇の七割に当る二八の賠償を請求しうる。

その反面として国の第三者に対する求償権は、第三者が本来負担すべき七〇から右二八を控除した四二に限定される筋合いであり、これは結局国の代位する額がその給付すべき金額について被害者の過失の割合で過失相殺された額まで減じられたのと同一の結果になる。

(2)　そもそも法に定められた労働者の給付を受ける権利は業務上の災害の発生が使用者の営利活動に基づく危険を原因とするものであることから、当該労働者の損害をその営利活動により利益をあげている使用者団体に負担させるべきであるとする考慮によるものであって、労働者に故意または重過失があるときは別として、単なる過失がある場合にも国は給付の全部につきその補償をするよう定められている。右の理は第三者行為災害に際し被害者に過失がある場合にも同様で、その過失はその災害が業務上のものであることに基づく被害者の法定の受給権に何らの消長をきたすようなものであるはずがない。しかるところ前記結論と異なり、保険給付額を控除しないで過失相殺をした後にその額から右給付額を控除した額を第三者の被害者に対する賠償額とすることは（この場合はその反面として国は被害者の総損害額に過失相殺した額が保険給付の額を越える限り全額につき求償しうることとなる）、業務上の災害であることに基づく被害者の前記法に定められた受給権を被害者の全部過失の場合に比べ名目的なものとする不合理な結果を招来する。（前記事例で被害者の過失割合が四割である場合、後者の方法によれば被害者は単に国からも給付を受けうる利益を持つにすぎず、営利活動に基づいた危険に由来する使用者の責任が考慮されないこととなり〈document image100×0.6−60＝ゼロとなり、被害者から加害者への賠償請求はできなくなる〉、あたかも国が第三者の

責任を仮に肩代わりするような観を呈する。これは被害者に過失がなく、第三者がすべての責任を負う場合に、後記のような考慮により定められた法第二〇条の趣旨から、結果的に国が第三者の責任をその給付の限度で肩代わりするようにみえるのとは異なり、不合理なものと評するほかはない。）

(3)　法第二〇条はその一項で国が第三者行為災害において保険給付をした場合は給付価額の限度で国が被害者の第三者に対する損害賠償請求権を取得することを、その二項で第三者が同一の事由で損害賠償をした場合は国がその価額の限度で補償の義務を免れることをそれぞれ定めているけれども、これは加害者たる第三者に不当な利益を与えないことおよび被害者が損害の二重のてん補を受けないことを目的としているのであるから、以上の考察に従えば、被害者に斟酌さるべき過失があるときは、国が先に保険給付をした場合には、第三者の賠償義務と重複して給付した部分についてのみ代位して求償しえ、また第三者が先に賠償した場合には同様にそのうち国の給付義務と重複する部分についてのみ給付義務を免れるにすぎないものと解すべきである。

三、右判決の正しく指摘する通り、被災者（被害者）に四割の過失しかない場合（即ち使用者の責任が相当に重い場合）にあっても、被災者の全部過失に基づく労働災害の場合と同様に、被災者は国からの労災保険給付しか受けられず、使用者に対する損害賠償責任の追求が全くできないというのは不合理というほかない。

被保険者である被災者が保険給付によって利益を受けるのが当然であるのに、控除前相殺説では、単に絶対倒産しない支払い能力抜群の国からも給付を受け得るというに過ぎず、金額上のメリットは殆どない。損害賠償請求権のかなりの部分が社会保険者に移転し、被災者の損害のかなりの部分が依然として填補されないまま残されることになってしまう。

本件について言うと、控除前相殺説に立つ原判決は、被上告人らは総損害額二三、八九〇、二三一円の四割、即ち九、五五六、〇九二円の支払い義務を負担するが、労災保険給付が一〇、六七二、八二九円なされていることにより、一、五六五、三八五円（休業損害以外の損害の四割）だけ上告人に支払えば足りるのであり、被上告人らが上告人に二、七〇〇、〇〇〇円を既に支払っているのは「払い過ぎ」であるという。

しかし、これでは、被上告人らが支払い義務を負担する九、五五六、〇九二円のうちのわずか一六％の金額しか上告人は被上告人らに賠償請求できず、総損害額二三、八九〇、二三一円のほぼ半分に近い一一、六五二、〇一七円の支払いが受けられないという過酷な結果となってしまう。

四、この原判決の考え方では、保険者たる国の求償権だけが大きな額を占めることになる。ところが、現実には、求償権が必ずしも常に行使されているとは限らない。本件の場合は比較的上告人の過失も大きいと考えたからか、理由は定かでないが、国からの求償権の行使は行われていない（原審では争点になっていなかったので――その意味で、原判決は弁論主義違反の疑いもある――調査嘱託等による立証がなされていないが、本上告理由書の作成にあたり、上告人代理人佐藤真理が天王寺労働基準監督署に問い合わせたところ、求償権の行使は全くなされていないことが確認された。しかも求償できる期間は三年なので殆どが時効にかかっていることも判明した）。従って、加害者たる被上告人らは、本来の支払い義務額である九、五五六、〇九二円のうち一六％にあたる一、五六五、三八五円を支払うだけで、責任を免れうるということになり、ますます不合理さが拡大する。

労災保険給付金が被害者の損害填補の意味を持ち、被害者に二重の利得を与えるべき理由はないので、損益相殺されるのは当然としても、保険給付を受けたことのメリットが被害者には殆ど生じず、逆に加害者にのみ生じるというのは背理である。

しかも本件の場合は工場内での労災などと異なり勤務中の交通事故であり、加害者は労災保険料納付の負担も行っていない。たまたま交通事故の被害者が勤務中であったというだけで、被上告人ら加害者が望外の利益（損益相殺の利益以上の）を受けるというのはなおさら不合理といわなければならない。

五、「社会保険者は、本来、保険事故に対してその発生原因・責任のいかんにかかわりなく給付すべきものであって、損害賠償請求権を代位取得しうるから給付すると言うものではない。社会保険者の求償権は、被災者の二重利得の禁止と加害者の不当な責任免脱の防止のために認められているのであって、その点からすれば、社会保険者の負担軽減の視点は付随的なものにすぎない。被災者の過失によって加害者が責任をもつべき賠償総額が限定されて、被保険者（被災者）と社会保険者の利害が対立するような場合には、二重填補が生じない範囲で前者を優先することが社会保険の趣旨にも、またできる限り完全な損害填補を行うという損害賠償の目的にも合致する。その点からいえば理論的には控除後相殺説あるいは差額説の方がより合理的である」（西村健一郎・前掲四二五頁）。西ドイツでも、控除後相殺説が採用されている（西村健一郎・前掲四二三〜四二四頁）。

六、さらに、控除後相殺説の根拠について、東京地判昭和四六年九月二一日判時六五二・六〇は次のように判示している。

「加害者側が賠償すべき損害金を填補することを建前とする自賠責保険金と異なり、労災保険金は、災害を受けた労働者に原則として、できうる限り完全な補償を政府により与え、保護しようとする制度下で給付されるものであって、加害者より被害者が賠償を受ける限度で補償を与えようとするものではないことは、例えば労働者災害補償保険法第一九条の規定からも、また法第二〇条の求償権の行使は、過失相殺の結果、加害者に被害者が賠償を求めうる限度を越える場合はこれをなさないとする解釈上からも、なんら支障なく肯定されるところであり、被害者としては、たとえ過失相殺により、給付さるべき保険給付額を下る賠償額しか加害者に請求しえない場合でも、これがために保険給付額が低減される由縁がなく、そうすると、労災保険金の給付をなした政府は、その給付額が限度より過失相殺斟酌割合に応じて算出される賠償応分額を、同じく右給付額を控除した金額より右過失相殺に応じて算出される賠償額を請求する被害者とならんで、各一個の請求権を加害者に対し行使しうることになるのであり、かく解するときは、本件のごとく被害者の請求においては、労災保険給付相当分の損害は、当事者の主張と齟齬なき限り、加害者の賠償すべき金額ではなく、被害者の蒙った損害額をもとに、消滅させる債権を考慮すべきことになる」

七、これに対し、控除前相殺説の立場から、控除後相殺説を批判する代表的な判例である大阪地裁昭和五九年二月二八日判決（判例タイムズ五二五号二二三頁）は次の通り述べている。

第一は、労災保険制度の趣旨、目的からの批判である。大阪地裁判決によれば、労災保険給付の趣旨は、基本的には、労災事故による被災労働者の稼働能力等の財産的損害を填補するものであるという。しかも、労災保険の受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の労災保険給付の義務とは、相互補完関係にあり、同一事故による損害の二重填補を認めるものでないと解されるとの最判昭和五二年五月二七日第三小法廷判決・民集三一巻三号四二七頁や、労災保険法六七条の趣旨に照らすと損害賠償の一般法理により、過失相殺後に控除すべきであるという。

第二に、控除後相殺説では、被災労働者が死亡した事故の場合に、過失相殺による減額、損害賠償請求権の相続による各相続人への相続分に応じた配分、及び遺族のうち労災保険の受給権者に支給された労災保険金の控除という三つの問題相互の関係を被災労働者が死亡しなかった通常の事故の場合と対比して、現在の損害賠償の一般法理の下で、理論的に整合した説明を与えることは困難であるという難点があるという。

八、まず、第一の点について反論する。労災保険制度が被災労働者の損害填補の目的を有することは、その通りであるが、労災保険が社会保障的性格を有することを重視しなければならない（高松高判昭和五八年一二月二七日交民集一六・六・一五七八）。

例えば、総損害額一〇〇〇万円、保険給付額六〇〇万円、七割過失相殺の事案の時、被害者が加害者に賠償しうるのは 1000×0.3＝300 万円のはずだが、だからといって保険給付額が六〇〇万円から三〇〇万円に低減されるわけではない。被害者の過失割合の如何にかかわらず、労災法所定の給付がなされるのである（前掲東京地判昭和四六年九月二一日）。

このように労災保険においては社会保障的性格を重視して考えなければならない。

また大阪地裁判決のいうように労災保険を基本的に被災労働者の損害の填補のための制度と考えた場合であっても、控除後相殺説の方が控除前相殺説に比べ被災者の損害填補に資することはあきらかである。控除後相殺説をとったからといって、加害者も損益相殺の利益は受けるのであり、加害者と被害者の本来の過失割合をこえて加害者に余分な負担を与えるというわけではなく、民法第七二二条二項の趣旨に反するものではない（このような観点からは、差額説をとることも十分合理性を有するが、少なくとも控除後相殺説が採用されなければならない）。

九、第二の点について反論する。例えば、被災労働者の死亡事故について損害総額を三〇〇〇万円、被害者過失三〇％、相続人は妻と子の二名とし、妻にのみ遺族補償給付（例えば遺族補償年金一時払金）八〇〇万円があるとすると、控除前相殺説に依拠すると 3000 万円×0.7×2 分の 1＝1050 万円となり、妻の分一〇五〇万円−八〇〇万円＝二五〇万円、子の分一〇五〇万円となる。これに対し、控除後相殺説では、相続前に右労災給付金八〇〇万円を控除して、遺族一人当たりの相続分は（3000 万円−800 万円）×0.7×2 分の 1＝770 万円となるはずであり、受給権者でない子の相続分からも控除することになるのは、不合理だと非難する。

しかし、受給権者でない子の相続分から控除すべきでないのは当然である。要は労災給付金を過失相殺の対象に含めるか否かという考え方の対立であるから、控除後相殺説の立場では、法定相続分から妻についてのみ労災給付金を控除して、その残額について過失相殺をすればよい。遺族一名当たりの相続分は三〇〇〇万円×二分の一＝一五〇〇万円だから、受給権のある妻については、一五〇〇万円から右給付金八〇〇万円を控除し、これに過失相殺して、妻の相続分は（1500 万円−800 万円）×0.7＝490 万円となり、子の相続分は 1500 万円×0.7＝1050 万円となる。

右のように解すれば足りるのであり、何ら「理論的整合性の点での難点」は存在しない。

結果的にみても、控除前相殺説では、遺族補償給付を受けた妻が、同給付を受けていない子と全く同額の金銭しか取得できず、控除後相殺説の方が、労災制度の趣旨に合致し、妥当であることは明らかである。

一〇、法理論は明快でなければならないが、単純で割り切りやすければいいというものではない。

「この種の問題は、結局は政策論、ポリシーの選択の問題であって論理必然的に一つの結論に到達するという性質のものではない。」（保原喜志夫「労災補償制度と不法行為責任」・ジュリスト六九一号）。制度趣旨をふまえて、被害者、加害者、保険省（国）の三者間の利害関係をいかに考え、調整すべきかの価値判断にかかるのであって、具体的妥当性が追求されるべきなのである。

労災法第六七条の趣旨も二重取りを許さないというものに過ぎず、控除前相殺説の決定的根拠となしうるものではない。

控除前相殺説によれば、本件被上告人のような加害者に漁夫の利を与えるばかりで、被災者（被害者）にはほとんど金銭的なメリットがないということになり、国民の健全な法的正義の観念に反することになろう。

むしろ、制度趣旨として損害の填補を強調しつつ、過失相殺の範囲を広く解する控除前相殺説では、過失相殺によって給付されるべき保険給付額を下回る金額しか加害者が賠償義務を負担しない場合であっても、これによって保険給付額が低減されないという労災保険制度の仕組みについて「理論的に整合した説明を与えることが困難」であると思われる。

第二〈省略〉

裁判年月日　平成 5 年 3 月 24 日　裁判所名　最高裁大法廷

（要旨）

◆不法行為と同一の原因によって被害者又はその相続人が第三者に対して損害と同質性を有する利益を内容とする債権を取得した場合は、当該債権が現実に履行されたとき又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるときに限り、これを加害者の賠償すべき損害額から控除すべきである。（反対意見がある。）

（本文）

主文

一　原判決を次のとおり変更する。

1　上告人は、被上告人に対し、一七八万九七九四円及びこれに対する昭和六一年一月一四日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。

2　被上告人のその余の請求を棄却する。

二　訴訟の総費用はこれを五分し、その一を上告人の、その余を被上告人の負担とする。

理由

上告代理人芝康司、同山本寅之助、同森本輝男、同藤井勲、同山本彼一郎、同泉薫、同矢倉昌子、同阿部清司の上告理由について

所論は、要するに、被上告人の請求は、上告人に対し、本件事故によって死亡した森島裕治（以下「裕治」という。）の相続人（妻）である被上告人が、地方公務員等共済組合法（昭和六〇年法律第一〇八号による改正前のもの。以下「法」という。）の規定する退職年金を受給していた裕治が生存していればその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額などを同人の損害として、その賠償を求めるものであるところ、被上告人は、裕治の死亡を原因として、法の規定する遺族年金の受給権を取得したのであるから、裕治の平均余命年数を基準に遺族年金の現在額を算定し、これを被上告人が上告人に対して賠償を求める損害額から控除すべきであると解するのが最高裁判所の判例（最高裁昭和四八年（オ）第八一三号同五〇年一〇月二一日第三小法廷判決・裁判集民事一一六号三〇七頁）であるのに、これと異なり、被上告人が原審の口頭弁論終結時までに現実に支給を受けた遺族年金の額に限って損害額から控除すれば足りるとした原判決には、法令の解釈適用を誤った違法がある、というのである。

一1　不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものである。

2　被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要があり、また、被害者が不法行為によって死亡し、その損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合にも、右の損益相殺的な調整を図ることが必要なときがあり得る。このような調整は、前記の不法行為に基づく損害賠償制度の目的から考えると、被害者又はその相続人の受ける利益によって被害者に生じた損害が現実に補てんされたということができる範囲に限られるべきである。

3　ところで、不法行為と同一の原因によって被害者又はその相続人が第三者に対する債権を取得した場合には、当該債権を取得したということだけから右の損益相殺的な調整をすることは、原則として許されないものといわなければならない。けだし、債権には、程度の差こそあれ、履行の不確実性を伴うことが避けられず、現実に履行されることが常に確実であるということはできない上、特に当該債権が将来にわたって継続的に履行されることを内容とするもので、その存続自体についても不確実性を伴うものであるような場合には、当該債権を取得したということだけでは、これによって被害者に生じた損害が現実に補てんされたものということができないからである。

4　したがって、被害者又はその相続人が取得した債権につき、損益相殺的な調整を図ることが許されるのは、当該債権が現実に履行された場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということができる場合に限られるものというべきである。

二1　法の規定する退職年金及び遺族年金は、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とする地方公務員法所定の退職年金に関する制度に基づく給付であって、その目的及び機能において、両者が同質性を有することは明らかである。そして、給付義務を負う者が共済組合であることに照らせば、遺族年金については、その履行の不確実性を問題とすべき余地はないということができる。しかし、法の規定によれば、退職年金の受給者の相続人が遺族年金の受給権を取得した場合においても、その者の婚姻あるいは死亡などによって遺族年金の受給権の喪失が予定されているのであるから（法九六条）、既に支給を受けることが確定した遺族年金については、現実に履行された場合と同視し得る程度にその存続が確実であるということができるけれども、支給を受けることがいまだ確定していない遺族年金については、右の程度にその存続が確実であるということはできない。

2　退職年金を受給していた者が不法行為によって死亡した場合には、相続人は、加害者に対し、退職年金の受給者が生存していればその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額を同人の損害として、その賠償を求めることができる。この場合において、右の相続人のうちに、退職年金の受給者の死亡を原因として、遺族年金の受給権を取得した者があるときは、遺族年金の支給を受けるべき者につき、支給を受けることが確定した遺族年金の額の限度で、その者が加害者に対して賠償を求め得る損害額からこれを控除すべきものであるが、いまだ支給を受けることが確定していない遺族年金の額についてまで損害額から控除することを要しないと解するのが相当である。

3　以上説示するところに従い、所論引用の当裁判所第三小法廷昭和五〇年一〇月二一日判決及び最高裁昭和五二年（オ）第四二九号同年一二月二二日第一小法廷判決・裁判集民事一二二号五五九頁その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきものである。

三1　これを本件についてみるのに、原審の適法に確定した事実関係によれば、(一)　裕治は、本件事故前、退職年金を受給していた、(二)　裕治が本件事故によって死亡しなければその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額（被上告人の相続分）は、一〇三五万五六七一円である、(三)　被上告人は、裕治が本件事故によって死亡したため、遺族年金の受給権を取得し、原審の口頭弁論終結時までに合計三二一万一一五一円の支給を受けた、というのである。

2　原審は、右事実関係の下において、被上告人が現実に支給を受けた遺族年金の額に限って、これを損害の額から控除すべきものとし、裕治の得べかりし退職年金の現在額その他の損害額に過失相殺による減額を加えた額から遺族年金の既払分三二一万一一五一円及び自動車損害賠償保障法に基づく

保険金を控除した残額に弁護士費用を加え、結局、二一六万二一四四円が上告人の被上告人に対する損害賠償額であると判断した。

3　しかし、法七五条一項、四項によれば、年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給し、毎年三月、六月、九月及び一二月（なお、昭和六〇年法律第一〇八号により、毎年二月、五月、八月及び一一月と改正され、改正前の遺族年金にも適用されることになった。）において、それぞれの前月までの分を支給するものとされており、被上告人について遺族年金の受給権の喪失事由が発生した旨の主張のない本件においては、原審口頭弁論終結の日である昭和六三年七月八日現在で被上告人が同年七月分までの遺族年金の支給を受けることが確定していたものである。

ところで、被上告人が原審最終口頭弁論期日までに支給を受けた最終の分は昭和六三年五月（原判決の事実摘示欄に同年六月とあるのは誤記と認める。）に支払われた三七万二三五〇円であることは、原判決の記載から認められるところ、右金員は、前記の法七五条四項の規定によれば、同年二月から四月までの遺族年金であるとみるべきであるから、被上告人の当時の遺族年金の三か月分の金額は三七万二三五〇円であることが明らかである。

4　したがって、本件において、前記の損害額から控除すべき遺族年金の額は、被上告人が既に支給を受けた三二一万一一五一円と原審の口頭弁論終結時において支給を受けることが確定していた同年五月から七月までの三か月分三七万二三五〇円との合計額であるというべきである。

5　そうすると、被上告人に関する損害賠償として上告人に対し支払を命ずべき額は、原審の認容額二一六万二一四四円から右の三七万二三五〇円を控除した一七八万九七九四円ということになるので、これと結論を一部異にする原審の前記判断には、損害賠償額の算定に関する法令の解釈適用を誤った違法があるといわなければならない。論旨は、その限度で理由があり、原判決は、右の三七万二三五〇円を控除しなかった限度で破棄を免れず、同部分につき、被上告人の請求は棄却すべきものである。

よって原判決を主文第一項のとおり変更することとし、民訴法四〇八条、三九六条、三八六条、三八四条、九六条、八九条、九二条に従い、裁判官藤島昭、同園部逸夫、同佐藤庄市郎、同木崎良平、同味村治の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官藤島昭の反対意見は、次のとおりである。

一　私は、地方公務員等共済組合法の規定する退職共済年金（昭和六〇年法律第一〇八号による改正前の同法の規定する退職年金についても同じ。以下「退職年金」という。）を受給していた者が不法行為によって死亡した場合に、相続人は、加害者に対し、退職年金の受給者が死亡しなければその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額を同人の損害として、その賠償を求めることはできず、したがって、右の相続人のうちに、退職年金の受給者の死亡を原因として、同法の規定する遺族共済年金（前記の改正前の地方公務員等共済組合法の規定する遺族年金についても同じ。以下「遺族年金」という。）の受給権を取得し、これに基づく支給を受けている者があるときにも、既に支給を受けた年金額又は将来受給し得る年金額を右にいう損害額から控除することを要しないと解するのが相当である（そもそも控除の要否を論ずる前提を欠く。）と考える。その理由は、次のとおりである。

二　不法行為によって被害者が死亡した場合には、相続人は、加害者に対し、被害者が死亡しなければその平均余命期間に得べかりし利益（逸失利益）を同人の損害として、その賠償を求めることができるが、右にいう逸失利益は、原則として、被害者の稼働能力を基礎として考えるべきものであって、被害者が

生前に得ていた利益を不法行為によって喪失した場合に、その利益の性質のいかんにかかわらず、これをすべて被害者の逸失利益として算定すべきものではない。換言すれば、不法行為によって死亡した被害者の損害は、本人が生前に得ていた利益の喪失それ自体ではなく、本人が死亡によって喪失した稼働能力とみるべきものであって、その逸失利益の算定に当たって、本人が生前に稼働能力を具現化して賃金その他の収入を現実に得ていた場合には、その額を基準にして逸失利益が算定されるにすぎないと解すべきものである。死亡時に賃金その他の収入を現実に得ていない幼児あるいは主婦などにつき、いわゆる賃金センサス等を基準にして逸失利益が算定されるのも、被害者が将来的又は潜在的に稼働能力を有することを前提として、これが右の逸失利益の算定における合理的な計算方法の一つと解されるからである。

三　これを退職年金を受給していた者が死亡した場合についてみると、退職年金の受給者が生存していれば受給できた退職年金を同人の逸失利益とみることができるか否かは、退職年金が受給者の稼働能力を基礎として支給されるものであるか否かにかかっている。そこで、以下、退職年金の性質について考える。

1　地方公務員等共済組合法の規定する退職年金は、地方公務員等の相互救済を目的とする共済制度に基づく給付であるが、その基礎を地方公務員法四三条三項に置くもので、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とする退職年金に関する制度に基づく給付にほかならない。退職年金の右の目的は、国家公務員等共済組合法の規定する退職年金（昭和六〇年法律第一〇五号による改正後の同法の規定する退職共済年金を含む。）のほか、厚生年金保険法の規定する老齢厚生年金、国民年金法の規定する老齢基礎年金の目的とも共通するものであって、いずれもわが国における社会保障制度の根幹を占めるものである。

2　そして、退職年金は、右の目的からしても、また、その機能からしても、本人及びその家族（本人が直接扶養する家族）が本人の退職後における一定の生活水準を維持し得るために給付される生活保障と理解すべきものと思われる。本人が掛金を負担していることは、共済制度が相互救済を目的とし、かつ、健全な保険数理を基礎として定められるべきことに由来するもので、これを理由に退職年金を生活保障として理解することが妨げられるものではない。

3　このように退職年金を本人及びその家族に対する生活保障として理解すべきものであれば、本人の稼働能力を表象するものではないから、これを本人の稼働能力と結び付ける余地はなく、退職年金を受給していた者が死亡した場合にも、生存していれば受給できた退職年金を基礎として逸失利益を算定することは許されないというべきである。従来、右の退職年金の現在額を本人の逸失利益として算定し、その相続人が加害者に損害賠償を求めることができると解するのが判例であったが、この点において、従来の当審判例は変更されるべきものである。もっとも、私のように考えると、従来の判例に比べ、被害者の遺族の保護に欠けるのではないかという批判も予想されるが、法は、地方公務員等共済組合法の場合にも、国家公務員等共済組合法の場合にも、本人によって生計を維持していた遺族に対しては、一定の順位で、遺族年金を支給することとしているのである。遺族年金は、もとより当該年金の受給権者の稼働能力とは関係のない給付であるから、その目的及び機能は、遺族に対する生活保障として理解すべきものであるが、このように、退職年金の受給者の死亡を原因として、遺族に対して遺族年金の支給が制度上予定されているということは、退職年金も遺族年金も、それぞれの目的及び機能において、本人及びその家族又は遺族に対する生活保障であるため、遺族年金が退職年金の代替的な役割を果たすことを前提にしているからである。そして、遺族年金の額が原則として退職

年金の額の四分の三（本件当時は二分の一）とされていることも、右の代替的な役割を裏付けるものであって、その割合からしても、本人によって生計を維持していた遺族の保護に欠けるものではないと思われる。

4　退職年金は、これを今日的にみれば、社会保障制度の一環として理解されるべきもので、これとは別に、不法行為法の領域において、不法行為によって死亡した退職年金の受給者が生存していれば受給できた退職年金を本人の逸失利益として算定する理由も、その必要もない。

本件のように、退職年金の受給者が事故により死亡した場合の損害賠償としては、まず、本人の健康状態その他諸般の事情を総合して、本人の稼働能力の有無及びその程度を的確に評価し、稼働能力が存在すると認められる場合には、賃金センサス等の資料を用いるなどして損害賠償額を算定すべきであり、このような方法によって本人又はその相続人の適正な保護が図られるべきものである（右の賠償額の算定に関して、被害者が賃金センサスを上回る額の収入を得ていたときは、その収入額が稼働能力を表象するものとみるべきであり、また、その収入が賃金センサスを下回る場合でも、それが自らの稼働能力をすべて実現していたとはいえないときには、賃金センサスを用いて損害賠償額を算定することができよう。）。

四　この点につき、多数意見は、退職年金の受給者が生存していれば受給できた退職年金を本人の逸失利益として算定し得るとの前提で、相続人のうちに、遺族年金の受給権を取得した者がいる場合には、損益相殺的な調整を図る必要があるとするが、右の前提において賛同し得ないばかりでなく、事実審の口頭弁論終結の時を基準にして控除額が定まるため、訴訟の係属期間の長短によって加害者の賠償すべき額に変動を生ずるという事態を招く上、特に、本件は、地方公務員等共済組合法五〇条一項の代位の規定及び同条二項の支給停止の規定が適用されない場合と解されるため、既払分については、加害者の責任が右の範囲で軽減され、将来分については、被害者の遺族が退職年金と遺族年金とを実質的に二重取りするという、公平の見地からみて是認し難い結果に至ることなどからして、右の考え方には、難点があるように思われる。また、将来分を含めて控除すべきものとする見解は、右の実質的な二重取りを防ぐという点からみれば公平の原則にかなっているが、存続の不確実な遺族年金の将来分まで控除することを容認する点において、問題があることを否定できないように思われる。他方、既払分を含めて控除を不要とする見解は、その前提とする逸失利益をいかに把握すべきかという点については、私と考え方を同じくするものであるが、同じ共済制度に基づく長期給付である退職年金と遺族年金とを目的及び機能を異にする給付として理解する結果、両者の実質的な併給を容認し、二重取りの結果を招く点において、公平の理念から逸脱しているように思われる、私には、いずれの見解にも納得し難いところがあるが、このことは、そもそも不法行為によって死亡した退職年金の受給者が将来生存していれば受給できた退職年金を本人の逸失利益として算定し得るとする考え方の出発点に無理があるからではないかと思われるのである。私がいずれの見解にも同調せず、退職年金の逸失利益性それ自体を否定すべきであると考えるゆえんでもある。

五　私の考え方によれば、原判決には、退職年金を受給していた裕治が生存していれば受給できた退職年金の現在額を本人の逸失利益として計上した上、裕治の死亡によって遺族年金の受給権を取得した被上告人が既に支給を受けた遺族年金の額を控除して賠償額を算定した点において、法令の解釈適用を誤った違法があり、その結果、裕治の損害額の算定につき、審理不尽の違法があるといわなければならない。したがって、原判決を破棄し、右の点につき、前示の方法に基づいて更に審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すべきである。

裁判官園部逸夫、同佐藤庄市郎、同木崎良平の反対意見は、次のとおりである。

我々は、退職年金を受給していた者が不法行為によって死亡した場合には、相続人は、加害者に対し、退職年金の受給者が生存していればその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額を基礎として同人の財産上の損害を算定し、その賠償を求めることができるが、この場合において、右の相続人のうちに、退職年金の受給者の死亡を原因として、遺族年金の受給権を取得し、これに基づく支給を受けている者があるときにも、既に支給を受けた年金額又は将来受給し得る年金額の現在額を右の損害額から控除することを要しないと解するのが相当であると考える。その理由は、次のとおりである。

一1　不法行為に基づく損害賠償制度の目的が、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることにあることは、多数意見が説くとおりである。

2　ところで、退職年金の受給者は、死亡によりその受給権を喪失するに至るが、この場合の損害は、右受給権の喪失それ自体ではなく、右受給権によって表象される受給者の稼働能力の喪失であり、退職年金の額はその稼働能力を金銭的に評価する手段にすぎないと考えるべきである。すなわち、退職年金は、一定年数以上公務員として勤務した後退職した者（以下「退職者」という。）に対し、退職者の退職時における給与の額を基準として算出された金額を退職者の死亡に至るまで支給するものであるが、退職者の退職時における給与の額が基準にされていることなどからすれば、退職年金は、退職後死亡までの期間において退職者の全稼働能力を平均して金額的に表象するものと理解すべきものである。したがって、退職者が不法行為により死亡した場合には、その平均余命期間に受給できたはずの退職年金の現在額を喪失した稼働能力の実現により得べかりし利益として、その損害の賠償を請求することができるというべきである。なお、退職者が現実に経済活動をすることにより収入を得ていたときは、その活動が可能であった期間の得べかりし収入の喪失をも同様に損害として賠償請求をすることができる。けだし、退職年金は、退職者の最低限の稼働能力を表象するものにすぎないからである。

なお、このような見解に対しては、(1)　稼働能力は加齢とともに逓減するはずであるのに、退職年金額は死亡に至るまで一定である（逓減しない）ことと矛盾するのではないか。また、(2)例えば、寝たきりの状態にある受給権者についても、なお稼働能力を認めることになって、不合理ではないか、という疑問が予想される。しかし、(1)の点については、確かに稼働能力は加齢により逓減するものであるが、退職年金は、退職から死亡までの期間に退職者が有する全稼働能力を平均して金額的に表象するものであるから、加齢によって現実の稼働能力が著しく減少した時点においても、なお退職者の稼働能力を表象するものである性格を失わないというべきであるし、また、(2)の点については、現実の稼働能力が皆無というべき状態になった時点においても、同様に考えるべきである。

二1　被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、公平の見地から、その利益の額を加害者に賠償を求める損害の額から控除することによって、損益相殺的な調整を図る必要があり、また、この場合、右の利益を受ける者が被害者の損害賠償請求権を取得した相続人であるときも、同様な損益相殺的な調整を図る必要があり得ることを否定することができない。この点も、多数意見が説くとおりである。

2　しかし、退職年金の受給者の死亡により、その相続人が遺族年金の受給権を取得し、現に支給を受け又は将来支給を受ける権利を取得したとしても、これを被害者ないしその相続人の利益として、損益相殺的な調整をすることは許されない。けだし、退職年金の受給者の死亡により支給が開始される

遺族年金は、主として右受給者の収入によって「生計を維持していた」遺族だけが支給を受けるものとされ、相続人であっても当然に支給されるものでない反面、相続人でない事実上婚姻関係と同様の事情にある者に対しても支給されることがあり（法二条一項二号、三号）、また、支給を受ける遺族の死亡、一定年齢への到達あるいは婚姻等の事由が発生したときには支給されなくなる（法九六条）などの規定があることから考えると、遺族年金は、退職年金の受給者の死亡を契機に、同人と一定の関係にあった遺族の生活水準の維持という目的で支給されるものであることが明らかであり、前記のように、退職年金の受給者の死亡による損害を退職年金額を基礎にして算定したとしても、これを損害発生と同一の原因による利益ということはできず、損益相殺的な調整をすべき関係にはないからである。今日、遺族年金制度がいわゆる社会保障制度の一環として組み込まれ、主として扶養者を欠いた被扶養者の生活保障という機能を果たしている現状にかんがみれば、右のように損益相殺的な調整を否定しても、被害者に不当な利益を与え、加害者に過当な責任を負わせることにはならず、むしろ損失の公平な分担を究極の目的とする損害賠償制度の理念にも沿うものと考えられる（なお、我々の見解によれば、遺族年金の給付は、退職年金の受給者の損害の補てんとは全く関係がないものというべきであるから、本件のような場合においては、法五〇条の代位等の規定を適用する余地はない）。

3　したがって、死亡した退職年金の受給者の相続人が遺族年金の受給権を取得したとしても、これを損害賠償額の算定に当たって控除することは要しないというべきである。そして、この見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更されるべきものと考える。

三　本件において、上告人は、裕治の平均余命期間に受給することができる被上告人の遺族年金の現在額を損害額から控除すべきことを主張するものであるところ、我々の見解によれば、被上告人の遺族年金については、将来受給すべき分はもとより、既に支給を受けた分についても損害額から控除することを要しないというべきであるから、現実に支給を受けた遺族年金の額につき損害額から控除すべきものとした原審の判断は、誤りであるというべきである。

しかし、本件においては、被上告人からの上告がないので、不利益変更禁止の原則により、原審の結論を上告人に不利益に変更することはできないから、これを維持し、本件上告は棄却すべきものである。

裁判官味村治の反対意見は、次のとおりである。

一　多数意見は、法の規定する退職年金を受給していた者が不法行為によって死亡し、相続人のうちに、右の死亡を原因として法の規定する遺族年金の受給権を取得した者がある場合には、右の相続人が賠償を求める損害額から、支給を受けることが確定した遺族年金の額を控除すべきであるが、まだ支給を受けることが確定していない遺族年金の額は控除することを要しないとする。しかし、私は、右の損害額から控除すべき額は、被害者と同性同年齢の者の平均余命年数の間に、右の相続人が支給を受けることが確定すべき遺族年金の現在額すなわち被害者の死亡時現在における価額であると考えるので、以下その理由を述べる。

二　多数意見が摘示する当裁判所第三小法廷昭和五〇年一〇月二一日判決は、前記の場合と同じ場合（ただし、退職年金及び遺族年金は、当該事案の当時施行されていた地方公務員等共済組合法に基づくもの）について、被害者の平均余命年数の間は、遺族年金を取得した相続人が相続により被害者の逸失利益として取得した退職年金と、右の相続人が受けるべき遺族年金とは重複し、右の相続人がその間遺族年金を受領するのは不当に利得することとなるので、被害者の平均余命年数を基準として、遺族年金の

現在額を算出した上、これを右の相続人が賠償を求める損害額から控除すべきものとした。私は、基本的な考え方において、この判決に賛成である。

三　多数意見は、相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、損益相殺的な調整を図ることが必要なときがあり得るとし、また、法の規定する退職年金及び遺族年金は、その目的及び機能において、同質性を有するとしながら、前記のとおり、遺族年金の受給権を取得した相続人が賠償を求める損害額から控除すべき額は、支給を受けることが確定した遺族年金の額に限られるとして、右の判決を変更すべきものとする。多数意見が右のような限定をする理由は、要するに、相続人が取得した権利が将来にわたって継続的に履行されることを内容とする債権で、その存続自体についても不確実性を伴うものであるときは、現実に履行された場合又はこれと同視できる程度にその存続が確実である場合に限り右の調整を図ることが許されるところ、遺族年金の受給権は死亡又は婚姻等により消滅するとされているから、まだ支給を受けることが確定していない遺族年金は、現実に履行された場合と同視できる程度に存続が確実とはいえないということにある。その結果、多数意見によると、右の損害額から控除すべき額は、原審口頭弁論終結の日までに支給を受けることが確定した遺族年金の額に限られることになる。

四　しかし、遺族年金の受給権は、受給権者の死亡又は婚姻等までの間定期に遺族年金の支給を受けることを内容とする基本権で、この基本権に基づき定期に遺族年金の支給を受ける債権が生ずるのであって、遺族年金の受給権は、右のような基本権として財産的価値を有することが明らかである。多数意見の指摘するように、遺族年金の受給権は、その存続が確実とはいえないが、そのことにより、その財産的価値が否定されるものではなく、その価値の算定に当たりそのような不確実性を勘案することを必要とするにとどまる。したがって、相続人が不法行為と同一の原因によって右の受給権を取得した場合に、これを前記の損益相殺的な調整の対象から除外することは、右の受給権が財産的価値を有することを看過して、右の相続人に不当に利得させるもので、公平に反するというべきである。しかも、退職年金の受給権者の死亡を原因として遺族年金の受給権を取得した相続人が賠償を求める損害は、被害者が受給することができた退職年金の現在額のうち相続により取得した額であるが、退職年金も受給権者の死亡まで支給することとされているのであるから（法七八条一項）、受給権者の死亡により消滅するという点で、その存続が確実であるとはいえない。このように退職年金の受給権も遺族年金の受給権も将来の継続的な給付を内容とする存続の不確実な債権であるのに、前者を損害として認めながら、後者を右の調整の対象となる利益として認めないことは、公平の見地から相当とは思われない。また、多数意見によれば、遺族年金として支給を受ける額については、その確定の時期が原審口頭弁論終結の前後のいずれであるかによって右の調整の対象となるか否かが決せられることとなるが、口頭弁論がいつ終結するかは、訴訟の進行状況によるもので、当事者間の実体法上の公平とは関係がないから、多数意見は、この点においても、右の調整が公平の見地から必要とされることに適合しないと思われる。

五　したがって、私は、遺族年金の受給権の取得による利益を前記の損益相殺的な調整の対象とすべきものと考える。この場合、右の調整の対象となるのは、前記の第三小法廷判決が説示するところとほぼ同様、被害者と同性同年齢の者の平均余命年数の間に、支給を受けることが確定すべき遺族年金の現在額であるが、右の現在額の算定については、前述のように、遺族年金の受給権の存続の不確実性を勘案することを要する。このためには、遺族年金の受給権者が右の期間内に死亡し又は婚姻等をする蓋然性を合理的に推定することにより、遺族年金の受給権の存続の蓋然性を推定するほかなく、問題は、その合理的推定の可能性にある。この点については、私は、次のように考える。すなわち、不法行為による死

亡者が男性で、その死亡により遺族年金の受給権を取得した相続人がその妻であるときは、公表されている生命表等により、統計上一定の年齢の男性の平均余命年数及び一定の年齢の女性のその年齢後の毎年における死亡率を知ることができるし、同じく公表されている人口動態統計等により、夫と死別した女性の再婚率を知ることができるから、これらにより、夫と死別した女性が被害者と同年齢の男性の平均余命年数の間に死亡し又は再婚する蓋然性の近似値を求め、これにより右の期間内に遺族年金の受給権が存続する蓋然性を数値化することは可能であり、この方法はこれらの蓋然性の推定方法として、合理的なものであると考える。

六　以上により、私は、本件において、被上告人が上告人に対して賠償を求める損害額から控除すべき額は、被害者と同年齢の男性の平均余命年数の間に、被上告人が支給を受けることが確定すべき遺族年金の現在額とすべきものと考える。右の現在額の算定については、中間利息を控除するほか、生命表等により、被上告人と同年齢の女性が右の期間内の各年に死亡する率の平均値を求め、次に、人口動態統計等により、夫と死別した女性の再婚率を求め、これらをそれぞれ被上告人が右の期間内に死亡し又は再婚する蓋然性の数値とし、これらの数値により遺族年金の受給権の存続の蓋然性を求めて、これを算定の一要素とすることが相当であると考える。

七　前述したところによれば、原判決には、被上告人が既に支給を受けた遺族年金の額のみを控除して賠償額を算定した点において、法令の解釈適用を誤った違法があり、その結果審理不尽の違法があるものというべきである。したがって、原判決を破棄し、右の点につき、更に審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すべきである。

（裁判長裁判官草場良八　裁判官藤島昭　裁判官坂上壽夫　裁判官貞家克己　裁判官大堀誠一　裁判官園部逸夫　裁判官橋元四郎平　裁判官中島敏次郎　裁判官佐藤庄市郎　裁判官可部恒雄　裁判官木崎良平　裁判官味村治　裁判官大西勝也　裁判官小野幹雄裁判官三好達）

上告代理人芝康司、同山本寅之助、同森本輝男、同藤井勲、同山本彼一郎、同泉薫、同矢倉昌子、同阿部清司の上告理由

原判決には、判決に影響を及ぼすこと明らかな法令の違背があり、破棄を免れない。

一、本件は、地方公務員を定年退職し、現に退職年金を受給していた森島裕治の死亡による損害賠償に関し、被害者本人の受給していた退職年金の将来分を逸失利益とする場合において、妻（被上告人）が取得するに至った遺族年金は、すでに受領した分のみを損益相殺すれば足りるか、或いは、単に受領分にとどまらず妻が将来受給すべき分まで損益相殺をすべきであるかを問題とする。

二、この点に関し、第一審判決（大阪地裁昭和六二年（ワ）第四一七九号事件昭和六三年三月二二日判決）は次のように判示する。

『被告は、原告トシ子に将来支給さるべき遺族共済年金も同原告の相続した損害賠償債権から控除すべきものであると主張するので、この点につき判断するに、地公共法五〇条一項は、「組合は、給付事由……が第三者の行為によって生じた場合には、当該給付事由に対して行った給付の価額の限度で、受給権者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合は、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」と規定する。右の規定は、厚生年金法四〇条及び労働者災害補償保険法一二条の四の規定と同趣旨のもので、共済組合が給付を「行った」ことによって、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権が組合に移転し、受給権者がこれを失うのは、組合が現実に

給付を行なって損害が填補されたときに限られ、いまだ現実の給付がない以上、たとえ将来にわたり継続して給付されることが確定していても、受給権者が第三者に対し損害賠償の請求をするに当たり、このような将来の給付額を損害額から控除することを要しないものとした規定と解するのが相当である（最高裁判所昭和五二年五月二七日判決、民集三一巻三号四二七頁参照）。』

右判決に対し、上告人（控訴人）は控訴し、右第一審判決が誤りである旨の詳細な主張をなしたが、原判決は、何ら実質的な判断を示すことなく、単に第一審判決を引用し、控訴人の控訴は理由がないと判示するにとどまった。

三、右第一審判決の引用する最高裁判所判決（以下単に「最高判決」という）の事案と本件とは明らかにその事案を異にする。

右「最高判決」は、労働者が事故により重傷を負い、後遺障害により生涯軽作業にしか従事できない状態となり、労災保険及び厚生年金保険の障害年金の給付を受けるようになった場合に関する。正に事故により給付が開始した場合であり、それ故に、給付者の給付による求償権の取得が生じる。

一方、本件事案における地方公務員等共済組合法の定める給付は、災害の場合をも含むが、それにとどまらず、病気、出産、退職などの場合の給付をも含んでいる。従って、給付をなしたとしても、元来第三者に対して求償権を取得しない給付事由が存在するのである。

そして、本件において、亡裕治は生前すでに得ていた退職年金給付が同人死亡により遺族年金に変移したとしても、その間の同質同一性に鑑みるとき、この給付は本件事故により生じたというより、退職という事由によってすでに生じていたと言うべきである。実質的にみても、給付者（公立学校共済組合）の給付額は退職年金から遺族年金にと減少した結果となり、給付者が右給付により加害者に対し損害賠償請求権を取得する関係にない。

四、現実の填補はその範囲において損害賠償請求権を満足させ、同請求権を失わせることは言うまでもない。しかし損益相殺は公平の見地から認められるものであって、現実の填補がない限り損益相殺を許さないと解すべき必然性はない。

退職年金と遺族年金の同時併存はあり得ない。退職年金受給権の逸失による損害賠償を認めつつ、一方遺族年金受給権の損益相殺を否定するならば、右両受給権の併存を認める結果となり、法の建前に反するのみならず、同一目的の給付の二重取りを許す結果となって不合理である。将来の退職年金が逸失利益として認められる以上、将来の遺族年金もまた損益相殺されるべきが公平の理念に合致する。

五、次に最高裁判所の判決例をみてみることにする。

地方公務員が交通事故により死亡し、得べかりし退職年金を逸失利益として相続した、本件と事案を全く同一にする事件に関し、最高裁判決は「被上告人萩原 document image き子は、亡菊治の得べかりし退職年金につき、同人の逸失利益として相続によりこれを取得したものであり、同人の平均余命年数の間は同被上告人の受けるべき遺族年金と重複することとなるから、同被上告人がその間遺族年金を受領するのは不当に利得することになるものというべく、従って、菊治の平均余命年数を基準として遺族年金の現在額を算出したうえ、これを控除すべきものとした原審の認定判断は、正当として是認することができる」（最高裁昭和五〇年一〇月二一日判決、判例時報七九九号三九頁）と判示する。最高裁昭和五〇年一〇月二四日判決民集二九巻九号一三七九頁も同様事案に関し同旨を判示する。

右判示は正に本件に適合し、正当な法解釈かつ法適用というべきである。

六、原判決は損益相殺の法理の解釈適用を誤る違法を犯すものである。そして、上告人の主張する損益相殺を行ない、かつ被上告人への填補額を控除すれば、被上告人の請求は全部棄却されるべきこととなるから、右誤りが判決に影響を及ぼすこと明らかである。

裁判年月日　平成 8 年 4 月 25 日　裁判所名　最高裁第一小法廷

（要旨）

◆交通事故の被害者が後遺障害により労働能力の一部を喪失した場合における逸失利益の算定に当たっては、事故後に別の原因により被害者が死亡したとしても、事故の時点で、死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、死亡の事実は就労可能期間の認定上考慮すべきものではない。

主　　文

原判決中、上告人らの敗訴部分のうち、（１）　被上告人青森定期自動車株式会社及び同木村誠に対し、上告人扇静湖につき五〇五万二三七三円並びに同扇有希及び同扇利行につき各二五二万一一八七円並びにこれらに対する平成元年七月五日から各支払済みまで年五分の割合による金員の連帯支払を求める部分、（２）　被上告人日産火災海上保険株式会社に対し、同青森定期自動車株式会社に対する右各請求に係る判決が確定したときに、上告人扇静湖につき五〇五万二三七三円並びに同扇有希及び同扇利行につき各二五二万一一八七円並びにこれらに対する平成元年七月五日から各支払済みまで年五分の割合による金員の支払を求める部分を破棄する。

前項の破棄部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理　　由

上告代理人樋渡源藏、同樋渡俊一の上告理由第二点について

一　原審の確定したところによれば、（１）　昭和六三年一月一〇日、新潟県内の国道上において、被上告人青森定期自動車株式会社が保有し、被上告人木村誠の運転する大型貨物自動車が、扇要一（以下「要一」という。）の同乗する普通貨物自動車と衝突し、要一は、右交通事故により脳挫傷、頭蓋骨骨折等の傷害を負った（以下「本件交通事故」という。）、（２）　要一は、本件交通事故の後、山形県鶴岡市内の病院において入通院による治療を受けた結果、平成元年六月二八日には、知能低下、左腓骨神経麻痺、複視等の後遺障害（以下「本件後遺障害」という。）を残して症状が固定した、（３）　要一は、本件交通事故当時、大工として工務店に勤務していたものであるが、右の症状固定の後も就労が可能な状態になかったことから、毎日のように山形県西田川郡温海町内の自宅付近の海で貝を採るなどしていたところ、同年七月四日、海中で貝を採っている際に心臓麻痺を起こして死亡した（以下「本件死亡事故」という。）、というのである。

二　要一の相続人である上告人らは、本件において、要一の本件後遺障害による労働能力の一部喪失を理由として、要一の症状固定時である四四歳から就労可能年齢六七歳までの間の逸失利益の損害を主張している。原審は、要一の本件後遺障害による逸失利益があるとはしたものの、要一は本件交通事故と因果関係のない本件死亡事故により死亡したものであるところ、事実審の口頭弁論終結前に被害者の死亡の事実が発生し、その生存期間が確定して、その後に逸失利益の生ずる余地のないことが判明した場合には、後遺障害による逸失利益の算定に当たり右死亡の事実をしんしゃくすべきものであるとして、要一の死亡後の期間についての逸失利益を認めなかった。

三　しかしながら、原審の右判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

交通事故の被害者が事故に起因する傷害のために身体的機能の一部を喪失し、労働能力の一部を喪失した場合において、いわゆる逸失利益の算定に当たっては、その後に被害者が死亡したとしても、右交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、右死亡の事実は就労可能期間の認定上考慮すべきものではないと解するのが相当である。けだし、労働能力の一部喪失による損害は、交通事故の時に一定の内容のものとして発生しているのであるから、交通事故の後に生じた事由によってその内容に消長を来すものではなく、その逸失利益の額は、交通事故当時における被害者の年齢、職業、健康状態等の個別要素と平均稼働年数、平均余命等に関する統計資料から導かれる就労可能期間に基づいて算定すべきものであって、交通事故の後に被害者が死亡したことは、前記の特段の事情のない限り、就労可能期間の認定に当たって考慮すべきものとはいえないからである。また、交通事故の被害者が事故後にたまたま別の原因で死亡したことにより、賠償義務を負担する者がその義務の全部又は一部を免れ、他方被害者ないしその遺族が事故により生じた損害のてん補を受けることができなくなるというのでは、衡平の理念に反することになる。

四　これを本件についてみるに、前記事実関係によれば、要一は本件交通事故に起因する本件後遺障害により労働能力の一部を喪失し、これによる損害を生じていたところ、本件死亡事故による要一の死亡について前記の特段の事情があるとは認められないから、就労可能年齢六七歳までの就労可能期間の全部について逸失利益を算定すべきである。

したがって、これと異なる判断の下に、要一の死亡後の期間について本件後遺障害による逸失利益を認めなかった原判決には、法令の解釈適用を誤った違法があり、その違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は上告人らの敗訴部分のうち平成五年二月二三日付け上告状補充書による不服申立て部分につき破棄を免れない。そして、本件については、損害額全般について更に審理を尽くさせる必要があるから、右破棄部分につきこれを原審に差し戻すのが相当である。

よって、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　小野幹雄　裁判官　高橋久子　裁判官　遠藤光男　裁判官　井嶋一友　裁判官　藤井正雄）

裁判年月日　平成 8 年 5 月 31 日　裁判所名　最高裁第二小法廷

（要旨）
◆交通事故の被害者がその後に第二の交通事故により死亡した場合、最初の事故の後遺障害による財産上の損害の額の算定に当たっては、死亡の事実は就労可能期間の算定上考慮すべきものではない。

（本文）
主文
　本件上告を棄却する。
　上告費用は上告人の負担とする。

理由
　上告代理人吉沢功の上告理由第一点について
　所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は原審の認定に沿わない事実に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。
　同第二点について
　一　原審の適法に確定したところによれば、平成二年四月一五日、千葉県八日市場市内の県道上を鈴木衛（以下「衛」という。）が自動二輪車を運転して走行中、上告人が普通貨物自動車を運転して沿道のガソリンスタンド敷地内から右自動二輪車の走行車線上に進入したため、同車が右普通貨物自動車との衝突を回避しようとして急制動し、転倒する事故（以下「本件交通事故」という。）が発生し、衛は、これにより左膝開放骨折、右第五中手骨骨折の傷害を負って、平成三年九月一九日まで入通院して治療を受けた結果、左膝痛、右小指関節部痛、右第五中手骨変形等の後遺障害（以下「本件後遺障害」という。）を残して症状が固定したが、同年一二月一一日、本件とは別の交通事故（以下「別件交通事故」という。）により死亡した、というのである。
　衛の相続人である被上告人らは、本件において、衛の本件後遺障害による損害として、衛が平成三年三月に高等学校を卒業して同年四月に就職した場合のその後の一〇年間についての労働能力の一部喪失を理由とする逸失利益を主張している。
　二　交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害のために労働能力の一部を喪失した場合における財産上の損害の額を算定するに当たっては、その後に被害者が死亡したとしても、交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、右死亡の事実は就労可能期間の算定上考慮すべきものではないと解するのが相当である（最高裁平成五年（オ）第五二七号同八年四月二五日第一小法廷判決・民集五〇巻五号登載予定参照）。
　右のように解すべきことは、被害者の死亡が病気、事故、自殺、天災等のいかなる事由に基づくものか、死亡につき不法行為等に基づく責任を負担すべき第三者が存在するかどうか、交通事故と死亡との間に相当因果関係ないし条件関係が存在するかどうかといった事情によって異なるものではない。本件のように被害者が第二の交通事故によって死亡した場合、それが第三者の不法行為によるものであっても、右第三者の負担すべき賠償額は最初の交通事故に基づく後遺障害により低下した被害者の労働能力を前提として算定す

べきものであるから、前記のように解することによって初めて、被害者ないしその遺族が、前後二つの交通事故により被害者の被った全損害についての賠償を受けることが可能となるのである。

三　また、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害のために労働能力の一部を喪失した後に死亡した場合、労働能力の一部喪失による財産上の損害の額の算定に当たっては、交通事故と被害者の死亡との間に相当因果関係があって死亡による損害の賠償をも請求できる場合に限り、死亡後の生活費を控除することができると解するのが相当である。けだし、交通事故と死亡との間の相当因果関係が認められない場合には、被害者が死亡により生活費の支出を必要としなくなったことは、損害の原因と同一原因により生じたものということができず、両者は損益相殺の法理又はその類推適用により控除すべき損失と利得との関係にないからである。

四　これを本件についてみるに、前記事実関係によれば、衛は、本件後遺障害により労働能力の一部を喪失し、これによる損害を被っていたところ、別件交通事故による衛の死亡については、前記の特段の事情があるとは認められず、また、本件交通事故との間の相当因果関係も認められない。したがって、右労働能力喪失による財産上の損害額の算定に当たっては、別件交通事故による衛の死亡の事実を就労可能期間の算定上考慮すべきではなく、また、衛の死亡後の生活費を控除することもできない。

原判決は、結論においてこれと同旨をいうものであって、正当として是認することができる。論旨は、独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　河合伸一　裁判官　大西勝也　裁判官　根岸重治　裁判官　福田　博）

裁判年月日　平成 11 年 12 月 20 日　裁判所名　最高裁第一小法廷

（要旨）
◆交通事故の被害者が事故のため介護を要する状態となった後に別の原因により死亡した場合には、死亡後の期間に係る介護費用を右交通事故による損害として請求することはできない。（補足意見がある。）

（本文）
主文
　原判決中、上告人の敗訴部分のうち、介護費用及び弁護士費用の請求に関する部分を破棄する。
　前項の部分につき、本件を大阪高等裁判所に差し戻す。
　上告人のその余の上告を棄却する。
　前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

理由
　上告代理人高崎尚志、同赤松範夫の上告理由について
　一　亡八木孝之（以下「亡孝之」という。）は、上告人運転の普通乗用自動車に衝突されて傷害を負い、その後遺障害のため他人の介護を要する状態にあったが、本件訴訟の係属中に胃がんにより死亡した。亡孝之の相続人である被上告人らは、主位的に、損害額の算定に当たり亡孝之が胃がんにより死亡した事実を考慮すべきではないとして、亡孝之の傷害による損害の賠償を求め、その死亡後の逸失利益及び介護費用を右交通事故による損害として主張している。また、被上告人らは、予備的に、亡孝之の死亡と右交通事故との間に因果関係があるとして、その死亡による損害の賠償を求めている。
　原審の確定したところによれば、（一）　平成三年九月一八日午後七時ころ、兵庫県揖保郡新宮町内の信号機の設置されている交差点において、上告人運転の普通乗用自動車が右交差点を自転車を引いて横断歩行中の亡孝之に衝突し、亡孝之は、脳挫傷、外傷性くも膜下出血等の傷害を負った（以下「本件事故」という。）、（二）　亡孝之の症状は、平成六年八月三一日、自動車損害賠償保障法施行令別表（後遺障害等級表）一級三号に該当する後遺障害を残して固定した、（三）　亡孝之は、その後も、脳挫傷による知能障害、四肢痙性麻痺等により、いわゆる寝たきりで、食事、用便等日常生活のすべての面で他人の介護を要する状態にあった、（四）　亡孝之は、本件訴訟が原審に係属中である平成八年七月八日、胃がんにより死亡し、妻である被上告人八木恒子並びに子である同八木一之及び同中塚史子が相続により亡孝之の損害賠償請求権を取得した、（五）　亡孝之は、昭和六三年一二月に肝臓の手術を受けたものの、ふだんの生活には支障がなく、本件事故前には、普通に生活をしていて、体の不調を訴えることもなかった、というのである。
　二　原審は、右事実関係の下において、大要、次のように判示して、亡孝之の死亡後の逸失利益及び介護費用を本件事故による損害と認め、被上告人らの主位的請求の一部を認容した。
　　1　亡孝之については、本件事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたとはいえないから、右死亡の事実を就労可能期間の認定上考慮すべきではない。亡孝之が得たであろう年間収入を二八七万四一三〇円とし、労働能力喪失期間を症状固定時から六年間として算定すると、その逸失利益は一三〇六万九二四三円となる。
　　2　交通事故により傷害を負ったことに基づいて被害者に生じた損害の賠償請求権は一個であり、加害者が負うべき損害賠償債務は、交通事故時に発生し、かつ、遅滞に陥るものである。また、判決に基づいて

金員が支払われた後に被害者が死亡した場合には、加害者が既払金につき不当利得として返還を求めることはできないと解すべきであるから、事実審の口頭弁論終結時までに被害者が死亡したことにより現実に被害者側が負担を免れた損害について、交通事故時において既に発生した損害額から控除するとすれば、右口頭弁論終結後に被害者が死亡した場合に比して、被害者側にとって衡平を失することになる。亡孝之は、平均余命までの間、職業付添人の介護を必要とするところ、入院費を含む介護費用を一日当たり一万七二六〇円とし、介護を要する期間を症状固定時から一二年間として算定すると、亡孝之の介護に要する費用は五一九七万二九一五円となる。

三　しかしながら、原審の判断のうち、亡孝之の死亡後の逸失利益を損害と認めた部分は是認することができるが、その死亡後の介護費用を損害と認めた部分は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

1　交通事故の被害者が事故に起因する傷害のために身体的機能の一部を喪失し、労働能力の一部を喪失した場合において、逸失利益の算定に当たっては、その後に被害者が別の原因により死亡したとしても、右交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、右死亡の事実は就労可能期間の認定上考慮すべきものではないと解するのが相当である（最高裁平成五年（オ）第五二七号同八年四月二五日第一小法廷判決・民集五〇巻五号一二二一頁、最高裁平成五年（オ）第一九五八号同八年五月三一日第二小法廷判決・民集五〇巻六号一三二三頁参照）。これを本件について見ると、前記一の事実によれば、亡孝之が本件事故に遭ってから胃がんにより死亡するまで約四年一〇箇月が経過しているところ、本件事故前、亡孝之は普通に生活をしていて、胃がんの兆候はうかがわれなかったのであるから、本件において、右の特段の事情があるということはできず、亡孝之の就労可能期間の認定上、その死亡の事実を考慮すべきではない。

2　しかし、介護費用の賠償については、逸失利益の賠償とはおのずから別個の考慮を必要とする。すなわち、(一)　介護費用の賠償は、被害者において現実に支出すべき費用を補てんするものであり、判決において将来の介護費用の支払を命ずるのは、引き続き被害者の介護を必要とする蓋然性が認められるからにほかならない。ところが、被害者が死亡すれば、その時点以降の介護は不要となるのであるから、もはや介護費用の賠償を命ずべき理由はなく、その費用をなお加害者に負担させることは、被害者ないしその遺族に根拠のない利得を与える結果となり、かえって衡平の理念に反することになる。(二)　交通事故による損害賠償請求訴訟において一時金賠償方式を採る場合には、損害は交通事故の時に一定の内容のものとして発生したと観念され、交通事故後に生じた事由によって損害の内容に消長を来さないものとされるのであるが、右のように衡平性の裏付けが欠ける場合にまで、このような法的な擬制を及ぼすことは相当ではない。(三)　被害者死亡後の介護費用が損害に当たらないとすると、被害者が事実審の口頭弁論終結前に死亡した場合とその後に死亡した場合とで賠償すべき損害額が異なることがあり得るが、このことは被害者死亡後の介護費用を損害として認める理由になるものではない。以上によれば、交通事故の被害者が事故後に別の原因により死亡した場合には、死亡後に要したであろう介護費用を右交通事故による損害として請求することはできないと解するのが相当である。

そして、前記一の事実によれば、亡孝之は原審口頭弁論終結前である平成八年七月八日に胃がんにより死亡し、死亡後は同人の介護は不要となったものであるから、被上告人らは、死亡後の介護費用を本件事故による損害として請求することはできない。

四　したがって、これと異なる判断の下に、亡孝之の介護費用につき、同人の死亡の事実を考慮することなくその額を算定した原判決には、法令の解釈適用を誤った違法があり、この違法は原判決の結論に影響を

及ぼすことが明らかである。論旨は理由があり、原判決中上告人の敗訴部分のうち、介護費用及びこれを前提とする弁護士費用の請求に関する部分は破棄を免れない。そして、右の部分については更に審理を尽くさせる必要があるから、これを原審に差し戻すこととし、原判決中その余の部分は正当であるから、上告人のその余の上告を棄却することとする。

よって、裁判官井嶋一友の補足意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官井嶋一友の補足意見は、次のとおりである。

私は、被害者死亡後の介護費用を損害として認めることができないとする法廷意見に賛成するものであるが、原判決の述べる口頭弁論終結後に被害者が死亡した場合との均衡の問題について若干補足しておくこととしたい。

事実審の口頭弁論終結後に至って被害者が死亡した場合には、確定判決により給付を命じられた将来の介護費用の支払義務は当然に消滅するものではない。この場合には、確定判決に対する請求異議の訴えにより将来の給付義務を免れ、又は不当利得返還の訴えにより既払金の返還を求めることができるか否かが問題となる。私は、少なくとも、長期にわたる生存を前提として相当額の介護費用の支払が命じられたのに、被害者が判決確定後間もなく死亡した場合のように、判決の基礎となった事情に変化があり、確定判決の効力を維持することが著しく衡平の理念に反するような事態が生じた場合には、請求異議の訴えにより確定判決に基づく執行力の排除を求めることができ、さらには、不当利得返還の訴えにより既に支払済みの金員の返還を求めることができるものとするのが妥当ではないかと考えるが、もとより、この点は、本判決の解決するところではなく、別途検討されるべき問題である。いずれにしても、口頭弁論終結前に被害者が死亡した場合に、口頭弁論終結後に被害者が死亡した場合との対比において均衡を欠く結果が生ずることがあり得るとしても、このことのゆえに被害者死亡後の介護費用を損害として認めるというのは転倒した議論といわなければならない。口頭弁論終結前の被害者の死亡により爾後の介護の必要がなくなった以上は、口頭弁論終結後の被害者死亡の場合における請求異議の訴え等の許否についてどのような結論を採るにせよ、死亡後に要したであろう介護費用を損害として認める余地はないものと考えられる。

（裁判長裁判官井嶋一友　裁判官小野幹雄　裁判官遠藤光男　裁判官藤井正雄　裁判官大出峻郎）

裁判年月日　平成 20 年 2 月 19 日　裁判所名　最高裁第三小法廷

（要旨）

◆交通事故の被害者が、老人保健法（平成一七年法律第七七号による改正前のもの。以下同じ。）二五条一項に基づく医療の給付を受けてもなおてん補されない損害について自賠法一六条一項に基づく請求権を行使する場合は、他方で、医療の給付を行った市町村長が、老人保健法四一条一項により取得した上記請求権を行使し、被害者の上記請求権の額と市町村長が取得した上記請求権の額の合計額が自動車損害賠償責任保険の保険金額を超えるときであっても、被害者は市町村長に優先して自動車損害賠償責任保険の保険会社から上記保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができる。

（本文）

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人高野真人の上告受理申立て理由について

１　本件は，承継前被上告人Ａ（以下「亡Ａ」という。）運転の普通自動二輪車とＢ運転の原動機付自転車（以下「Ｂ車」という。）とが衝突した事故について，亡Ａが，Ｂ車を被保険自動車とする自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の保険会社である上告人に対し，自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）１６条１項に基づき保険金額１２０万円の限度で損害賠償額の支払を求める事案である。

２　原審の適法に確定した事実関係の概要等は，次のとおりである。

⑴　大阪市内に居住していた亡Ａ（当時７６歳）は，平成１５年８月２３日，普通自動二輪車を運転して信号機により交通整理の行われている交差点を直進しようとして，同交差点を反対方向から右折中のＢ車と衝突し（以下「本件事故」という。），外傷性くも膜下出血，脳ざ傷，顔面打撲ざ創等の傷害を負い，同日から平成１６年１月２９日までＣ病院等に入院した。

Ｂは，上告人との間で，Ｂ車を被保険自動車とする自賠責保険の契約を締結していた。

⑵　本件事故に係る亡Ａの損害額（以下「本件損害額」という。）は合計３３７万９５４１円であり，自賠法１３条１項，同法施行令２条１項３号イに定める保険金額（以下「自賠責保険金額」という。）は１２０万円である。

⑶　大阪市長は，平成１５年９月から平成１６年１月まで，亡Ａに対し，老人保健法（平成１７年法律第７７号による改正前のもの。以下同じ。）２５条１項に基づき前記傷害に関して医療を行った。上記医療に関し大阪市が支払った価額（以下「本件医療価額」という。）は２０６万４２００円であり，大阪市長は，同法４１条１項により，本件医療価額の限度において，本件事故に係る亡ＡのＢに対する損害賠償請求権及び亡Ａの上告人に対する自賠法１６条１項に基づく損害賠償額の支払請求権を取得した。

⑷　大阪府国民健康保険団体連合会は，大阪市長から同市長が老人保健法４１条１項により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収等の事務の委託を受け，平成１６年６月２８日，上告人に対し，自

賠法１６条１項に基づき，自賠責保険金額の限度で本件医療価額の支払を求めた。他方，亡Ａは，同月２９日，上告人に対し，同項に基づき，自賠責保険金額の限度で，本件損害額のうち前記医療の給付を受けたことによってはてん補されない損害額（以下「本件未てん補損害額」という。）の支払を求めた。本件未てん補損害額は，自賠責保険金額である１２０万円を超えている。

(5)　上告人は，次のとおり主張して亡Ａの請求を争っている。本件医療価額と本件未てん補損害額の合計額は自賠責保険金額を超えるところ，一般に，自動車の運行によって生命又は身体を害された者（以下「被害者」という。）が自賠法１６条１項に基づく損害賠償額の支払請求権（以下「直接請求権」という。）を行使し，他方，老人保健法２５条１項に基づく医療の給付（以下「医療給付」という。）を行った市町村長（以下，単に「市町村長」という。）が同法４１条１項により取得した直接請求権を行使した場合において，被害者の直接請求権の額と市町村長が取得した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときは，被害者及び市町村長は，それぞれの直接請求権の額が被害者の損害額に対して占める割合に応じて比例案分された自賠責保険金額について自賠責保険の保険会社に支払を求めることができるにとどまると解すべきであるから，本件においても，亡Ａは上告人に対して自賠責保険金額１２０万円全額の支払を求めることはできない。

３　原審は，亡Ａは大阪市長に優先して上告人から自賠法１６条１項に基づき本件未てん補損害額の支払を受けることができるとして，上告人の主張を排斥し，自賠責保険金額１２０万円全額の支払を求める亡Ａの請求を認容すべきものとした。

４　被害者が医療給付を受けてもなおてん補されない損害（以下「未てん補損害」という。）について直接請求権を行使する場合は，他方で，市町村長が老人保健法４１条１項により取得した直接請求権を行使し，被害者の直接請求権の額と市町村長が取得した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときであっても，被害者は，市町村長に優先して自賠責保険の保険会社から自賠責保険金額の限度で自賠法１６条１項に基づき損害賠償額の支払を受けることができるものと解するのが相当である。その理由は，次のとおりである。

(1)　自賠法１６条１項は，同法３条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときに，被害者は少なくとも自賠責保険金額の限度では確実に損害のてん補を受けられることにしてその保護を図るものであるから（同法１条参照），被害者において，その未てん補損害の額が自賠責保険金額を超えるにもかかわらず，自賠責保険金額全額について支払を受けられないという結果が生ずることは，同法１６条１項の趣旨に沿わないものというべきである。

(2)　老人保健法４１条１項は，第三者の行為によって生じた事由に対して医療給付が行われた場合には，市町村長はその医療に関して支払った価額等の限度において，医療給付を受けた者（以下「医療受給者」という。）が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する旨定めているが，医療給付は社会保障の性格を有する公的給付であり，損害のてん補を目的として行われるものではない。同項が設けられたのは，医療給付によって医療受給者の損害の一部がてん補される結果となった場合に，医療受給者においてて補された損害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべきではないし，他方，損害賠償責任を負う第三者も，てん補された損害について賠償義務を免れる理由はないことによるものと解され，医療に関して支払われた価額等を市町村長が取得した損害賠償請求権によって賄うことが，同項の主たる目的であるとは解されない。したがって，市町村長が同項により取得した直接請求権を行使することによって，被害者の未てん補損害についての直接請求権の行使が妨げられる結果が生ずることは，同項の趣旨にも沿わないものというべきである。

5　以上によれば，原審の判断は，正当として是認することができる。所論引用の各判例は事案を異にし，本件に適切でない。論旨は採用することができない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　那須弘平　裁判官　藤田宙靖　裁判官　堀籠幸男　裁判官　田原睦夫　裁判官　近藤崇晴）

上告代理人高野真人の上告受理申立て理由

原判決には，老人保健法41条1項及び自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という）16条1項の解釈ないしは適用に誤りがある。

1　本件の争点

本件においては，交通事故により受傷した相手方が，治療を受けるため訴外大阪市より老人保健法に基づく医療の給付を受けたことから，訴外大阪市が老人保健法41条1項に基づき，交通事故の加害者に対して相手方が有する損害賠償請求権とともに，加害自動車に付保されていた自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）の保険者である申立人に対する自賠法16条1項の損害賠償額の請求権（以下「直接請求権」あるいは「16条請求権」という）を取得したため，この請求を申立人に行ったところ，相手方も未だに直接請求権を有するとして請求を行った。そこで，どちらの請求が優先するのか，あるいは，何らかの比率で按分して支払がなされるべきか，ということが論点となったものである。

原判決は，交通事故により直接的な被害を被った者の直接請求権の行使と公的保険の保険者が保険給付に伴う代位を根拠に行う直接請求権の行使とが競合した場合には，被害者の直接請求権を優先させるべきものとして，相手方が傷害による損害についての損害賠償額支払い限度である120万円の全額につき直接請求権を行使できるものとした。しかしながら，この判断は，公的保険給付が行われた場合に保険者が被害者の有する第三者に対する権利を取得することを定めた老人保健法41条1項の趣旨及び自賠法16条1項に関し複数の直接請求権者が存在する場合に各権利者がどのような権利関係に立つのかにつき法令の解釈ないしは適用を誤ったものである。

2　代位による直接請求権の取得の考え方について

原判決や相手方あるいは学説を含めて，老人保健法の医療の給付のような公的保険給付が行われることにより，公的保険の保険者が，受給者が加害者に対して有する損害賠償請求権とともに，受給者の有していた自賠法16条1項の直接請求権をも取得すること自体には疑問を差し挟んでいない。

しかし，老人保健法41条1項では「市町村長は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給を行つたときは、その医療に関し支払つた価額、支給した入院時食事療養費の額又は支給した特定療養費の額の限度において、医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」としており，代位する請求権の債務者は給付事由を発生させた第三者であり，取得するのは，「その第三者」に対する「損害賠償請求権」に限定されるかのごとき文章になっている。

しかしながら，公的代位もその制度的基礎を，保険契約における保険代位制度に置いていることは確かであるところ，保険契約に基づく保険代位の場合，代位できる請求権は加害行為者に対する損害賠償請求権だけに限定されず，「保険事故がある第三者の行為によって生じた場合に、その第三者以外の第三者に対して被保険者が有する請求権をも含む。」とされる（大森忠夫『保険法［補訂版］』183頁）。従

って，この考え方によれば，公的保険の保険者は受給者の有していた 16 条請求権を代位して取得することになる（①）。

このような考え方ではなく，代位の対象は，加害者である第三者に対する損害賠償請求権のみであり，保険者が，加害者（自賠責保険の被保険者である保有者）に対する損害賠償請求権を公的代位ないしは保険代位により取得したことにともない，これに付随して 16 条請求権を取得するという考え方もあり得るのである。すなわち，自賠法 16 条の「被害者」とは，「運行供用者責任を負う保有者に対する損害賠償請求権を有する者」という理解をすることになるのである。この場合，損害賠償請求権の代位による承継的取得を原因として権利行使のための手段である 16 条請求権を付随的に原権利者から承継すると考えるか，あるいは，損害賠償請求権を代位して取得することにともなう効果として原始的に 16 条請求権を取得するということになるであろう（②）。

3　直接請求権を保険代位により直接的に取得すると考える場合について

本件における老人保健法などの公的保険制度で法定されている代位規定に基づき，公的保険者が直接請求権を代位により取得するとした場合（2 の①の考え方）には，発生した損害額よりも少ない金額の加害者に対する損害賠償請求権しか存在しない場合の権利関係に類似することになる。すなわち，法律書などにおいて，過失相殺の行われる事案を例に学説が展開される場面である。

この場合の考え方については，基本的には以下の 3 通りが想定できる。すなわち，（ｉ）被保険者を優先して権利を帰属させる説（差額説），（ⅱ）保険者を優先して権利を帰属させる説（絶対説），（ⅲ）損害全体額に対する保険給付額の比率で損害賠償請求債権を按分して保険者に帰属させる説（比例説）が考えられる。

なお，上記各説は，一般的には，いわゆる「物保険」の場合における一部保険において検討されているものであるが，考え方としては本件のような人的損害に対して損害の一部を填補する公的保険給付がなされた場合にも適用できると言える。

ところで，過失相殺が行われる場合において，保険者が損害賠償請求権を代位により取得する場合にはどのような考え方が採用されているのであろうか。少なくとも，「物保険」の場合において最高裁判例は（ⅲ）の考え方を採用している（最高裁昭和 62 年 5 月 29 日判決　民集 41 巻 4 号 723 頁）。また，直接的に，公的保険の保険者の代位する範囲について判示しているわけではないが，労働者災害補償保険（以下「労災保険」という）が給付された場合の損害賠償請求権の損益相殺的処理に関する最高裁平成元年 4 月 11 日判決（民集 43 巻 4 号 209 頁－損益相殺的処理にあたり過失相殺後の額から労災保険給付額を控除すべきとした例）や国民健康保険の代位に関する最高裁平成 10 年 9 月 10 日判決（判時 1654 号 49 頁－国民健康保険につき公的保険者は給付のつど損害賠償請求権を代位取得するとした例）を見れば，判例が，前記（ｉ）の考え方に基づき，被保険者（被害者）が加害者に対する損害賠償請求と公的保険給付の受給により被害回復ができた後に初めて保険者は損害賠償請求権を代位する，という考え方を採っていないことは容易に推測できることである。原審及び第一審の判決とも，上記各最高裁判決の判旨には本件で問題となっているような直接請求権の請求権代位に関する判断は含まれていないとしている。たしかにそうではあろうが，それはさておき，原審及び第一審は，過失相殺がある場合の，公的保険者の損害賠償請求権に対する代位の仕方について，どのように解するのが妥当だと考えているのであろうか。（ｉ）の考え方により，公的保険者を劣後させる扱いが妥当だと考えているのであろうか。まさかそうではあるまいと思われる。

そうだとすれば，同じ，いわゆる「請求権代位」の範囲・優先順位を考えるにあたり，損害賠償請求権と自賠法に基づく「直接請求権」とで異なる考え方をせねばならないというほどの合理的理由があるとまでは言えないのである。代位すべき債権の性質で違う考え方を採用するという発想はあり得ないではないが，よほどしっかりとした必然的な理由付けがない場合には，恣意的解釈の誹りを免れないものと言えよう。

4　損害賠償請求権の取得を原因として直接請求権を付随的に取得すると考える場合について

次に2の②で示した考え方をもとに検討する。この考え方は，直接請求権を損害賠償請求権の権利実現のために自賠法が特に設けた権利で，あくまでも，損害賠償請求権の存在を前提にした，「利便のための補助的手段」（最高裁平成元年4月20日判決　民集43巻4号234頁）と考え，損害賠償請求権が移転した場合には，それにあわせて直接請求権も移転するという，従物の随伴性のような考え方をすることになる。

この考え方にたつと，前述の請求権代位の場合と基本原則を必ずしも一致させる必要はないことになる。しかしながら，自賠責保険の被保険者に対する同一の損害賠償請求権を分け合う当事者同士で，加害者（自賠責保険の被保険者）に対する損害賠償請求権の行使の場面では優劣がないとしながら，直接請求権の帰属ないしは権利行使の順序の場面では，交通事故の直接的被害者（いわば債権の譲渡人）を優先的に扱い損害賠償請求権の代位者（いわば債権の譲受人）を劣後させることが妥当だとするほどの合理的理由付けがあるのであろうか。原判決の説示する理由だけでは，そこまでの合理性があるとはとうてい言えないというしかない。

5　被害者を優先的に取り扱うべき論拠の合理性について

(1)　自賠法の被害者救済の精神

ア　原判決は，直接請求権の行使にあたり被害者を優先的に取り扱う論拠として，自賠法が直接請求権を設けた被害者救済の趣旨を挙げる。いうなれば，交通事故で受傷した者の救済を重視した法規定であるとみるのである。確かにそういう考え方が根底にあるのではあるが，そうであれば，直接請求権に一身専属性に近いものを認めることになる。

イ　たしかに，16条請求権には差押え禁止規定があり（自賠法18条），被害者に受領を確保させようとする趣旨のものであることは疑いがない。ところが，加害者に対する損害賠償請求権本体についてはそのような規定がなく，現に，混同により加害者に対する損害賠償請求権が消滅したり，あるいは，加害者に対する損害賠償請求権に対する転付命令によって損害賠償請求権が差押債権者に帰属し，損害賠償請求権者が損害賠償請求債権を失えば，いずれの場合においても，16条請求権も消滅するとされ（最高裁平成元年4月20日判決　民集43巻4号234頁，最高裁平成12年3月9日判決　民集54巻3号960頁），その保護の制度は社会保障制度の給付のように強固なものではない。労災保険給付や公的年金給付の場合には，譲渡・担保差し入れを不可とする規定があるが（労災保険法12条の5Ⅱ項，厚生年金保険法41条Ⅰ項），16条請求権にはそこまでの徹底した保護規定がない。すなわち，16条請求権の譲渡自体は禁止されていないのであるから，譲渡可能というしかない。そのように必ずしも本来の「被害者」固有の権利性を保障していない権利について，その権利行使の大前提である基本的な権利（損害賠償請求権）を事後的に取得した権利者をことさら劣後させて取り扱うべきだとするまでの明白な理由付けができると言えるのであろうか。はなはだ疑問というほかはない。

ウ　なお，公的保険などを初めとする保険者の保険給付は，保険料を収受したうえでので債務の履行にすぎない点を捉えて，直接請求権の行使における被害者との対等性を否定する考え方があるが（甲 10・170 頁部分，甲 11・61 頁部分），この論理を貫徹するのであれば，過失相殺の行われる事例における損害賠償請求権の代位取得にあたっても，被保険者（被害者）が損害の填補を完全に受けていないのにもかかわらず，保険代位による損害賠償請求権の取得を保険者に認めてしまう，前記 3 の（ⅱ）及び（ⅲ）の考え方は否定し，（ⅰ）説を採用せざるを得ないことになろう。判例理論をみた場合（ⅰ）説を採用する余地があるのか甚だ疑問というほかはない。

(2)　公的保険・自賠責保険請求の先後関係による差

ア　上記 3 の（ⅲ）の按分的な考え方をとると，「自賠責保険と社会保険の支払・給付の先後関係という事情により，賠償額に不均衡が生じることになる」（原判決 13 頁・2 行目）との指摘がなされている。しかし，自賠責保険を利用せずに，まず公的保険を利用する以上，制度の内容から違った結果が出ること自体を不合理とするのは論理の飛躍である。この問題は，自賠責保険金を最大限使えるかどうかの差であって，少なくとも，損害賠償金を取得できる額に差が出るわけでないのであるから，不合理とするほどの理由にはならない。

イ　医療に関する費用については，まず自賠責保険を利用しその後に健康保険を利用した被害者は，自賠責保険をすべて利用できることは確かであるが，反面，自賠責保険を利用した分については，結局，健康保険を本来利用できる額まで利用できなかったということになり，健康保険を利用できる金額という側面から観察すれば，健康保険の利用を先行させた被害者と差ができてしまうことになる。この差は無視してよいということになるのであろうか。

ウ　原判決の論理を展開すれば，労災保険給付がなされた場合も同様に，被害者が優先的に 16 条請求権を行使できることになるであろう。労災保険給付の場合は，支給額が限定されている給付があるので，公的保険制度の利用面におけるアンバランスが明確に生ずる場合が理解しやすいので，以下，障害補償給付（一時金のもの）を例にとって検討してみたい。

最初に 16 条請求権の行使により自賠責保険の後遺障害保険金に対応する損害賠償額を受領した被害者は，労災保険に対して請求しても，逸失利益に対応する金額については控除の規定により支給を受けられない（労災保険法 12 条の 4 第 2 項）。

これに対して，まず労災保険から障害補償給付を受け，次に，自賠責保険に対して 16 条請求権を行使すれば，これまでの実務であれば，労災保険からの求償と被害者の請求に按分して支払われ，労災保険を利用したかわりに自賠責保険を全額受領できない事態が生ずるので，バランスが保たれると言える。しかし，原判決のように，被害者の請求を優先させると，被害者の後遺障害による損害は慰謝料も含めれば，労災保険の給付額を控除しても，まだ自賠責保険金額以上のものが残ることが多いであろうから，結局，自賠責保険からも満額かそれに近い金額が支払われることになると推定される。

要するに，自賠責保険への請求を先行させると，労災保険からの支給を受けられなくなる部分が出てくるのに対し，労災保険への請求を先行させると，労災保険と自賠責保険の双方から支払を受けられることになり，アンバランスが生ずることになるのである。自賠責保険を利用できる利益額を同じにするために，公的保険給付を利用できる利益額に差が生じてもよいという発想は，ものごとの一面だけを見る発想と言える。法制度を論ずる以上，種々の側面を評価せねばならないことはいうまでもない。

「公的保険・自賠責保険請求の先後関係による差」の存在は，直接請求権の帰属・行使の場面で被害者を優先的に取り扱うべき論拠としては薄弱というしかない。

6　結論

上述のとおり，直接請求権の行使にあたり，交通事故の直接の被害者である相手方を優先的に取り扱い，損害賠償額の支払い限度額全額の支払いを命じ，訴外大阪市の請求を完全否定した原判決には，明らかな法令の解釈ないしは適用の誤りがある。相手方を優先的に取り扱うべきではないということになれば，相手方に支払うべき金額は，傷害による損害についての損害賠償額の支払限度額満額である 120 万円に達することはあり得ないので，判決の結論に影響があることは明白であり，破棄されるべきである。

7　本件は法令の解釈に関する重要な事項を含むものであることについて

公的保険給付に伴う代位請求と被害者の 16 条請求権が競合した場合の按分的支払の取り扱いは，行政解釈に基づき，ながらく実務で採用されてきたものである（昭和 41 年 12 月 16 日基発第 1305 号「自動車損害賠償責任保険と労災保険との支払事務の調整について」－乙 4，昭和 43 年 7 月 25 日庁保険発第 85 号「政府管掌健康保険の自動車損害賠償責任保険等に対する求償事務の取扱いについて」－乙 5，昭和 43 年 10 月 12 日保険発第 106 号「健康保険及び国民健康保険の自動車損害賠償責任保険等に対する求償事務の取扱いについて」－乙 6)。原判決の考え方が肯定されるとなると，健康保険等の医療関係の公的保険にとどまらず，厚生年金・国民年金分野，あるいは，労災保険分野の取り扱いを全面変更することになる。

健康保険等の医療関連の給付であれば，公的保険者の求償と被害者の請求が競合するのは現時点では 120 万円にとどまり，金額的には大きな影響はないとも言えるが，労災保険においては，後遺障害ないしは死亡による損害に対応する保険給付が存在し，その支給額が相当程度に達する場合もあるので，これまでとは異なり，労災保険手続き先行の必要性も発生するといえる。すなわち，被害者がまず自賠責保険から損害賠償額を受領すると労災保険給付は支給停止になる部分が発生するのに対して，労災保険手続きを先行させれば，労災保険給付受領後に，自賠責保険からの支払もほぼ満額受領できるということになり，被害者に極めて有利なことになる。任意保険が支払われる場合であれば，あまり実務上の意味はないのであるが，任意保険が支払われない場合（付保されていない，あるいは，免責事由などがある場合等）には，無視できない問題となる。

このように，本件は，結論次第では，長年の自賠責保険実務のあり方の変更をもたらすもので，また，被害者の権利にも大きな影響を与える性質を有している。本件の論点に結論が出ない場合においては，重大な問題点であるがゆえに，原判決の存在のみで関係行政庁間における意見の調整を図り安定した取り扱い方針を決定することは困難となることが予想され不安定な運用が行われる懸念もある。そうなれば，自賠法の目的とする被害者の迅速な救済の趣旨にも反することになりかねないので，最高裁判所の賢明なるご判断をいただきたく，本申立に及ぶものである。

以上

裁判年月日　平成 22 年 9 月 13 日　裁判所名　最高裁第一小法廷

（要旨）

◆被害者が、不法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合において、労働者災害補償保険法に基づく保険給付や公的年金制度に基づく年金給付を受けたときは、これらの各社会保険給付については、これらによるてん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきである。

主文

１　平成２０年（受）第４９４号上告人の上告を棄却する。

２　平成２０年（受）第４９５号上告人の上告に基づき，原判決中，主文第１項を次のとおり変更する。平成２０年（受）第４９５号被上告人の控訴に基づき，第１審判決を次のとおり変更する。

⑴　平成２０年（受）第４９５号上告人は，同号被上告人に対し，４２２６万９８１１円及びこれに対する平成１７年４月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

⑵　平成２０年（受）第４９５号被上告人のその余の請求を棄却する。

３　訴訟の総費用は，これを３分し，その２を平成２０年（受）第４９４号上告人・同第４９５号被上告人の負担とし，その余を同第４９４号被上告人・同第４９５号上告人の負担とする。

理由

平成２０年（受）第４９４号上告代理人二宮仁の上告受理申立て理由及び同第４９５号上告代理人豊田正彦の上告受理申立て理由（ただし，いずれも排除されたものを除く。）について

１　本件は，交通事故によって傷害を受け，その後に後遺障害が残った平成２０年（受）第４９４号上告人・同第４９５号被上告人（以下「第１審原告」という。）が，加害車両の運転者であり，保有者である平成２０年（受）第４９４号被上告人・同第４９５号上告人（以下「第１審被告」という。）に対し，民法７０９条又は自動車損害賠償保障法３条に基づき，損害賠償を求める事案である。

第１審原告が支給を受けた労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく各種保険給付，国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金との間で行う損益相殺的な調整につき，第１審原告は，これらが損害金の元本及びこれに対する遅延損害金の全部を消滅させるのに足りないときは，これらをまず各てん補の日までに生じている遅延損害金に充当し，次いで元本に充当すべきであるなどと主張しており，これに対し，第１審被告は，上記の各給付は損害金の元本との間で損益相殺的な調整をすべきであり，これによって消滅した損害金の元本に対する遅延損害金は発生しないと解すべきであると主張して，第１審原告の請求を争っている。

２　原審の適法に確定した事実関係の概要は，次のとおりである。

⑴　第１審原告は，平成１４年３月６日，通勤途上，その運転する自動車が脱輪したため同車から降りて路側帯に立っていたところ，第１審被告が運転し，保有する普通乗用自動車に衝突される交通事故（以下「本件事故」という。）により，右大腿骨開放性骨折等の傷害を受け，その後に右大腿切断後及

び左膝複合靭帯損傷の後遺障害が残った。本件事故により第１審原告に生じた損害は，別紙のとおりである。

(2)　第１審原告は，第１審判決別表第４記載のとおり，自動車損害賠償責任保険契約に基づく損害賠償額と第１審被告が締結していた自家用自動車保険契約に基づく保険金（以下「任意保険金」という。）の各支払を受け，また，労災保険法に基づく療養給付及び休業給付（以下「本件各保険給付」という。）の各支給を受けた。なお，第１審原告と第１審被告とは，任意保険金の各支払に当たり，支払を受けた保険金を本件事故による損害金の元本に充当し，これによって消滅する損害金の元本に対する遅延損害金の支払債務を免除する旨の黙示の合意をした。

(3)　さらに，第１審原告は，原審口頭弁論終結の日である平成１９年９月２０日までに，原判決別紙年金支払表の「労災年金」欄記載のとおり，労災保険法に基づく障害年金の各支給を受けるとともに，同表の「厚生年金」欄記載のとおり，国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の各支給を受け，又はその支給を受けることが確定していた（以下，原審口頭弁論終結の日までに支給がされ，又は支給を受けることが確定していた上記の障害年金，障害基礎年金及び障害厚生年金を，併せて「本件各年金給付」という。）。

３　原審は，上記事実関係の下において，本件各保険給付及び本件各年金給付についての損益相殺的な調整につき，次のとおり判断して，第１審原告の請求を，４６０１万５２８８円及びうち２３３７万３７６０円に対する平成１７年４月１日から，うち２２６４万１５２８円に対する平成１９年９月２１日から各支払済みまで年５分の割合による金員の支払を求める限度で認容した。

(1)　本件各保険給付は，支払原因が生ずる都度，治療費を病院に支払い，休業期間に対応する給付金を第１審原告に支払うなどしてされたものであり，上記各支払により治療費等の療養に要する費用又は休業損害金の元本がてん補されたことは明らかであって，遅滞による損害が実質的には生じていなかったことからすると，上記てん補に係る損害に対する本件事故の発生の日から各てん補の日までの遅延損害金が生ずると解することは，損害の公平な分担という観点からして相当でない。

(2)　本件各年金給付は，いずれも第１審原告の後遺障害による逸失利益をてん補するものであり，既に支給を受けた年金等及び口頭弁論終結日までに支給を受けることが確定した年金等の額の限度で，上記逸失利益との間で損益相殺的な調整を行うことができるところ，本件各年金給付が支給される時点における逸失利益の元本及びこれに対する遅延損害金の全部を消滅させるのに足りないときは，これをまず各てん補の日（ただし，支給を受けることが確定した年金等については口頭弁論終結日）までに生じている遅延損害金に，次いで元本に充当すべきである。

４　原審の上記３(1)の判断は正当として是認することができるが，同(2)の判断は是認することができない。その理由は，以下のとおりである。

(1)　被害者が不法行為によって損害を被ると同時に，同一の原因によって利益を受ける場合には，損害と利益との間に同質性がある限り，公平の見地から，その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要がある（最高裁昭和６３年（オ）第１７４９号平成５年３月２４日大法廷判決・民集４７巻４号３０３９頁）。そして，被害者が，不法行為によって傷害を受け，その後に後遺障害が残った場合において，労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付を受けたときは，これらの社会保険給付は，それぞれの制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額をてん補するために支給されるものであるから，同給

付については，てん補の対象となる特定の損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する損害の元本との間で，損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。

これを本件各保険給付についてみると，労働者が通勤（労災保険法７条１項２号の通勤をいう。）により負傷し，疾病にかかった場合において，療養給付は，治療費等の療養に要する費用をてん補するために，休業給付は，負傷又は疾病により労働することができないために受けることができない賃金をてん補するために，それぞれ支給されるものである。このような本件各保険給付の趣旨目的に照らせば，本件各保険給付については，これによるてん補の対象となる損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する関係にある治療費等の療養に要する費用又は休業損害の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであり，これらに対する遅延損害金が発生しているとしてそれとの間で上記の調整を行うことは相当でない。

また，本件各年金給付は，労働者ないし被保険者が，負傷し，又は疾病にかかり，なおったときに障害が残った場合に，労働能力を喪失し，又はこれが制限されることによる逸失利益をてん補するために支給されるものである。このような本件各年金給付の趣旨目的に照らせば，本件各年金給付については，これによるてん補の対象となる損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する関係にある後遺障害による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであり，これに対する遅延損害金が発生しているとしてそれとの間で上記の調整を行うことは相当でない。

(2)　そして，不法行為による損害賠償債務は，不法行為の時に発生し，かつ，何らの催告を要することなく遅滞に陥るものと解されるが（最高裁昭和３４年（オ）第１１７号同３７年９月４日第三小法廷判決・民集１６巻９号１８３４頁参照），被害者が不法行為によって傷害を受け，その後に後遺障害が残った場合においては，不法行為の時から相当な時間が経過した後に現実化する損害につき，不確実，不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に，不法行為の時におけるその額を算定せざるを得ない。その額の算定に当たっては，一般に，不法行為の時から損害が現実化する時までの間の中間利息が必ずしも厳密に控除されるわけではないこと，上記の場合に支給される労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付は，それぞれの制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額をてん補するために，てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対応して定期的に支給されることが予定されていることなどを考慮すると，制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，これらが支給され，又は支給されることが確定することにより，そのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが，公平の見地からみて相当というべきである。

前記事実関係によれば，本件各保険給付及び本件各年金給付は，その制度の予定するところに従って，てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対応して定期的に支給され，又は支給されることが確定したものということができるから，そのてん補の対象となる損害は本件事故の日にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をするのが相当である。

(3)　以上によれば，原審の上記３(1)の判断は正当として是認することができ，第１審原告の論旨は採用することができない。他方，原審の上記３(2)の判断には，法令の解釈を誤った違法があり，この違法は，判決に影響を及ぼすことが明らかであるから，第１審被告の論旨は理由がある。最高裁平成１６年（受）第５２５号同年１２月２０日第二小法廷判決・裁判集民事２１５号９８７頁は，事案を異にし，本件に適切でない。

５　以上のとおりであるから，第１審原告の上告を棄却することとし，また，前記認定事実並びに上記４(1)及び(2)に説示したところによれば，第１審原告の請求は，４２２６万９８１１円及びこれに対する自動車損害賠償責任保険契約に基づく損害賠償額の支払の日の翌日である平成１７年４月１日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから，これを認容すべきであり，その余は理由がないから棄却すべきであって，原判決中，第１審被告敗訴部分のうち上記金額を超える部分は破棄を免れず，第１審被告の上告に基づき，これを主文第２項のとおり変更する。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　白木勇　裁判官　宮川光治　裁判官　櫻井龍子　裁判官　金築誠志　裁判官　横田尤孝）

（別紙）

１	治療関係費	２１３２万６５７８円
２	付添看護関係費	７４万２９００円
３	装具等購入費	１９６万６３６３円
４	家屋改造費	３２５万０８００円
５	火葬場使用料	５０００円
６	休業損害	８６２万６８１９円
７	入通院慰謝料	３５０万円
８	逸失利益	３５８１万３１４６円
９	後遺障害慰謝料	２０００万円
１０	弁護士費用	３５０万円

（合計９８７３万１６０６円）

裁判年月日　平成 22 年 10 月 15 日　裁判所名　最高裁第二小法廷

〔裁判要旨〕
◆被害者が、不法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合において、労働者災害補償保険法に基づく保険給付を受けたときは、この社会保険給付については、これによるてん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきである。（補足意見がある。）

主文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人山本大助，同藤本一郎，同今井力の上告受理申立て理由について
１　本件は，交通事故によって傷害を受け，その後に後遺障害が残った上告人が，加害車両の運転者である被上告人Y1（以下「被上告人Y1」という。）に対しては民法７０９条に基づき，加害車両の運行供用者である被上告人Y2（以下「被上告会社」という。）に対しては自動車損害賠償保障法３条に基づき，損害賠償を求める事案である。
２　原審が適法に確定した事実関係の概要は，次のとおりである。
⑴　上告人は，平成１６年２月８日，通勤途上，普通自動二輪車を運転して交差点を直進しようとしたところ，同交差点に反対側から進入して右折しようとした被上告人Y1 が運転する加害車両に衝突される交通事故（以下「本件事故」という。）に遭った。被上告会社は，加害車両の運行供用者である。
⑵　上告人は，本件事故により，頭部外傷Ⅰ型，頚椎・左肩関節・腰椎打撲，右脛骨・腓骨骨折，右橈骨骨折（粉砕），右足関節切創等の傷害を負い，その後に，右手関節，右足関節及び右足指の各機能障害の後遺障害が残った。
⑶　本件事故により上告人に生じた損害は，治療関係費等４８６万０４６４円（治療費，入院雑費及び装具代４２０万８８４３円，その他６５万１６２１円），逸失利益３９６１万５６６８円，慰謝料１０５０万円，弁護士費用４００万円の合計５８９７万６１３２円である。
⑷ア　上告人は，労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の療養給付（装具代を含む。）として合計３９１万１２７８円の支給を受け，また，被上告会社が締結していた自動車保険契約に基づく保険金（以下「任意保険金」という。）１０万８１５０円の支払を受けた。なお，上告人は，上記各金員については，これにより，上記治療費，入院雑費及び装具代相当額の損害の元本がてん補されたものとして，上記元本の額から，これを控除することを認めている。
イ　上告人は，労災保険法に基づく休業給付として，平成１６年５月２７日に３０万８７００円，同年６月１０日に１８万５２２０円，同月２５日に１９万１３９４円，同年９月２日に３７万６６１４円の合計１０６万１９２８円，同法に基づく障害一時金として，平成１９年１１月６日に２２万６３７３円の各支給を受けた。

ウ　上告人は，このほかに，原判決別紙「自賠責保険金等充当計算表」の平成１６年５月１１日欄から平成１７年５月１９日欄までに記載のとおり合計１２１万７４９０円の任意保険金と，同表平成１８年５月２２日欄及び平成１９年２月１３日欄に記載のとおり合計８１９万円の自動車損害賠償責任保険契約に基づく損害賠償額（以下「自賠責保険金」という。）の各支払を受けた。

３　原審は，労災保険法に基づく休業給付及び障害一時金（以下「休業給付等」という。）は，第三者の被害者に対する損害賠償債務のうちの逸失利益に相当する部分のみを補償の対象とするものであり，これを超えて，同部分に対する遅延損害金をも補償の対象とするものと解することができず，労災保険法の休業給付等と同一の事由の関係にあるとみられるのは上記損害賠償債務のうち，逸失利益に係る部分の元本のみに限定されると解するのが相当であるとして，上告人が支給を受けた上記２(4)イの休業給付等（以下「本件休業給付等」という。）につき，本件事故により上告人に生じた損害のうち逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整をし，他方，上告人が支払を受けた上記２(4)ウの任意保険金及び自賠責保険金については，原判決別紙「自賠責保険金充当計算表」記載のとおり，まず各支払日までに生じた遅延損害金に充当し，その残額を損害金元本に充当して，上告人の請求を，被上告人ら各自に対し５１７５万２６９８円及びうち４００万円に対する本件事故の日である平成１６年２月８日から，うち４７７５万２６９８円に対する自賠責保険金の最後の支払日の翌日である平成１９年２月１４日から，各支払済みまで年５分の割合による金員の支払を求める限度で認容した。

４　所論は，本件休業給付等との間で行う損益相殺的な調整につき，これらが損害金の元本及びこれに対する遅延損害金の全部を消滅させるのに足りないときは，これらをまず各てん補の日までに生じている遅延損害金に充当し，次いで元本に充当すべきであるというのである。

５　そこで検討するに，被害者が不法行為によって損害を被ると同時に，同一の原因によって利益を受ける場合には，損害と利益との間に同質性がある限り，公平の見地から，その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要がある（最高裁昭和６３年（オ）第１７４９号平成５年３月２４日大法廷判決・民集４７巻４号３０３９頁）。そして，被害者が，不法行為によって傷害を受け，その後に後遺障害が残った場合において，労災保険法に基づく各種保険給付を受けたときは，これらの社会保険給付は，それぞれの制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額をてん補するために支給されるものであるから，同給付については，てん補の対象となる特定の損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する損害の元本との間で，損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である（最高裁平成２０年（受）第４９４号・第４９５号同２２年９月１３日第一小法廷判決・裁判所時報１５１５号６頁参照）。

これを本件休業給付等についてみると，休業給付は，労働者が通勤（労災保険法７条１項２号の通勤をいう。）により負傷し，疾病にかかった場合において，負傷又は疾病により労働することができないために受けることができない賃金をてん補するために，障害一時金は，労働者が，負傷し，又は疾病にかかり，治ったときに障害が残った場合に，労働能力を喪失し，又はこれが制限されることによる逸失利益をてん補するために，それぞれ支給されるものである。このような本件休業給付等の趣旨目的に照らせば，本件休業給付等については，これによるてん補の対象となる損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する関係にある休業損害及び後遺障害による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであり，これらに対する遅延損害金が発生しているとしてそれとの間で上記の調整を行うことは相当でない。

そして，被害者が不法行為によって傷害を受け，その後に後遺障害が残った場合に支給される労災保険法に基づく各種保険給付は，それぞれの制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額をてん補するために，てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対応して定期的に支給されることが予定されていることなどを考慮すると，制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，これらが支給され，又は支給されることが確定することにより，そのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが，公平の見地からみて相当である（上記第一小法廷判決参照）。

前記事実関係によれば，本件休業給付等は，その制度の予定するところに従って，てん補の対象となる損害が現実化する都度，これに対応して支給されたものということができるから，そのてん補の対象となる損害は本件事故の日にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をするのが相当である。

６　以上と同旨の原審の判断は正当として是認することができる。最高裁平成１６年（受）第５２５号同年１２月２０日第二小法廷判決・裁判集民事２１５号９８７頁は，事案を異にし，本件に適切でない。原判決に所論の違法はなく，論旨は採用することができない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官千葉勝美の補足意見がある。

裁判官千葉勝美の補足意見は，次のとおりである。

私は，法廷意見に賛成するものであるが，これと最高裁平成１６年（受）第５２５号同年１２月２０日第二小法廷判決・裁判集民事２１５号９８７頁（以下「平成１６年第二小法廷判決」という。）との関係について，意見を補足しておきたい。

平成１６年第二小法廷判決は，被害者が不法行為の当日に死亡した事案において，被害者の逸失利益と労災保険法に基づく遺族補償年金及び厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金との損益相殺的な調整につき，上記各年金給付（以下，両者を併せて「遺族年金給付」という。）が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは，遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであると判断している。本件は，被害者が不法行為により傷害を受け，その後に後遺障害が残った事案であり，この点で平成１６年第二小法廷判決とは前提となる事実関係に違いがある。また，本件休業給付等と本件事故により上告人に生じた損害のうち逸失利益に係る遅延損害金との間で損益相殺的な調整をすることは，法廷意見が述べるとおり本件休業給付等の趣旨目的に沿わないものであることが明らかであるが，平成１６年第二小法廷判決の事案において被害者に生じた損害との間で損益相殺的な調整をすべきものとされた遺族年金給付は，被害者の死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的として給付されるものであり（最高裁昭和６３年（オ）第１７４９号平成５年３月２４日大法廷判決・民集４７巻４号３０３９頁），被害者の逸失利益そのもののてん補を目的とするのではなく，それに生活保障的な政策目的が加味されたものとなっており，損益相殺的な調整の可否についての前提が本件と異なっているとみる余地がある。すなわち，本件休業給付等は，労働することができなかったために受けることができない賃金のてん補や，労働能力が喪失ないし制限されることによる逸失利益のてん補を目的とするものであるが，遺族年金給付は，そこまでの費目拘束があるとはいえない。これらの点にかんがみると，本件判決は，平成１６年第二小法廷判決に反するものではなく，これを変更する必要があるとはいえない。

もっとも，遺族年金給付によるてん補の対象となる損害は，被害者が被った損害すべてではなく，基本的には給与収入等を含めた逸失利益全般であるというべきであるから，損益相殺的な調整の対象となる損害も

遺族年金給付の趣旨目的に照らし，これと同性質で，かつ，相互補完性を有する損害の範囲に限られるものというべきであり，その点では，本件の場合と同じ考え方を採る余地があるのではなかろうか。すなわち，上記の調整の対象となる損害に被害者の逸失利益に係る元本のほか遅延損害金をも含むとする平成１６年第二小法廷判決の判断を改め，被害者が不法行為により長期の療養を経ることなく死亡した場合にあっても，労災保険法に基づく保険給付や公的年金制度に基づく年金給付については，それぞれの制度の趣旨目的に照らし，逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整をすべきであり，また，上記の各給付が制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，これらが支給され，又は支給されることが確定することにより，そのてん補の対象となる損害が不法行為の時にてん補されたものと法的に評価するのが相当であるとも考えられる。

これらの点については，今後，更なる検討を要するといえよう。

（裁判長裁判官　古田佑紀　裁判官　竹内行夫　裁判官　須藤正彦　裁判官　千葉勝美）

裁判年月日　平成 24 年 2 月 20 日　裁判所名　最高裁第一小法廷

（要旨）
◆人身傷害条項に基づき被害者が被った損害に対して保険金を支払った保険会社は、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得することはない
◆人身傷害条項の被保険者である被害者に過失がある場合、保険金を支払った保険会社は、上記保険金の額と過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る額の範囲で損害賠償請求権を代位取得する

（本文）
主文

１　原判決中第１審原告らに関する部分を次のとおり変更する。
第１審判決中第１審原告らに関する部分を次のとおり変更する。
⑴　第１審被告らは，第１審原告X1 に対し，連帯して，１２２７万９７４３円及びうち８１３万２５６０円に対する平成１９年１０月２６日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
⑵　第１審被告らは，第１審原告X2 に対し，連帯して，１１０４万２９２１円及びうち７０３万２５６０円に対する平成１９年１０月２６日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
⑶　第１審原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
２　訴訟の総費用は，これを５分し，その３を第１審原告らの負担とし，その余を第１審被告らの連帯負担とする。

理由

平成２１年(受)第１４６１号上告代理人小松初男,同吉田大輔の上告受理申立て理由(第５の４を除く。)及び同第１４６２号上告代理人近藤明日子の上告受理申立て理由について
１　本件は，交通事故によって死亡したＡの両親である第１審原告らが，加害車両の運転者である第１審被告Y1 に対しては民法７０９条に基づき，加害車両の保有者である第１審被告Y2 に対しては自動車損害賠償保障法３条に基づき，損害賠償を求める事案である。第１審原告らは，第１審原告X1 が自動車保険契約を締結していた保険会社から，上記保険契約に適用される普通保険約款中の人身傷害条項に基づき，保険金の支払を受けたことから，上記保険会社による損害賠償請求権の代位取得の範囲等が主たる争点となった。
２　原審の適法に確定した事実関係の概要等は，次のとおりである。
⑴　Ａは，平成１７年５月１日午後６時４０分頃，横断歩道の設けられていない道路を横断中，前方注視を怠るなどして上記道路を進行してきた第１審被告Y1 が運転し，第１審被告Y2 が保有する普通乗用自動車に衝突され，脳挫傷，気管挫裂傷等の傷害を負い（以下，この事故を「本件事故」という。），入院治療を受けたが，同年１１月２６日，死亡した。
⑵　本件事故によりＡが被った損害は合計７８２８万２２１９円であるが，本件事故におけるＡの過失割合が１０％であることから，上記割合により過失相殺をすると，Ａが第１審被告らに対して賠

償請求をすることができる損害金（以下，単に「Aの損害金」という。）の額は，７０４５万３９９７円となる。Aの両親である第１審原告らは，Aの第１審被告らに対する損害賠償請求権を２分の１ずつ相続により取得した。

(3)　第１審原告らは，本件事故によりAが被った損害につき，公立学校共済組合から１２３万９２９７円の，第１審被告Y2 から７９３万０９０４円の各支払を受けた。その結果，第１審原告らが第１審被告らに対して賠償請求をすることができるAの損害金の残元本は，上記(2)の７０４５万３９９７円から上記各支払額を控除した６１２８万３７９６円となった。

(4)　第１審原告X1 固有の損害は，２７０万円であり，第１審原告X2 固有の損害は，１６０万円である。

(5)　第１審原告X1 は，本件事故当時，B（以下「訴外保険会社」という。）との間で，人身傷害条項のある普通保険約款（以下「本件約款」という。）が適用される自動車保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結しており，Aは，上記条項に係る被保険者であった。

(6)　本件約款中の人身傷害条項には，要旨，次のような定めがあった。

ア　訴外保険会社は，日本国内において，自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により，被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者又はその父母，配偶者若しくは子が被る損害に対し，保険金を支払う。

イ　訴外保険会社は，被保険者の故意又は極めて重大な過失（事故の直接の原因となり得る過失であって，通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含む。）を伴うものをいう。）によって生じた損害に対しては，保険金を支払わない。

ウ　訴外保険会社が保険金を支払うべき損害の額は，本件約款所定の算定基準に従い算定された金額の合計額（以下「人傷基準損害額」という。）とする。

エ　訴外保険会社が支払う保険金の額は，人傷基準損害額から①保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額及び②上記アの損害を補償するために支払われる給付で保険金請求権者が既に取得したものがある場合はその取得額等を差し引いた額とする。

オ　保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には，訴外保険会社は，その損害に対して支払った保険金の額の限度内で，かつ，保険金請求権者の権利を害さない範囲内で，保険金請求権者がその他人に対して有する権利を取得する（以下「本件代位条項」という。）。

(7)　本件約款には，訴外保険会社が上記(6)アの損害の元本に対する遅延損害金を支払う旨の定めはない。

(8)　Aについての人傷基準損害額は，６７４１万７０９９円である。第１審原告らは，平成１９年１０月２５日，本件事故によりAが被った損害につき，訴外保険会社から，本件約款中の人身傷害条項に基づき，保険金として，上記の人傷基準損害額から上記(3)の各支払額を差し引いた５８２４万６８９８円（以下「本件保険金」という。）の支払を受けた。

(9)ア　第１審原告X1 の請求（当審における減縮後のもの）は，以下の金員の支払を求めるものである。

（ア）　Aの損害金の残元本の２分の１である９２４万３９０８円

（イ）　固有の損害金元本３３０万円及びこれに対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金（民法所定年５分の割合によるもの。以下同じ。）４１万０４６５円

（ウ）　上記(ア)の９２４万３９０８円及び上記(イ)の３３０万円の合計１２５４万３９０８円に対する本件保険金支払日の翌日から支払済みまでの遅延損害金

イ　第１審原告X2の請求（当審における減縮後のもの）は，以下の金員の支払を求めるものである。

（ア）　上記ア(ア)と同じ

（イ）　固有の損害金元本２１０万円及びこれに対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金２６万１２０５円

（ウ）　上記ア(ア)の９２４万３９０８円及び上記(イ)の２１０万円の合計１１３４万３９０８円に対する本件保険金支払日の翌日から支払済みまでの遅延損害金

ウ　第１審原告らは，主位的には，本件保険金を支払った訴外保険会社はAの損害金の残元本に対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金の支払請求権を代位取得すると主張して，上記ア及び上記イの各(ア)のAの損害金の残元本を請求しているが，予備的に，仮に，本件保険金を支払った訴外保険会社が上記遅延損害金の支払請求権を代位取得しないのであれば，第１審原告らは上記遅延損害金の２分の１の支払請求権を有していると主張しており，それぞれ，Aの損害金の残元本の２分の１である５４３万２５６０円及び上記遅延損害金の２分の１である３８１万１３４８円を請求しているとみられることは，記録上明らかである。

３　原審は，上記事実関係の下に，以下の(1)及び(2)の理由により，第１審原告らが第１審被告らに対して請求することができるAの損害金の元本を各５３２万９７９７円とし，第１審原告らの請求を，上記の５３２万９７９７円と第１審原告ら各自の固有の損害金元本（第１審原告X1につき２７０万円，同X2につき１６０万円）との合計額及びこれに対する本件保険金支払日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める限度で，これを認容すべきものと判断したが，第１審原告ら各自の固有の損害金元本に対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金の支払請求については，特段の理由を示すことなくこれを棄却すべきものと判断した。

(1)　本件保険金は，民法４９１条に準じて，まず，上記２(3)のAの損害金の残元本に対する本件保険金支払日までの遅延損害金７６２万２６９６円に充当される。

(2)　本件保険金のうち上記(1)のとおり充当された残額である５０６２万４２０２円については，その全額が上記２(3)のAの損害金の残元本に充当され，その結果，Aの損害金の残元本は，１０６５万９５９４円となる。

４　しかしながら，原審の上記判断は是認することができない。その理由は，次のとおりである。

(1)　本件約款中の人身傷害条項に基づき，被保険者である交通事故等の被害者が被った損害に対して保険金を支払った訴外保険会社は，上記保険金の額の限度内で，これによって塡補される損害に係る保険金請求権者の加害者に対する賠償請求権を代位取得し，その結果，訴外保険会社が代位取得する限度で，保険金請求権者は上記請求権を失い，上記請求権の額が減少することとなるところ（最高裁昭和４９年（オ）第５３１号同５０年１月３１日第三小法廷判決・民集２９巻１号６８頁参照），訴外保険会社がいかなる範囲で保険金請求権者の上記請求権を代位取得するのかは，本件保険契約に適用される本件約款の定めるところによることとなる。

(2)　本件約款によれば，上記保険金は，被害者が被る損害の元本を塡補するものであり，損害の元本に対する遅延損害金を塡補するものではないと解される。そうであれば，上記保険金を支払った訴外保険会社は，その支払時に，上記保険金に相当する額の保険金請求権者の加害者に対する損害金元本

の支払請求権を代位取得するものであって，損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではないというべきである。

(3)　次に，被保険者である被害者に，交通事故の発生等につき過失がある場合において，訴外保険会社が代位取得する保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権の範囲について検討する。

本件約款によれば，訴外保険会社は，交通事故等により被保険者が死傷した場合においては，被保険者に過失があるときでも，その過失割合を考慮することなく算定される額の保険金を支払うものとされているのであって，上記保険金は，被害者が被る損害に対して支払われる傷害保険金として，被害者が被る実損をその過失の有無，割合にかかわらず塡補する趣旨・目的の下で支払われるものと解される。上記保険金が支払われる趣旨・目的に照らすと，本件代位条項にいう「保険金請求権者の権利を害さない範囲」との文言は，保険金請求権者が，被保険者である被害者の過失の有無，割合にかかわらず，上記保険金の支払によって民法上認められるべき過失相殺前の損害額（以下「裁判基準損害額」という。）を確保することができるように解することが合理的である。

そうすると，上記保険金を支払った訴外保険会社は，保険金請求権者に裁判基準損害額に相当する額が確保されるように，上記保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り，その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である。

(4)　なお，第１審原告ら固有の損害の賠償債務は，本件事故時に発生し，かつ，何らの催告を要することなく，遅滞に陥ったものであるから（最高裁昭和３４年（オ）第１１７号同３７年９月４日第三小法廷判決・民集１６巻９号１８３４頁参照），第１審原告ら固有の損害金元本に対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金の支払請求が否定される理由はない。

５(1)　前記事実関係等及び上記４で説示したところによれば，訴外保険会社は，本件保険金５８２４万６８９８円とＡの損害金元本７０４５万３９９７円との合計額１億２８７０万０８９５円が，本件事故によりＡが被った損害である前記２(2)の７８２８万２２１９円を上回る部分である５０４１万８６７６円の範囲で，Ａの損害金元本の支払請求権を代位取得し，その限度で第１審原告らが第１審被告らに請求することができるＡの損害金の残元本の額が減少することとなる。そして，前記２(3)のＡの損害金の残元本６１２８万３７９６円から上記の５０４１万８６７６円を控除すると，第１審原告らが第１審被告らに請求することができるＡの損害金の残元本は，１０８６万５１２０円となる。

(2)ア　そうすると，第１審原告X1 の請求は，以下の金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し，その余は理由がないから棄却すべきである。

（ア）　上記Ａの損害金の残元本の２分の１である５４３万２５６０円及び前記２(3)のＡの損害金の残元本６１２８万３７９６円に対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金の２分の１である３８１万１３４８円

（イ）　固有の損害金元本２７０万円及びこれに対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金３３万５８３５円

（ウ）　上記(ア)の５４３万２５６０円及び上記(イ)の２７０万円の合計８１３万２５６０円に対する本件保険金支払日の翌日から支払済みまでの遅延損害金

イ　また，第１審原告X2 の請求は，以下の金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し，その余は理由がないから棄却すべきである。

（ア）　上記ア(ア)と同じ

（イ）　固有の損害金元本１６０万円及びこれに対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金１９万９０１３円

（ウ）　上記ア(ア)の５４３万２５６０円及び上記(イ)の１６０万円の合計７０３万２５６０円に対する本件保険金支払日の翌日から支払済みまでの遅延損害金

ウ　以上の次第で，原審の前記判断には，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり，第１審原告ら及び第１審被告らの各論旨はいずれも理由がある。そこで，以上に説示したところに従い，原判決中第１審原告らに関する部分を主文第１項のとおり変更することとする。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官宮川光治の補足意見がある。

裁判官宮川光治の補足意見は，次のとおりである。

本件約款の人身傷害条項は，自動車事故によって被保険者が死傷した場合に所定の基準により算定された損害の額に相当する保険金を支払うという傷害保険を定めるものである。同保険では，被保険者は迅速な損害塡補を受けることができるのであるから，判決による遅延損害金をも塡補している賠償責任条項とは異なって，損害金元本に対する遅延損害金を塡補していない。保険代位の対象となる権利は，保険による損害塡補の対象と対応する損害についての賠償請求権に限定されるのであるから（対応の原則），原審が本件保険金について民法４９１条を準用し損害金元本に対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金に充当するとしたことは，相当でない。

被害者に過失がある場合において，保険金を支払った保険者が代位取得する損害賠償請求権の範囲については，諸説がある。法廷意見は，人身傷害保険の趣旨・目的に照らすといわゆる裁判基準差額説と呼ばれている見解が合理的であるとするものであるが，本件約款の人身傷害条項においては損害や保険金を過失割合に応じて按分するという考えを採っていないこと，保険法２５条１項が一部保険に関していわゆる差額説を採用したことにも相応すること，そして，そもそも平均的保険契約者の理解に沿うものと認められることから，支持できると思われる。本件約款の人身傷害条項は，賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額等がある場合は，保険金の額はそれらの合計額を差し引いた額とすると定めている。これを字義どおり解釈して適用すると，一般に人身傷害条項所定の基準は裁判基準を下回っているので，先に保険金を受領した場合と比較すると不利となることがある。そうした事態は明らかに不合理であるので，上記定めを限定解釈し，差し引くことができる金額は裁判基準損害額を確保するという「保険金請求権者の権利を害さない範囲」のものとすべきであると考えられる。

（裁判長裁判官　金築誠志　裁判官　宮川光治　裁判官　櫻井龍子　裁判官　横田尤孝　裁判官　白木勇）

裁判年月日　平成 27 年 3 月 4 日　裁判所名　最高裁大法廷

（要旨）

◆被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、損害賠償額を算定するに当たり、上記の遺族補償年金につき、その塡補の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきである。

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告代理人川人博ほかの上告受理申立て理由第２について

１　本件は，過度の飲酒による急性アルコール中毒から心停止に至り死亡したＡの相続人である上告人らが，Ａが死亡したのは，長時間の時間外労働等による心理的負荷の蓄積によって精神障害を発症し，正常な判断能力を欠く状態で飲酒をしたためであると主張して，Ａを雇用していた被上告人に対し，不法行為又は債務不履行に基づき，損害賠償を求める事案である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　Ａ（昭和５５年▲月▲日生まれ）は，ソフトウェアの開発等を業とする会社である被上告人にシステムエンジニアとして雇用されていた。

Ａは，長時間の時間外労働や配置転換に伴う業務内容の変化等の業務に起因する心理的負荷の蓄積により，精神障害（鬱病及び解離性とん走）を発症し，病的な心理状態の下で，平成１８年９月１５日，さいたま市に所在する自宅を出た後，無断欠勤をして京都市に赴き，鴨川の河川敷のベンチでウイスキー等を過度に摂取する行動に及び，そのため，翌１６日午前０時頃，死亡した。

被上告人は，Ａの死亡について，被上告人の従業員がＡに対する安全配慮義務を怠ったことを理由として，不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償義務を負う。もっとも，Ａにも過失があり，過失相殺をするに当たってのＡの過失割合は３割である。

⑵　Ａの死亡による損害は，Ａの逸失利益４９１５万８５８３円及び慰謝料１８００万円，Ａの父母である上告人らの固有の慰謝料各２００万円並びに上告人Ｘ１の支出に係る葬儀費用１５０万円である。

Ａの相続人は，上告人らのみである。

⑶　上告人Ｘ１は，平成１９年１０月１６日，労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく葬祭料として６８万９７６０円の支給を受けたほか，原審の口頭弁論終結の日である平成２４年２月９日の時点で，労災保険法に基づく遺族補償年金（以下，単に「遺族補償年金」という。）として原判決別紙１の受給額欄記載のとおり合計８６８万９８８３円の支給を受け，又は支給を受けることが確定している。

上告人Ｘ２は，原審の口頭弁論終結の日である上記同日の時点で，遺族補償年金として原判決別紙２の受給額欄記載のとおり合計１５１万６５１７円の支給を受け，又は支給を受けることが確定している。

3　原審は，上記事実関係等の下において，遺族補償年金についての損益相殺的な調整につき，次のとおり判断して，上告人Ｘ１の請求を１８１７万５８６１円及びこれに対するＡの死亡の日である平成１８年９月１６日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で，上告人Ｘ２の請求を２５６８万８９８７円及びこれに対する上記と同様の遅延損害金の支払を求める限度で，それぞれ認容した。

(1)　遺族補償年金は，これによる塡補の対象となる損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する関係にあるＡの死亡による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整をすべきであり，同元本に対する遅延損害金を遺族補償年金による塡補の対象とするのは相当ではない。

(2)　遺族補償年金は，制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，その塡補の対象となる損害が不法行為の時に塡補されたものとして損益相殺的な調整をすることが相当である。そして，本件の事実関係によれば，不法行為の時に損害が塡補されたものと法的に評価して上記の調整をすることができる。

4　所論は，遺族補償年金についてＡの死亡による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整をした原審の判断は，遺族補償年金等がその支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは，遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであるとした最高裁平成１６年（受）第５２５号同年１２月２０日第二小法廷判決・裁判集民事２１５号９８７頁に反するというものである。

5 (1)　被害者が不法行為によって死亡し，その損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には，損害と利益との間に同質性がある限り，公平の見地から，その利益の額を相続人が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図ることが必要なときがあり得る（最高裁昭和６３年（オ）第１７４９号平成５年３月２４日大法廷判決・民集４７巻４号３０３９頁）。そして，上記の相続人が受ける利益が，被害者の死亡に関する労災保険法に基づく保険給付であるときは，民事上の損害賠償の対象となる損害のうち，当該保険給付による塡補の対象となる損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有するものについて，損益相殺的な調整を図るべきものと解される（最高裁昭和５８年（オ）第１２８号同６２年７月１０日第二小法廷判決・民集４１巻５号１２０２頁，最高裁平成２０年（受）第４９４号・第４９５号同２２年９月１３日第一小法廷判決・民集６４巻６号１６２６頁，最高裁平成２１年（受）第１９３２号同２２年１０月１５日第二小法廷判決・裁判集民事２３５号６５頁参照）。

労災保険法に基づく保険給付は，その制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額を塡補するために支給されるものであり，遺族補償年金は，労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失を塡補することを目的とするものであって（労災保険法１条，１６条の２から１６条の４まで），その塡補の対象とする損害は，被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり，かつ，相互補完性があるものと解される。他方，損害の元本に対する遅延損害金に係る債権は，飽くまでも債務者の履行遅滞を理由とする損害賠償債権であるから，遅延損害金を債務者に支払わせることとしている目的は，遺族補償年金の目的とは明らかに異なるものであって，遺族補償年金による塡補の対象となる損害が，遅延損害金と同性質であるということも，相互補完性があるということもできない。

したがって，被害者が不法行為によって死亡した場合において，その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定したときは，損害賠償額を算定するに当たり，上記の遺族補償年金につき，その塡補の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で，損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。

(2) ところで，不法行為による損害賠償債務は，不法行為の時に発生し，かつ，何らの催告を要することなく遅滞に陥るものと解されており（最高裁昭和３４年（オ）第１１７号同３７年９月４日第三小法廷判決・民集１６巻９号１８３４頁参照），被害者が不法行為によって死亡した場合において，不法行為の時から相当な時間が経過した後に得られたはずの利益を喪失したという損害についても，不法行為の時に発生したものとしてその額を算定する必要が生ずる。しかし，この算定は，事柄の性質上，不確実，不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に行わざるを得ないもので，中間利息の控除等も含め，法的安定性を維持しつつ公平かつ迅速な損害賠償額の算定の仕組みを確保するという観点からの要請等をも考慮した上で行うことが相当であるといえるものである。

遺族補償年金は，労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失の塡補を目的とする保険給付であり，その目的に従い，法令に基づき，定められた額が定められた時期に定期的に支給されるものとされているが（労災保険法９条３項，１６条の３第１項参照），これは，遺族の被扶養利益の喪失が現実化する都度ないし現実化するのに対応して，その支給を行うことを制度上予定しているものと解されるのであって，制度の趣旨に沿った支給がされる限り，その支給分については当該遺族に被扶養利益の喪失が生じなかったとみることが相当である。そして，上記の支給に係る損害が被害者の逸失利益等の消極損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有することは，上記のとおりである。

上述した損害の算定の在り方と上記のような遺族補償年金の給付の意義等に照らせば，不法行為により死亡した被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定することにより，上記相続人が喪失した被扶養利益が塡補されたこととなる場合には，その限度で，被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できる。

以上によれば，被害者が不法行為によって死亡した場合において，その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定したときは，制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，その塡補の対象となる損害は不法行為の時に塡補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが公平の見地からみて相当であるというべきである（前掲最高裁平成２２年９月１３日第一小法廷判決等参照）。

上記２の事実関係によれば，本件において上告人らが支給を受け，又は支給を受けることが確定していた遺族補償年金は，その制度の予定するところに従って支給され，又は支給されることが確定したものということができ，その他上記特段の事情もうかがわれないから，その塡補の対象となる損害は不法行為の時に塡補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが相当である。

(3) 以上説示するところに従い，所論引用の当裁判所第二小法廷平成１６年１２月２０日判決は，上記判断と抵触する限度において，これを変更すべきである。

６ 以上によれば，上記３の原審の判断は正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　寺田逸郎　裁判官　櫻井龍子　裁判官　金築誠志　裁判官　千葉勝美　裁判官　白木勇　裁判官　岡部喜代子　裁判官　大谷剛彦　裁判官　大橋正春　裁判官　山浦善樹　裁判官　小貫芳信　裁判官　鬼丸かおる　裁判官　木内道祥　裁判官　山本庸幸　裁判官　山崎敏充　裁判官　池上政幸）

裁判年月日　平成 30 年 9 月 27 日　裁判所名　最高裁第一小法廷

（要旨）
◆被害者の行使する自賠法１６条１項に基づく請求権の額と労働者災害補償保険法１２条の４第１項により国に移転して行使される上記請求権の額の合計額が自動車損害賠償責任保険の保険金額を超える場合、被害者は国に優先して損害賠償額の支払を受けられる

（本文）
主文

１　第１審被告の上告を棄却する。
２　原判決中，３４４万円に対する平成２７年２月２０日から本判決確定の日の前日までの遅延損害金の支払請求を棄却した部分を破棄し，同部分につき本件を東京高等裁判所に差し戻す。
３　第１審原告のその余の上告を棄却する。
４　第１項に関する上告費用は第１審被告の負担とし，前項に関する上告費用は第１審原告の負担とする。

理由

第１　事案の概要
１　本件は，自動車同士の衝突事故により被害を受けた第１審原告が，加害車両を被保険自動車とする自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の保険会社である第１審被告に対し，自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）１６条１項に基づき，保険金額の限度における損害賠償額及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める事案である。
２　原審の適法に確定した事実関係の概要等は，次のとおりである。
⑴　第１審原告は，平成２５年９月８日，トラック乗務員として中型貨物自動車を運転中，運転者の前方不注視等の過失により反対車線から中央線を越えて進入した加害車両と正面衝突し（以下，この事故を「本件事故」という。），左肩腱板断裂等の傷害を負い，その後，左肩関節の機能障害等の後遺障害が残った。
⑵　本件事故当時，加害車両について第１審被告を保険会社とする自賠責保険の契約が締結されていた。
⑶　政府は，本件事故が第三者の行為によって生じた業務災害であるとして，平成２７年２月までに，第１審原告に対し，労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく給付（以下「労災保険給付」という。）として，療養補償給付，休業補償給付及び障害補償給付を行った。このことから，本件事故に係る第１審原告の第１審被告に対する自賠法１６条１項に基づく損害賠償額の支払請求権（以下「直接請求権」という。）が，労災保険法１２条の４第１項により，上記の労災保険給付の価額の限度で国に移転した。
⑷　第１審原告が上記の労災保険給付を受けてもなお塡補されない本件事故に係る損害額は，傷害につき３０３万５４７６円，後遺障害につき２９０万円である。また，本件事故に係る自賠責保険の保

険金額（以下「自賠責保険金額」という。）は，傷害につき１２０万円，後遺障害につき２２４万円である。

(5)　第１審原告は，平成２７年２月，本件事故に係る自賠責保険金額は傷害につき１２０万円，後遺障害につき４６１万円であるなどと主張して，本件訴訟を提起した。

３　原審は，第１審原告の請求につき，上記２(4)の自賠責保険金額の合計である３４４万円及びこれに対する原判決確定の日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める限度で認容した。

第２　平成２９年（受）第６６０号上告代理人Ｖ１，同Ｖ２の上告受理申立て理由について

１　所論は，自動車の運行によって生命又は身体を害された者（以下「被害者」という。）の直接請求権の額と労災保険法１２条の４第１項により国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合には，被害者は，その直接請求権の額が上記合計額に対して占める割合に応じて案分された自賠責保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるにとどまる旨をいうものである。

２　しかしながら，被害者が労災保険給付を受けてもなお塡補されない損害（以下「未塡補損害」という。）について直接請求権を行使する場合は，他方で労災保険法１２条の４第１項により国に移転した直接請求権が行使され，被害者の直接請求権の額と国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときであっても，被害者は，国に優先して自賠責保険の保険会社から自賠責保険金額の限度で自賠法１６条１項に基づき損害賠償額の支払を受けることができるものと解するのが相当である。その理由は，次のとおりである。

(1)　自賠法１６条１項は，同法３条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときに，被害者は少なくとも自賠責保険金額の限度では確実に損害の塡補を受けられることにしてその保護を図るものであるから（同法１条参照），被害者において，その未塡補損害の額が自賠責保険金額を超えるにもかかわらず，自賠責保険金額全額について支払を受けられないという結果が生ずることは，同法１６条１項の趣旨に沿わないものというべきである。

(2)　労災保険法１２条の４第１項は，第三者の行為によって生じた事故について労災保険給付が行われた場合には，その給付の価額の限度で，受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権は国に移転するものとしている。同項が設けられたのは，労災保険給付によって受給権者の損害の一部が塡補される結果となった場合に，受給権者において塡補された損害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべきではないし，他方，損害賠償責任を負う第三者も，塡補された損害について賠償義務を免れる理由はないことによるものと解される。労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行うなどの同法の目的に照らせば，政府が行った労災保険給付の価額を国に移転した損害賠償請求権によって賄うことが，同項の主たる目的であるとは解されない。したがって，同項により国に移転した直接請求権が行使されることによって，被害者の未塡補損害についての直接請求権の行使が妨げられる結果が生ずることは，同項の趣旨にも沿わないものというべきである。

３　以上によれば，これと同旨の原審の判断は，正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

第３　平成２９年（受）第６５９号上告代理人Ｕ１の上告受理申立て理由第３について

１　原審は，前記事実関係の下において，次のとおり判断して，原判決確定の日の前日までの遅延損害金の支払請求を棄却すべきものとした。

被害者が直接請求権を訴訟上行使した場合には，裁判所は自賠法１６条の３第１項に規定する支払基準によることなく損害賠償額を算定して支払を命ずる判決をすることとなるため，保険会社は上記判決

が確定するまで損害賠償額を確認することができない。そうすると，この場合における同法１６条の９第１項にいう「当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間」とは，保険会社が訴訟を遅滞させるなどの特段の事情がない限り，上記判決が確定するまでの期間をいうものと解すべきである。したがって，上記特段の事情が認められない本件においては，第１審被告の損害賠償額支払債務は，原判決の確定時まで遅滞に陥らない。

２　しかしながら，原審の上記判断は，是認することができない。その理由は，次のとおりである。

自賠法１６条の９第１項は，同法１６条１項に基づく損害賠償額支払債務について，損害賠償額の支払請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは遅滞に陥らない旨を規定する。この規定は，自賠責保険においては，保険会社は損害賠償額の支払をすべき事由について必要な調査をしなければその支払をすることができないことに鑑み，民法４１２条３項の特則として，支払請求があった後，所要の調査に必要な期間が経過するまでは，その支払債務は遅滞に陥らないものとし，他方で，その調査によって確認すべき対象を最小限にとどめて，迅速な支払の要請にも配慮したものと解される。

そうすると，自賠法１６条の９第１項にいう「当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間」とは，保険会社において，被害者の損害賠償額の支払請求に係る事故及び当該損害賠償額の確認に要する調査をするために必要とされる合理的な期間をいうと解すべきであり，その期間については，事故又は損害賠償額に関して保険会社が取得した資料の内容及びその取得時期，損害賠償額についての争いの有無及びその内容，被害者と保険会社との間の交渉経過等の個々の事案における具体的事情を考慮して判断するのが相当である。このことは，被害者が直接請求権を訴訟上行使した場合であっても異なるものではない。

したがって，第１審原告が直接請求権を訴訟上行使した本件において，第１審被告が訴訟を遅滞させるなどの特段の事情がないからといって，直ちに第１審被告の損害賠償額支払債務が原判決の確定時まで遅滞に陥らないとすることはできない。

３　以上と異なる原審の判断には，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由がある。

第４　結論

以上のとおりであるから，第１審被告の上告は，これを棄却することとし，原判決中３４４万円に対する訴状送達の日の翌日である平成２７年２月２０日から本判決確定の日の前日までの遅延損害金の支払請求を棄却した部分は破棄を免れず，この部分については，第１審被告の損害賠償額支払債務が遅滞に陥る時期について更に審理を尽くさせるため本件を原審に差し戻すこととする。なお，第１審原告のその余の請求に関する上告については，上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので，棄却することとする。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　小池裕　裁判官　池上政幸　裁判官　木澤克之　裁判官　山口厚　裁判官　深山卓也）

裁判年月日　令和 2 年 7 月 9 日　裁判所名　最高裁第一小法廷

（要旨）
◆交通事故の被害者が後遺障害逸失利益について定期金賠償を求めている場合に、同逸失利益が定期金賠償の対象となるとされた事例

（本文）
主文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告代理人高橋達朗ほかの上告受理申立て理由（ただし，排除されたものを除く。）について
１　本件は，交通事故によって傷害を受け，その後に後遺障害が残った被上告人が，加害車両の運転者である上告人Ｙ１に対しては民法７０９条に基づき，加害車両の保有者である上告人日本ホワイトファーム株式会社に対しては自動車損害賠償保障法３条に基づき，損害賠償を求めるとともに，加害車両につき上告人日本ホワイトファームとの間で対人賠償責任保険契約を締結していた保険会社である上告人損害保険ジャパン株式会社に対しては同保険契約に基づき，上告人Ｙ１又は上告人日本ホワイトファームと被上告人との間の判決の確定を条件に，上記損害賠償の額と同額の支払を求める事案である。後遺障害による逸失利益につき，被上告人が定期金による賠償を求めていることから，同逸失利益が定期金による賠償の対象となるか否かなどが争われている。
２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。
⑴　被上告人（平成１４年〇月生まれ。当時４歳）は，平成１９年２月３日，道路を横断していたところ，上告人Ｙ１が運転する大型貨物自動車に衝突される交通事故（以下「本件事故」という。）に遭った。本件事故における過失割合は，上告人Ｙ１が８割であり，被上告人側が２割である。
⑵　被上告人は，本件事故により脳挫傷，びまん性軸索損傷等の傷害を負い，その後，高次脳機能障害の後遺障害（以下「本件後遺障害」という。）が残った。本件後遺障害は，自動車損害賠償保障法施行令別表第２第３級３号に該当するものであり，被上告人は，これにより労働能力を全部喪失した。
⑶　被上告人は，本件において，本件後遺障害による逸失利益として，その就労可能期間の始期である１８歳になる月の翌月からその終期である６７歳になる月までの間に取得すべき収入額を，その間の各月に，定期金により支払うことを求めている。
３　所論は，後遺障害による逸失利益は不法行為時に一定の内容のものとして発生しており，また，定期金による賠償は，賠償をすべき期間が被害者の死亡により終了する性質の債権についてのみ認められるべきであるから，同逸失利益が定期金による賠償の対象となることは否定されるのに，これを肯定した上，定期金による賠償を認める必要性及び相当性の要件を欠くにもかかわらず，本件後遺障害による逸失利益として，上記就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とせず

に，同期間の終期までの間に被上告人が取得すべき収入額につき定期金による賠償を命じた原審の判断には，法令の解釈適用の誤りがある旨をいうものである。

4⑴　同一の事故により生じた同一の身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償債務は１個であり，その損害は不法行為の時に発生するものと解される（最高裁昭和４３年（オ）第９４３号同４８年４月５日第一小法廷判決・民集２７巻３号４１９頁，最高裁昭和５５年（オ）第１１１３号同５８年９月６日第三小法廷判決・民集３７巻７号９０１頁等参照）。したがって，被害者が事故によって身体傷害を受け，その後に後遺障害が残った場合において，労働能力の全部又は一部の喪失により将来において取得すべき利益を喪失したという損害についても，不法行為の時に発生したものとして，その額を算定した上，一時金による賠償を命ずることができる。しかし，上記損害は，不法行為の時から相当な時間が経過した後に逐次現実化する性質のものであり，その額の算定は，不確実，不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に行わざるを得ないものであるから，将来，その算定の基礎となった後遺障害の程度，賃金水準その他の事情に著しい変更が生じ，算定した損害の額と現実化した損害の額との間に大きなかい離が生ずることもあり得る。民法は，不法行為に基づく損害賠償の方法につき，一時金による賠償によらなければならないものとは規定しておらず（７２２条１項，４１７条参照），他方で，民訴法１１７条は，定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えを提起することができる旨を規定している。同条の趣旨は，口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害については，実態に即した賠償を実現するために定期金による賠償が認められる場合があることを前提として，そのような賠償を命じた確定判決の基礎となった事情について，口頭弁論終結後に著しい変更が生じた場合には，事後的に上記かい離を是正し，現実化した損害の額に対応した損害賠償額とすることが公平に適うということにあると解される。

そして，不法行為に基づく損害賠償制度は，被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し，加害者にこれを賠償させることにより，被害者が被った不利益を補塡して，不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり，また，損害の公平な分担を図ることをその理念とするところである。このような目的及び理念に照らすと，交通事故に起因する後遺障害による逸失利益という損害につき，将来において取得すべき利益の喪失が現実化する都度これに対応する時期にその利益に対応する定期金の支払をさせるとともに，上記かい離が生ずる場合には民訴法１１７条によりその是正を図ることができるようにすることが相当と認められる場合があるというべきである。

以上によれば，交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において，上記目的及び理念に照らして相当と認められるときは，同逸失利益は，定期金による賠償の対象となるものと解される。

⑵　また，交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について一時金による賠償を求める場合における同逸失利益の額の算定に当たっては，その後に被害者が死亡したとしても，交通事故の時点で，その死亡の原因となる具体的事由が存在し，近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り，同死亡の事実は就労可能期間の算定上考慮すべきものではないと解するのが相当である（最高裁平成５年（オ）第５２７号同８年４月２５日第一小法廷判決・民集５０巻５号１２２１頁，最高裁平成５年（オ）第１９５８号同８年５月３１日第二小法廷判決・民集５０巻６号１３２３頁参照）。上記後遺障害による逸失利益の賠償について定期金という方法による場合も，それは，交通事故の時点で発生した１個の損害賠償請求権に基づき，一時金による賠償と同

一の損害を対象とするものである。そして，上記特段の事情がないのに，交通事故の被害者が事故後に死亡したことにより，賠償義務を負担する者がその義務の全部又は一部を免れ，他方被害者ないしその遺族が事故により生じた損害の塡補を受けることができなくなることは，一時金による賠償と定期金による賠償のいずれの方法によるかにかかわらず，衡平の理念に反するというべきである。したがって，上記後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずる場合においても，その後就労可能期間の終期より前に被害者が死亡したからといって，上記特段の事情がない限り，就労可能期間の終期が被害者の死亡時となるものではないと解すべきである。

そうすると，上記後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たっては，交通事故の時点で，被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し，近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り，就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しないと解するのが相当である。

⑶　以上を本件についてみると，被上告人は本件後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めているところ，被上告人は，本件事故当時４歳の幼児で，高次脳機能障害という本件後遺障害のため労働能力を全部喪失したというのであり，同逸失利益は将来の長期間にわたり逐次現実化するものであるといえる。これらの事情等を総合考慮すると，本件後遺障害による逸失利益を定期金による賠償の対象とすることは，上記損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるというべきである。

また，本件後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たり，被上告人について，上記特段の事情はうかがわれない。

５　以上によれば，所論の点に関する原審の判断は，是認することができる。論旨は採用することができない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官小池裕の補足意見がある。

裁判官小池裕の補足意見は，次のとおりである。

私は，法廷意見に賛同するものであるが，補足して意見を述べておきたい。

１　事故に起因する後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命じた場合において，その後就労可能期間の終期より前に被害者が死亡したときにも就労可能期間の終期が被害者の死亡時となるものではないとすると，被害者の死亡後もその遺族等に対する定期金による賠償の支払義務が継続することになるが，この点については違和感があるという指摘もあろう。しかし，このような場合，被害者の死亡によってその後の期間について後遺障害等の変動可能性がなくなったことは，損害額の算定の基礎に関わる事情に著しい変更が生じたものと解することができるから，支払義務者は，民訴法１１７条を適用又は類推適用して，上記死亡後に，就労可能期間の終期までの期間に係る定期金による賠償について，判決の変更を求める訴えの提起時における現在価値に引き直した一時金による賠償に変更する訴えを提起するという方法も検討に値するように思われ，この方法によって，継続的な定期金による賠償の支払義務の解消を図ることが可能ではないかと考える。

２　定期金による賠償に関する実体規定が存しないことから，どのような場合に，あるいは，どのような事情を考慮して定期金による賠償の対象となると解することができるか（相当性の判断）については，解釈に委ねられている。この点については，不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らし，定期金による賠償制度の趣旨，手続規定である判決の変更を求める訴えの提起の要件との関連性等を

考慮して検討すべきものであると考えられ，定期金による賠償に伴う債権管理等の負担，損害賠償額の等価性を保つための擬制的手法である中間利息控除に関する利害を考慮要素として重視することは相当ではないように思われる。

（裁判長裁判官　小池裕　裁判官　池上政幸　裁判官　木澤克之　裁判官　山口厚　裁判官　深山卓也）

裁判年月日　令和 4 年 3 月 24 日　裁判所名　最高裁第一小法廷

（要旨）
◆被害者を被保険者とする人身傷害条項のある自動車保険契約を締結していた保険会社が、被害者との間でいわゆる人傷一括払合意をし、上記条項の適用対象となる事故によって生じた損害について被害者に対して金員を支払った後に自動車損害賠償責任保険から損害賠償額の支払を受けた場合において、被害者の加害者に対する損害賠償請求権の額から上記損害賠償額の支払金相当額を全額控除することはできないとされた事例

（本文）
主文

１　原判決を次のとおり変更する。
⑴　上告人の控訴に基づき第１審判決を次のとおり変更する。
被上告人は，上告人に対し，１５６万３９７８円及びうち１４０万７８０４円に対する平成３０年５月３１日から，うち１４万円に対する平成２９年４月２５日から各支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
⑵　被上告人の附帯控訴を棄却する。
２　訴訟の総費用は，被上告人の負担とする。

理由

上告代理人宮田卓弥ほかの上告受理申立て理由（ただし，排除されたものを除く。）について
１　本件は，交通事故によって傷害を受けた上告人が，加害車両の運転者である被上告人に対し，民法７０９条又は自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）３条に基づき，損害賠償を求める事案である。本件においては，上告人の夫との間で人身傷害条項のある普通保険約款が適用される自動車保険契約を締結していた保険会社が，上記交通事故によって生じた上告人の損害について，自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から自賠法１６条１項に基づく損害賠償額の支払として金員を受領していることから，上告人の被上告人に対する損害賠償請求権の額から上記金員に相当する額を全額控除することができるか否かが争われている。
２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。
⑴　上告人は，平成２９年４月２５日，普通乗用自動車を運転中，交差点において，被上告人運転の普通乗用自動車と衝突し，頸椎捻挫等の傷害を受けた（以下，この事故を「本件事故」という。）。
⑵　本件事故により上告人に生じた損害の額（弁護士費用相当額を除く。）は，合計３４１万１３９８円であるが，本件事故における上告人の過失割合は３割であることから，上記割合により過失相殺をすると，上告人が被上告人に対して賠償請求することができる損害金の額（弁護士費用相当額を除く。）は，２３８万７９７９円となる。

(3)　上告人は，本件事故によって生じた損害について，平成２９年６月までに，被上告人が締結する対人賠償責任保険契約に基づく保険金２３万８２３７円の支払を受け，平成３０年３月１２日には，自賠責保険から後遺障害による損害賠償額の支払として７５万円を受領した。

(4)　上告人の夫は，本件事故当時，三井住友海上火災保険株式会社（以下「訴外保険会社」という。）との間で，人身傷害条項のある普通保険約款（以下「本件約款」という。）が適用される自動車保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結しており，上告人は上記条項に係る被保険者であった。

(5)　本件約款中の人身傷害条項及び基本条項には，要旨，次のような定めがあった。

ア　訴外保険会社は，被保険車両の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により，被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等に生じた損害に対して，保険金（以下「人身傷害保険金」という。）を支払う。

イ　訴外保険会社の支払う人身傷害保険金の額は，人身傷害保険金額を限度として，本件約款所定の算定基準に従い算定された損害額（その額が自賠責保険から支払われる金額を下回る場合には，自賠責保険によって支払われる金額となる。また，賠償義務者があり，かつ，判決又は裁判上の和解において，賠償義務者が負担すべき損害賠償額が上記算定基準と異なる基準により算出された場合であって，その基準が社会通念上妥当であると認められるときは，その基準により算出された額のうち，訴訟費用等を除いた額となる。）から，人身傷害保険金の請求権者に対して自賠責保険によって支払われた金員等の既払額を差し引いた額とする。

ウ　上記アの損害が生じたことにより人身傷害保険金の請求権者が損害賠償請求権その他の債権を取得し，その損害に対して訴外保険会社が支払った人身傷害保険金の額が上記イの損害額の全額に満たない場合には，上記債権の額から，人身傷害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額の限度で，上記債権が訴外保険会社に移転する（以下「本件代位条項」という。）。

(6)　上告人は，本件事故に関して，平成２９年５月６日，訴外保険会社に対し，本件保険契約に基づき，対人賠償保険金及び人身傷害保険金を請求した。その際，上告人が訴外保険会社に提出した請求書（以下「本件保険金請求書」という。）には，①対人賠償保険金の請求で，自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合は，自賠法に基づく保険金の請求受領に関する一切の権限を訴外保険会社に委任する旨，②人身傷害保険金を受領した場合は，その額を限度として上告人が有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の請求受領権が訴外保険会社に移転することを確認する旨の各記載があった。

上告人は，同月３１日，訴外保険会社から，自ら自賠責保険に直接請求するという方法がある旨の説明を受けた上で，人身傷害保険金について，訴外保険会社が自賠責保険による損害賠償額の支払分を含めて一括して支払うことを承諾した。

(7)　上告人は，平成３０年５月２４日，訴外保険会社に対し，本件保険契約に基づく人身傷害保険金を受領するに当たり，「保険金のお支払いについての協定書」（以下「本件協定書」という。）を提出した。本件協定書には，上告人が，本件事故による上告人の被上告人に対する損害賠償請求権は，自賠責保険への請求権を含め，受領した人身傷害保険金の額を限度として訴外保険会社に移転することを承認する旨の記載があった。

(8)　上告人は，本件事故によって生じた損害について，訴外保険会社から，平成３０年５月１５日までに１４万６６８３円，同月３０日に９６万３４９８円の各支払を受けた（以下，これらの金員を「本件支払金」という。）。本件約款所定の算定基準に従い算定された本件事故によって生じた上告人の損

害額（２０９万８４１８円）は，本件保険契約における人身傷害保険金額の限度内であり，本件支払金は，上記損害額から，上告人が受領した上記(3)の既払額（被上告人が締結する対人賠償責任保険契約に基づく保険金２３万８２３７円と自賠責保険から後遺障害による損害賠償額の支払として受領した７５万円の合計額）を控除した額と同額であった。本件支払金の全額が人身傷害保険金であるとした場合には，本件代位条項に基づき訴外保険会社が代位取得する上告人の債権の範囲は８万６７６２円である。

(9)　訴外保険会社は，その後，本件事故について，自賠責保険から上告人の傷害による損害賠償額の支払として８３万５１１０円（以下「本件自賠金」という。）を受領した。

3　原審は，上記事実関係等の下において，要旨次のとおり判断して，上告人の請求を一部認容すべきものとしたが，その際，上告人が自賠責保険から後遺障害による損害賠償額の支払として受領した７５万円は支払時における損害金元本に対する本件事故の日からその支払日までの遅延損害金にまず充当されるという上告人の主張について，特段の理由を示すことなくこれを排斥し，上記金員の全額を上告人の損害金元本に充当する旨判断した。

上告人は，自賠責保険に直接請求することもできるという選択肢を示されながら，訴外保険会社が自賠責保険金を含めて保険金を一括して支払うことを承諾し，上告人が人身傷害保険金を受領した場合は，その額を限度として上告人が有していた自賠責保険金の請求受領権が訴外保険会社に移転することを確認したのであるから，上告人と訴外保険会社との間では，上告人が訴外保険会社から受領する保険金には自賠責保険金が含まれるとの合意があったものということができる。また，本件協定書によれば，上告人は，訴外保険会社に対し，受領した人身傷害保険金の限度で自賠責保険金の受領権限を委任したものと解される。そうすると，訴外保険会社は，上告人の委任に基づき本件自賠金の支払を受けたものであり，上告人は，これに先立ち本件支払金を受領したことにより本件自賠金の支払を受けたことになると解すべきである。したがって，上告人の被上告人に対する損害賠償請求権の額から本件自賠金に相当する額を全額控除することができる。

4　しかしながら，原審の上記判断は是認することができない。その理由は，次のとおりである。

(1)　本件約款によれば，人身傷害条項の適用対象となる事故によって生じた損害について訴外保険会社が保険金請求権者に支払う人身傷害保険金の額は，保険金請求権者が同事故について自賠責保険から損害賠償額の支払を受けていないときには，上記損害賠償額を考慮することなく所定の基準に従って算定されるものとされている。このことからすれば，訴外保険会社と保険金請求権者との間で，人身傷害保険金について，訴外保険会社が保険金請求権者に対して自賠責保険による損害賠償額の支払分を含めて一括して支払う旨の合意（以下「人傷一括払合意」という。）をした場合であっても，本件のように訴外保険会社が人身傷害保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときには，保険金請求権者としては人身傷害保険金のみが支払われたものと理解するのが通常であり，そこに自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然，不合理である。加えて，本件代位条項によれば，人身傷害保険金を支払った訴外保険会社は，人身傷害保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が，被害者について社会通念上妥当であると認められる判決等の基準により算出された過失相殺前の損害額に相当する額を上回るときに限り，その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の賠償義務者等に対する債権を代位取得するものとされているので，本件のように被害者の損害について過失相殺がされる場合には，訴外保険会社が人身傷害保険金の支払により代位取得することができる上記

債権の範囲は保険金支払額を下回ることとなる。この場合において，人傷一括払合意により訴外保険会社が支払う金員の中に自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれるとして，当該支払分の全額について訴外保険会社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると，訴外保険会社が，別途，人身傷害保険金を追加払しない限り，訴外保険会社が最終的に負担する額が減少し，被害者の損害の塡補に不足が生ずることとなり得るが，このような事態が生ずる解釈は，本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しないものというべきである。

また，本件保険金請求書では，対人賠償保険金の請求において自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合には，自賠法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限を訴外保険会社に委任するものとされているのに対し，人身傷害保険金を受領した場合には，その額を限度として上告人が有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の支払請求権が訴外保険会社に移転することを確認するものとされており，対人賠償保険金の受領の場合と人身傷害保険金の受領の場合とで異なる説明内容となっている。さらに，本件協定書においても，上告人の被上告人に対する損害賠償請求権及び自賠責保険への請求権は，上告人が受領した人身傷害保険金の額を限度として訴外保険会社に移転することを承認するものとされている。人身傷害保険金の受領に関する上記各書面の説明内容と本件代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると，上記各書面の説明内容は，訴外保険会社が本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当であり，上告人が訴外保険会社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできない。人傷一括払合意をしていたことは，上記の解釈を左右するものとは解し難く，そのほか，人身傷害保険金の支払を受けるに当たり，上告人が訴外保険会社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したものと解すべき事情も存しない。

以上によれば，本件においては，上告人が訴外保険会社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したと解することはできず，訴外保険会社が上告人に対して本件支払金を支払ったことにより自賠責保険による損害賠償額の支払がされたことになると解することもできない。本件支払金は，その全額について，本件保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものといえるから，訴外保険会社は，この支払により保険代位することができる範囲において，自賠責保険に対する請求権を含む上告人の債権を取得し，これにより上告人は被上告人に対する損害賠償請求権をその範囲で喪失したものと解すべきであり，その後に訴外保険会社が本件自賠金の支払を受けたことは，上告人の被上告人に対する損害賠償請求権の有無及び額に影響を及ぼすものではない。

したがって，上告人の被上告人に対する損害賠償請求権の額から，訴外保険会社が本件支払金の支払により保険代位することができる範囲を超えて本件自賠金に相当する額を控除することはできないというべきである。

(2)　なお，被上告人の損害賠償債務は，本件事故の日に発生し，かつ，何らの催告を要することなく，遅滞に陥ったものであるところ（最高裁昭和３４年（オ）第１１７号同３７年９月４日第三小法廷判決・民集１６巻９号１８３４頁参照），自賠責保険から損害賠償額の支払として受領した金員が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは，遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであり（最高裁平成１６年（受）第５２５号同年１２月２０日第二小法廷判決・裁判集民事２１５号９８７頁参照），上告人が自賠責保険から後遺障害による損害賠償額

の支払として受領した金員について，本件事故の日からその支払日までの上告人の損害金元本に対する遅延損害金に充当することが否定される理由はない。

５　以上と異なる原審の判断には，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由がある。

そして，前記事実関係等及び上記４に説示したところによれば，１５６万３９７８円（弁護士費用相当額１４万円を含む。）及びうち１４０万７８０４円に対する本件支払金の支払日の翌日である平成３０年５月３１日から，うち１４万円に対する不法行為の日である平成２９年４月２５日から各支払済みまで年５分の割合による遅延損害金の支払を求める上告人の請求は，理由があるから，原判決を主文第１項のとおり変更することとする。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　安浪亮介　裁判官　山口厚　裁判官　深山卓也　裁判官　岡正晶　裁判官　堺徹）

裁判年月日　令和 5 年 10 月 16 日　裁判所名　最高裁第一小法廷

（要旨）
◆被害者を被保険者とする人身傷害条項のある自動車保険契約を締結していた保険会社が、上記被害者の遺族に対し、上記条項の適用対象となる事故によって生じた損害について人身傷害保険金額に相当する額の金員を支払った場合において、上記遺族の加害者に対する損害賠償請求権の額から上記金員を全額控除することはできないとされた事例

（本文）
主文

１　原判決中、上告人らに関する部分を次のとおり変更する。
第１審判決中、上告人らに関する部分を次のとおり変更する。
⑴　被上告人らは、上告人Ｘ１に対し、連帯して、１９０１万０００６円及びうち１７２万円に対する平成２８年５月２日から、うち１７２９万０００６円に対する平成２９年１１月１８日から各支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
⑵　被上告人らは、上告人Ｘ２に対し、連帯して、６１３万５４３０円及びうち５５万円に対する平成２８年５月２日から、うち５５８万５４３０円に対する平成２９年１１月１８日から各支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
⑶　被上告人らは、上告人Ｘ３に対し、連帯して、６１３万５４３０円及びうち５５万円に対する平成２８年５月２日から、うち５５８万５４３０円に対する平成２９年１１月１８日から各支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
⑷　被上告人らは、上告人Ｘ４に対し、連帯して、６１３万５４３０円及びうち５５万円に対する平成２８年５月２日から、うち５５８万５４３０円に令和４年（受）第６４８号 損害賠償請求事件令和５年１０月１６日 第一小法廷判決対する平成２９年１１月１８日から各支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
⑸　上告人らのその余の請求をいずれも棄却する。
２　訴訟の総費用はこれを３分し、その１を上告人らの、その余を被上告人らの負担とし、参加によって生じた費用はこれを３分し、その１を上告補助参加人の、その余を被上告人らの負担とする。

理由

上告代理人須賀正人の上告受理申立て理由について
１　本件は、交通事故によって死亡したＡの配偶者又は子である上告人らが、加害車両の運転者である被上告人らに対し、民法７０９条、７１９条等に基づき、損害賠償を求める事案である。保険会社である上告補助参加人（以下「参加人」という。）は、人身傷害条項のある普通保険約款が適用される自動車保険契約をＡとの間で締結しており、上告人らに対して金員を支払ったところ、被上告人らは、上記金員の支払が自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）からの自動車損害賠償保障法１６条１項に基づく損害賠償額の支払の立替払であるとして、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権の

額から上記金員に相当する額を全額控除すべきであると主張している。他方、上記金員の支払が上記保険契約に基づく人身傷害保険金としての支払であるとすると、上記約款の条項によれば、上記金員の額と上告人らの被上告人らに対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が、過失相殺前の損害額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で、参加人が上記損害賠償請求権を保険代位により取得し、上告人らの上記損害賠償請求権の額が減少するにとどまることになることから、上記金員について、上告人らの上記損害賠償請求権の額から控除することができる額が争われている。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

⑴ア　Ａは、平成２８年５月２日、車道上に横臥していたところを被上告人Ｙ１運転の普通乗用自動車によりれき過され、更にその約８分後、その場に横臥していたところを被上告人Ｙ２運転の普通乗用自動車によりれき過されて、その後、死亡した（以下、これらの事故を「本件事故」という。）。

イ　上告人Ｘ１は、Ａの配偶者であり、上告人Ｘ２、同Ｘ３及び同Ｘ４（以下、併せて「上告人子ら」という。）は、いずれもＡの子である。

⑵　本件事故によりＡに生じた損害の額（弁護士費用相当額を除く。）は、合計８２８５万２８１３円であり、上告人Ｘ１が２分の１、上告人子らが各６分の１の各割合で、Ａの被上告人らに対する損害賠償請求権を相続した。上告人らの固有の損害の額（弁護士費用相当額を除く。）は、上告人Ｘ１につき、３５０万円であり、上告人子らにつき、各１００万円である。本件事故におけるＡの過失割合は３割であることから、上記割合により過失相殺をすると、上告人らが被上告人らに対して賠償請求することができる損害金の額（弁護士費用相当額を除く。）は、上告人Ｘ１については３１４４万８４８４円（円未満切捨て。以下同じ。）となり、上告人子らについては各１０３６万６１６１円となる。

⑶ア　Ａは、本件事故当時、参加人との間で、人身傷害条項のある普通保険約款（以下「本件約款」という。）が適用される自動車保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結しており、上記条項に係る被保険者であった。

イ　本件約款中の人身傷害条項及び基本条項には、要旨、次のような定めがあった。

(ｱ)　参加人は、被保険自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者又は配偶者若しくは子等に生じた損害に対して、人身傷害保険金を支払う。

(ｲ)　参加人の支払う人身傷害保険金の額は、人身傷害保険金額を限度として、本件約款所定の算定基準に従い算定された損害額（その額が自賠責保険から支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険によって支払われる金額となる。また、賠償義務者があり、かつ、判決又は裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が上記算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額のうち、訴訟費用等を除いた額となる。）から、人身傷害保険金の請求権者に対して自賠責保険によって支払われた金員等の既払額を差し引いた額とする。

(ｳ)　上記(ｱ)の損害が生じたことにより人身傷害保険金の請求権者が損害賠償請求権その他の債権を取得し、その損害に対して参加人が支払った人身傷害保険金の額がその損害の額の全額に満たない場合には、上記債権の額から、人身傷害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額の限度で、上記債権は参加人に移転する（以下「本件代位条項」という。）。

ウ　参加人は、本件保険契約に基づき、本件事故によって生じた損害について、上告人らに対して人身傷害保険金を支払う義務を負うところ、本件保険契約における人身傷害保険金額は、３０００万円であり、本件約款所定の算定基準に従い算定される損害の額は、上記人身傷害保険金額を超えるものであった。

⑷ア　参加人は、平成２８年９月６日、上告人らに対し、８６４０円を支払った（以下、この支払金を「本件支払金１」という。）。また、参加人は、同年１２月１５日、上告人Ｘ１から、「保険金のお支払についての仮協定書」（以下「本件仮協定書１」という。）を受領し、同月２８日、上告人らに対し、２９９９万１３６０円を支払った（以下、この支払金を「本件支払金２」といい、本件支払金１と併せて「本件支払金１・２」という。）。本件仮協定書１には、①参加人により支払われる保険金の合計が３０００万円であり、これは自賠責保険の保険金額を含む旨、②今回支払われる保険金を受領することにより、本件事故を原因とする上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権が上記保険金の額を限度として参加人に移転することを承認する旨、③参加人が自賠責保険への精算を行った後に、精算額を限度として最終協定を行うことを認める旨の各記載があった。

なお、本件支払金１・２についての上告人らの各受領額は、上告人Ｘ１が１５００万円、上告人子らが各５００万円である。

イ　参加人は、平成２９年５月２４日、本件事故について、被上告人Ｙ１との間で自賠責保険の契約を締結していた保険会社から、損害賠償額の支払として３０００万円を受領した。

ウ　参加人は、その後、上告人Ｘ１から、「保険金のお支払についての仮協定書」（以下「本件仮協定書２」という。）を受領し、平成２９年１１月１７日、上告人らに対し、３０００万円を支払った（以下、この支払金を「本件支払金３」といい、本件支払金１・２と併せて「本件各支払金」という。）。本件仮協定書２には、参加人により支払われる保険金の合計が６０００万円であり、これは自賠責保険の保険金額を含む旨のほか、上記アの②及び③と同様の記載があった。

なお、本件支払金３についての上告人らの各受領額は、上告人Ｘ１が１５００万円、上告人子らが各５００万円である。

エ　参加人は、平成３０年１月１１日、本件事故について、被上告人Ｙ２との間で自賠責保険の契約を締結していた保険会社から、損害賠償額の支払として３０００万円を受領した。

⑸　参加人は、本件各支払金の全額について、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払であるとして内部処理をしている。上告人らと参加人は、本件仮協定書１及び本件仮協定書２に記載された最終協定を締結していない。

３　原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断して、上告人Ｘ１の民法７０９条、７１９条に基づく請求を３５７万９８５４円及び遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容すべきものとし、上告人子らの上記各条に基づく各請求をそれぞれ１０５万０７６１円及び遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容した。

参加人は、上告人らに対し、自賠責保険からの損害賠償額の支払分を含めて参加人が一括して支払をすることとして本件各支払金を支払っており、その合計額（６０００万円）は本件保険契約における人身傷害保険金額（３０００万円）を超えるものであることに加え、参加人が自賠責保険から損害賠償額の支払として本件各支払金の合計額と同額の６０００万円を受領したことや、参加人における内部処理の状況を考慮すれば、本件各支払金は、人身傷害保険金としてではなく、自賠責保険からの損害賠償額

の支払の立替払として支払われたものと認められる。したがって、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権の額から本件各支払金の全額を控除すべきである。

4　しかしながら、原審の上記判断のうち、本件支払金３に関する部分は是認することができるが、本件支払金１・２に関する部分は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

⑴　本件約款によれば、人身傷害条項の適用対象となる事故によって生じた損害について参加人が保険金請求権者に支払う人身傷害保険金の額は、保険金請求権者が上記事故について自賠責保険から損害賠償額の支払を受けていないときには、上記損害賠償額を考慮することなく所定の基準に従って算定されるものとされている。このような約款が適用される自動車保険契約を締結した保険会社が、保険金請求権者に対し、人身傷害保険金として給付義務を負うとされている人身傷害保険金額に相当する額を支払った場合には、保険金請求権者との間で、上記保険会社が保険金請求権者に対して自賠責保険からの損害賠償額の支払分を含めて一括して支払う旨の合意（以下「人傷一括払合意」という。）をしていたとしても、上記保険会社が支払った金員は、特段の事情のない限り、その全額について、上記保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものというべきである。なぜなら、上記の場合には、保険金請求権者としては上記保険会社が給付義務を負う人身傷害保険金が支払われたものと理解するのが通常であり、人傷一括払合意をしていたということだけで、上記金員に自賠責保険からの損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理であり（最高裁令和２年（受）第１１９８号同４年３月２４日第一小法廷判決・民集７６巻３号３５０頁参照）、加えて、上記金員に自賠責保険からの損害賠償額の支払分が含まれていると解すると、保険金請求権者の有する損害賠償請求権の額から控除される額に差異が生ずる結果、遅延損害金等の額において保険金請求権者に不利益が生じ得ることをも考慮すると、上記金員は、他にその支払の趣旨について別異に解すべき特段の事情のない限り、人身傷害保険金として支払われたものと解するのが当事者の合理的意思に合致するものというべきだからである。このことは、上記保険会社が、保険金請求権者に対し、当初、上記人身傷害保険金額に相当する額を支払い、その後、自賠責保険から損害賠償額の支払を受けて追加で金員を支払ったことにより、人身傷害保険金額を超える額の金員を支払うに至ったからといって、上記の当初支払分について、異なるものではない。

これを本件についてみると、参加人が上告人らに対して支払った本件支払金１・２の額の合計は、参加人が本件保険契約に基づいて給付義務を負うとされている人身傷害保険金額に相当する額である。そして、本件仮協定書１には、本件支払金１・２について、自賠責保険の保険金額を含む旨や、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権が本件支払金１・２の額を限度として参加人に移転することを承認する旨の記載があるものの、これらの記載は、本件代位条項を含む本件約款の内容も併せ考慮すると、参加人が人身傷害保険金の支払により本件代位条項に基づき保険代位することを承認する趣旨のものと解するのが相当であって、本件支払金１・２の支払について、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払であることを確認あるいは合意する趣旨を含むものと解することはできないし、他に、そのような趣旨を含む記載があることはうかがわれない。そのほか、参加人が自賠責保険から損害賠償額の支払として本件各支払金の合計額と同額を受領したことや参加人における内部処理の状況を踏まえても、本件支払金１・２について、人身傷害保険金としてではなく、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払として支払われたものと解すべき特段の事情があるとはいえない。

以上によれば、本件支払金１・２は、その全額について、本件保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものというべきであるから、参加人は、この支払により保険代位することができる範囲において、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権を取得し、これにより上告人らは上記損害賠償請求権をその範囲で喪失したこととなる。

したがって、本件支払金１・２については、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権の額から、参加人が本件支払金１・２の支払により保険代位することができる範囲を超える額を控除することはできないというべきである。

⑵　他方、本件約款によれば、参加人は、人身傷害保険金額を超えて人身傷害保険金を支払う義務を負わないから、本件支払金３は、人身傷害保険金として支払われたものでないことは明らかであり、前記事実関係等の下では、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払として支払われたものというべきである。したがって、本件支払金３については、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権の額からその全額を控除することができる。

⑶　以上によれば、原審の本件支払金３に関する判断は、正当として是認することができ、この点に関する論旨は採用することができないが、本件支払金１・２に関する原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、この点に関する論旨はこの趣旨をいうものとして理由がある。

5⑴　前記事実関係等及び上記４で説示したところによれば、上告人らが被上告人らに対して賠償請求することができる損害金の元本の額は、次のとおりとなる（いずれも弁護士費用相当額を除く。）。

ア(ｱ)　過失相殺後の上告人Ｘ１の損害賠償請求権に係る損害金元本の額である３１４４万８４８４円と、本件支払金１・２のうち上告人Ｘ１が受領した１５００万円との合計額４６４４万８４８４円は、過失相殺前の上告人Ｘ１の損害の額である４４９２万６４０６円を上回り、参加人は、その上回る部分に相当する１５２万２０７８円の範囲で、本件支払金２の支払時に上告人Ｘ１の上記損害金元本の支払請求権を保険代位により取得する。よって、上記金額の限度で上告人Ｘ１は上記請求権を失うから、上記金額を上記損害金元本の額から控除すべきであり、本件支払金２が支払われた後の上告人Ｘ１の損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、２９９２万６４０６円となる。

(ｲ)　本件事故日から上記の代位取得の日である本件支払金２の支払日までの遅延損害金は、１０３万５３９４円であり、上記支払日の翌日から本件支払金３の支払日までの遅延損害金は、１３２万８２０６円である。本件支払金３のうち上告人Ｘ１が受領した１５００万円は、上記各遅延損害金にまず充当され、その充当後の残額が上記損害金元本に充当される。そうすると、本件支払金３が支払われた後の上告人Ｘ１の損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、１７２９万００００６円となる。

イ(ｱ)　過失相殺後の上告人Ｘ２の損害賠償請求権に係る損害金元本の額である１０３６万６１６１円と、本件支払金１・２のうち上告人Ｘ２が受領した５００万円との合計額１５３６万６１６１円は、過失相殺前の上告人Ｘ２の損害の額である１４８０万８８０２円を上回り、参加人は、その上回る部分に相当する５５万７３５９円の範囲で、本件支払金２の支払時に上告人Ｘ２の上記損害金元本の支払請求権を保険代位により取得する。よって、上記金額の限度で上告人Ｘ２は上記請求権を失うから、上記金額を上記損害金元本の額から控除すべきであり、本件支払金２が支払われた後の上告人Ｘ２の損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、９８０万８８０２円となる。

(ｲ)　本件事故日から上記の代位取得の日である本件支払金２の支払日までの遅延損害金は、３４万１２９０円であり、上記支払日の翌日から本件支払金３の支払日までの遅延損害金は、４３万５３３８円である。本件支払金３のうち上告人Ｘ２が受領した５００万円は、上記各遅延損害金にまず充当され、その充当後の残額が上記損害金元本に充当される。そうすると、本件支払金３が支払われた後の上告人Ｘ２の損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、５５８万５４３０円である。

ウ　上告人Ｘ３及び同Ｘ４の被上告人らに対する損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、それぞれ、上記イと同様となる。

(2)　以上によれば、上告人Ｘ１の請求は、被上告人らに対し、１９０１万０００６円（弁護士費用相当額１７２万円を含む。）及びうち１７２万円に対する不法行為の日である平成２８年５月２日から、うち１７２９万０００６円に対する本件支払金３の支払日の翌日である平成２９年１１月１８日から各支払済みまで平成２９年法律第４４号による改正前の民法所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があり、上告人子らの各請求は、それぞれ、被上告人らに対し、６１３万５４３０円（弁護士費用相当額５５万円を含む。）及びうち５５万円に対する平成２８年５月２日から、うち５５８万５４３０円に対する平成２９年１１月１８日から各支払済みまで上記割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから、これらを認容すべきであり、その余はいずれも理由がないから棄却すべきである。

したがって、原判決中、上告人らに関する部分を主文第１項のとおり変更することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官　安浪亮介　裁判官　山口厚　裁判官　深山卓也　裁判官　岡正晶　裁判官　堺徹)